離島等供給約款変更届出書

2024 年 3 月 18 日

東北電力ネットワーク株式会社

離島等供給約款変更届出書

東北電ＮＷＮＷＳ企第 20 号
２０２４ 年 ３ 月 １８ 日

経済産業大臣　齋藤　健　殿

仙台市青葉区本町一丁目７番１号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長　　坂本　　光弘

電気事業法第 21 条第１項の規定により，次のとおり離島等供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙　離島等供給約款のとおりであります。
実施期日	2024 年４月１日

別　紙

離 島 等 供 給 約 款

［　低　圧　用　］

2024年4月1日 実 施

東北電力ネットワーク株式会社

離 島 等 供 給 約 款［低 圧 用］

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　適　　用 …… 1

2　離島等供給約款の届出および変更 …… 1

3　定　　義 …… 1

4　単位および端数処理 …… 2

5　実 施 細 目 …… 3

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み …… 4

7　需給契約の成立および契約期間 …… 5

8　需 要 場 所 …… 5

9　需給契約の単位 …… 5

10　供給の開始 …… 5

11　供給の単位 …… 5

12　承諾の限界 …… 5

13　需給契約書の作成 …… 6

Ⅲ　契約種別および料金

14　契 約 種 別 …… 7

15　定 額 電 灯 …… 7

16　従 量 電 灯 …… 9

17　時間帯別電灯 …… 13

18　季節別高負荷率電灯 …… 17

19　臨 時 電 灯 …… 19

20　公衆街路灯 …… 22

21　低圧高稼動契約 …… 25

22　低 圧 電 力 …… 28
23　低圧季節別時間帯別電力 …… 30
24　臨 時 電 力 …… 32
25　農事用電力 …… 34
26　深 夜 電 力 …… 36
27　融雪用電力 …… 38
Ⅳ　料金の算定および支払い
28　料金の適用開始の時期 …… 43
29　検　針　日 …… 43
30　料金の算定期間 …… 43
31　使用電力量の計量 …… 44
32　料金の算定 …… 45
33　日 割 計 算 …… 46
34　料金の支払義務および支払期日 …… 46
35　料金その他の支払方法 …… 47
36　延 滞 利 息 …… 48
37　保　証　金 …… 49
Ⅴ　使用および供給
38　適正契約の保持 …… 50
39　力率の保持 …… 50
40　需要場所への立入りによる業務の実施 …… 50
41　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… 50
42　供給の停止 …… 51
43　供給停止の解除 …… 52
44　供給停止期間中の料金 …… 52
45　違　約　金 …… 52
46　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… 52
47　制限または中止の料金割引 …… 52

48　損害賠償の免責 53
49　設備の賠償 53
Ⅵ　契約の変更および終了
50　需給契約の変更 55
51　名義の変更 55
52　需給契約の廃止 55
53　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 55
54　解　約　等 57
55　需給契約消滅後の債権債務関係 57
Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担
56　供給方法，工事および施設 58
57　工事費負担金等の申受けおよび精算 58
Ⅷ　保　　安
58　保安の責任 59
59　調　　査 59
60　調査に対するお客さまの協力 59
61　保安に対するお客さまの協力 59
62　検査または工事の受託 59
63　自家用電気工作物 60
附　　則 61
別　　表 73

Ⅰ　総　　則

1　適　　用

(1) 当社が，低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款[低圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。

(2) この離島約款は，次の離島に適用いたします。

山形県　飛島，新潟県　佐渡島および粟島

2　離島等供給約款の届出および変更

(1) この離島約款は,電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき,経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は,経済産業大臣に届け出て,この離島約款を変更することがあります。この場合には,電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款[低圧用]によります。

3　定　　義

次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低　　圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 高　　圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(3) 電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契 約 電 流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(9) 契 約 容 量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 夏　　季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(14) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(15) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4　単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は，1ワットまたは1ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 契約容量の単位は，1キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 契約電力の単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，臨時電力または農事用電力Ａについては，22（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。また，農事用電力Ｂで契約負荷設備の総入力が 0.5 キロワット以下となる場合は，契約電力を0.5キロワットといたします。

(4) 使用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(5) 力率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

5　実 施 細 目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款，ならびに当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ　当社または当該配電事業者が，発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第 2 条第 5 項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第 2 条の 7 に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。

ロ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について，当該配電事業者に提供すること。

ハ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。

(3) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，1 年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1 年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8　需 要 場 所

需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

9　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。

(1) １需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（(2)の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力，農事用電力，深夜電力Ａまたは深夜電力Ｂのうちの１契約種別，融雪用電力Ａ，融雪用電力Ｂ

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯，従量電灯のうちの１契約種別，時間帯別電灯Ａもしくは時間帯別電灯Ｂのうちの１契約種別または季節別高負荷率電灯と低圧電力または低圧季節別時間帯別電力とをあわせて契約する場合

10　供給の開始

(1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾した場合には，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

(2) 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11　供給の単位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

12　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証

金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13　需給契約書の作成

特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契約種別

契約種別は，次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
		C
	時間帯別電灯	A
		B
	季節別高負荷率電灯	
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
電灯電力併用需要	低圧高稼動契約	
電力需要	低圧電力	
	低圧季節別時間帯別電力	
	臨時電力	
	農事用電力	A
		B
	深夜電力	A
		B
	融雪用電力	A
		B

15　定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は，1 月につき次のとおりといたします。

1契約につき	60円50銭

ロ　電 灯 料 金

(ｲ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	118円20銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	216円55銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	413円32銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	610円14銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,003円67銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,003円67銭

(ﾛ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示さ

れている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し,その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	366円03銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	672円71銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	672円71銭

16　従 量 電 灯

(1) 従量電灯Ａ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が５アンペア以下であること。

(ﾛ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。

ハ　契約電流

(ｲ) 契約電流は，５アンペアといたします。

(ﾛ) 当社または当該配電事業者は，契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表

3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の7キロワット時まで	358円95銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	29円62銭

(2) 従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電流が10アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であること。

(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(ｲ) 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調

整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペア	369円60銭
契約電流15アンペア	554円40銭
契約電流20アンペア	739円20銭
契約電流30アンペア	1,108円80銭
契約電流40アンペア	1,478円40銭
契約電流50アンペア	1,848円00銭
契約電流60アンペア	2,217円60銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円62銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円37銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円32銭

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	358円95銭

(3) 従量電灯Ｃ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ｲ) 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ﾛ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法（託送約款等に定める方法といたします。）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力

量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円62銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円37銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円32銭

17 時間帯別電灯

(1) 時間帯別電灯Ａ

イ 適 用 範 囲

従量電灯の適用範囲に該当し，ニに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契 約 容 量

(ｲ) 契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。

ただし，お客さまの希望により，当社もしくは当該配電事業者の電流を制限する計量器により電流を制限する場合，または当社もしくは当該配電事業者の電流制限器を取り付ける場合は，契約容量は，電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。

a　電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \begin{matrix}\text{制限される電流}\\ \text{（アンペア）}\end{matrix} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

b　電流制限器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \begin{matrix}\text{電流制限器の}\\ \text{定格電流（アンペア）}\end{matrix} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，電流制限器とは，16（従量電灯）(1)ハ(ﾛ)および(2)ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。

(ﾛ) 別表 5（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は，(ｲ)にかかわらず，契約容量は，原則として，次のａによってえた値に 0.4 を乗じてえた値がｂによってえた値以上となる場合は，ａによってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。

ａによってえた値＋ｂによってえた値×0.1

a　契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて，原則として従量電灯Ｃの契約容量決定方法に準じてえた値

ただし，夜間蓄熱式機器を使用される場合で，お客さまの希望により夜間蓄熱式機器以外の機器について当社または当該配電事業者の電流制限器を取り付けるときは，(ｲ)に準じて算定いたします。

b　契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

ニ　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

(ｲ) 昼間時間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。

(ﾛ) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサル

サービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

a　契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,667円60銭

b　契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　昼 間 時 間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	31円17銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	39円21銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	43円91銭

b　夜 間 時 間

１キロワット時につき	27円64銭

へ　そ の 他

(ｲ) 当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表 6（日割計算の基本算式）(1)ロ(ﾊ)によるものといたします。

(ﾛ) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ﾊ) 夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

(ﾆ) 当社は，別表 5（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(ﾎ) Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。

(ﾍ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものとい

たします。

(2) 時間帯別電灯Ｂ

イ　適 用 範 囲

従量電灯の適用範囲に該当し，ニに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契 約 容 量

契約容量は，時間帯別電灯Ａに準じて定めます。

ニ　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

(ｲ) 昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(ﾛ) 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

a　契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,667円60銭

b　契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　昼 間 時 間

最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	33円07銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	41円82銭
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	46円92銭

b　夜 間 時 間

１キロワット時につき	27円95銭

ヘ　そ の 他

(ｲ) 当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表 6（日割計算の基本算式）(1)ロ(ﾆ)によるものといたします。

(ﾛ) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ﾊ) 夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

(ﾆ) 当社は，別表 5（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(ﾎ) Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。

(ﾍ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

18　季節別高負荷率電灯

(1) 適 用 範 囲

イ　従量電灯の適用範囲に該当し，夏季からの負荷移行が可能な需要に適用いたします。

ロ　季節別高負荷率電灯から他の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，原則として季節別高負荷率電灯を適用いたしません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契 約 容 量

契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。

ただし，季節別高負荷率電灯適用の際現に取り付けられている当社もしくは当該配電事業者の電流を制限する計量器または当社もしくは当該配電事業者の電流制限器を継続して使用することを希望される場合は，契約容量は，原則として電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。

イ　電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{制限される電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ　電流制限器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{電流制限器の定格電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，電流制限器とは，16（従量電灯）(1)ハ(ﾛ)および(2)ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

1契約につき最初の6キロボルトアンペアまで	3,009円60銭

上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	501円60銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	39円12銭	36円57銭

(5) 契約期間

契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。

(6) そ　の　他

イ　当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，32（料金の算定）(1)ロに該当し，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

19　臨時電灯

(1) 臨時電灯Ａ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　料　　金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって，1 日につき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円67銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	23円33銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	23円33銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	233円38銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	233円38銭

ニ　そ　の　他

(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯Ｂ

イ　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が 1 年未満の需要で，契約電流が 40 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　契 約 電 流

(ｲ) 契約電流は，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	406円56銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	43円30銭

ニ そ の 他

(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯Ｃ

イ　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	406円56銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	43円30銭

ハ　そ　の　他

(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

20　公衆街路灯

(1) 公衆街路灯Ａ

イ　適 用 範 囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 需要家料金

需要家料金は，1 月につき次のとおりといたします。

1契約につき	55円00銭

(ﾛ) 電 灯 料 金

a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	111円21銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	204円78銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	391円98銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	579円23銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	953円62銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	953円62銭

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	344円58銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	636円41銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	636円41銭

ハ　そ　の　他

(ｲ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯Ｂ

イ　適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が１キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契 約 容 量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が１キロボルトアンペア未満の場合は，１キロボルトアンペアといたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力

量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	336円60銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	28円72銭

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	332円55銭

ホ　そ　の　他

(ｲ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

21　低圧高稼動契約

(1) 適 用 範 囲

イ　次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。

(ﾛ) (4)に定める契約電力が 30 キロワット以上であり，かつ，50 キロワット未満であること。ただし，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事

業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約電力が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお，電灯または小型機器の基準電力（(4)イを適用した値といたします。）および動力の基準電力は，50 キロワット未満といたします。

ロ　低圧高稼動契約から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，低圧高稼動契約を適用いたしません。

(2) 供給の単位

当社または当該配電事業者は，11（供給の単位）にかかわらず，原則として，1 需給契約につき，2 供給電気方式，2 引込みおよび 2 計量をもって電気を供給いたします。

(3) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，次のとおりといたします。

イ　電灯または小型機器への供給は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ロ　動力への供給は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(4) 契 約 電 力

契約電力は，次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。

イ　電灯または小型機器の基準電力

電灯または小型機器の基準電力は，時間帯別電灯Ａに準じて定めます。この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。

ロ　動力の基準電力

動力の基準電力は，低圧電力の契約電力決定方法に準じて定めます。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバー

サルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,577円12銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	29円88銭	28円17銭

ハ　力率割引および割増し

電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によって別表 4（加重平均力率の算定）(2)ハにより加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合は，基本料金を 5 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合，電灯または小型機器の力率および動力の力率は，別表 4（加重平均力率の算定）(2)イまたはロにより算定いたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

(6) 契 約 期 間

契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。

(7) そ　の　他

イ　33（日割計算）に定める事項については，低圧電力に準ずるものといたします。

ロ　低圧高稼動契約の適用を受けるお客さまは，定額電灯，従量電灯，低圧電力，時間帯別電灯Ａ，時間帯別電灯Ｂ，季節別高負荷率電灯または低圧季節別時間帯別電力をあわせて契約

することはできません。

ハ　夜間時間（毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間をいいます。）以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ニ　夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

ホ　当社は，夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ヘ　Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は，契約電力が増加したものとして，低圧電力に準じて取り扱うものといたします。

ト　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃまたは低圧電力に準ずるものといたします。

22　低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ　1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路におい

て使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は契約容量および契約電力の算定方法に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ﾛ) (ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2(燃料費調整)(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2(燃料費調整)(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整)(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3(離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3(離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,300円89銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	27円09銭	25円64銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 4（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を 5 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，進相用コンデンサ取付容量基準（託送約款等に定めるものといたします。）に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85 パーセントとみなします。

ニ　そ　の　他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85 パーセントとみなします。

(6) そ　の　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

23　低圧季節別時間帯別電力

(1) 適 用 範 囲

イ　低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。

ロ　低圧季節別時間帯別電力から他の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，低圧季節別時間帯別電力を適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3) 時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

ロ　夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２(燃料費調整)(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２(燃料費調整)(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整)(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３(離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３(離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,409円10銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 昼 間 時 間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	27円28銭	25円75銭

(ﾛ) 夜 間 時 間

1キロワット時につき	25円10銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

(5) 契 約 期 間

契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，　需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。

(6) そ　の　他

イ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，53（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。

なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの各時間帯別の使用電力量は，精算対象とされる契約電力分と残余分の比であん分したものといたします。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

24　臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3) 料　　金

契約電力が，5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ　定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加え

たものといたします。

契約電力1キロワット 1日につき	269円74銭

ロ　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき 22（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，22（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	30円39銭	28円65銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ　の　他

イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

25　農事用電力

(1) 農事用電力Ａ（かんがい排水用電力）

イ　適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で,契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　契 約 電 力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，1 年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の 2 月分（その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	662円89銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認すると

きを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	23円00銭	21円92銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

ニ　そ　の　他

(ｲ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

(ﾛ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社またはの求めに応じた当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力Ｂ（育苗温床用電力）

イ　適 用 範 囲

農事用の育苗温床のために電熱を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 2 月 1 日から 5 月 31 日までの 4 月の間（以下「契約設定期間」といいます。）に契約使用期間を 30 日以上継続して設定するものであること。

(ﾛ) 契約電力が 5 キロワット以下であること。

ロ　契 約 電 力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。

ハ　料　　金

料金は，次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニ

バーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

契約電力1キロワットにつき	最初の30日まで	9,258円19銭
	30日をこえる1日につき	308円60銭

ニ　そ　の　他

(ｲ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。

(ﾛ) 契約設定期間が気象条件等により実際の育苗の期間と著しく異なる場合には，当社は，契約設定期間を前後1月以内の範囲で変更することがあります。ただし，この場合であっても，契約設定期間の範囲は4月を上回らないものといたします。

(ﾊ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

26　深夜電力

(1) 深夜電力Ａ

イ　適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り，温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，その総入力が0.5キロワット以下であるものに適用いたします。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。

ハ　契約電力

契約電力は，0.5キロワットといたします。

ニ　供給条件

(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ) 専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ) 当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

(ﾆ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

(ﾎ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ホ　料　　金

料金は，1月につき次の金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃

料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1契約につき	2,938円57銭

ヘ　そ　の　他

(ｲ) 42（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，42（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 深夜電力Ｂ

イ　適 用 範 囲

毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　契 約 電 力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 22（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお，契約電力は，1 キロワット以上といたします。

ハ　供 給 条 件

(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ) 専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ) 当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(ﾆ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

(ﾎ) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(ﾍ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	347円60銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	27円64銭

ホ　そ　の　他

(ｲ) 42（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，42（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

27　融雪用電力

(1) 融雪用電力Ａ

イ　適 用 範 囲

(ｲ) 毎日午後 9 時から翌日の午後 4 時までの時間を限り，融雪のために毎年，一定期間を限り，3 月以上継続して使用する電熱需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

(ﾛ) 融雪用電力Ａから他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，(ｲ)

にかかわらず，原則として融雪用電力Ａを適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。

なお，契約電力は，1キロワット以上といたします。

ホ　供 給 条 件

(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。

(ﾆ) 当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(ﾎ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

(ﾍ) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(ﾄ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ﾁ) お客さまが電気の使用を休止される場合は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ヘ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	契約使用期間の最初の3月まで	1,337円60銭
	3月超過	413円60銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	22円63銭

ト　そ　の　他

(ｲ) 42（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，42（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものといたします。

(ﾛ) 契約使用期間については，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，3 月を下回らないものといたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 融雪用電力Ｂ

イ　適 用 範 囲

(ｲ) 毎日午後 4 時から午後 9 時までの時間帯のうちの 2 時間を除いた 22 時間に限り，融雪のために毎年，一定期間を限り，3 月以上継続して動力を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

(ﾛ)　融雪用電力Ｂから他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，(ｲ)にかかわらず，原則として融雪用電力Ｂを適用いたしません。

ロ　契 約 電 力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 22（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお，上記により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は，契約電力は，0.5 キロワットといたします。

ハ　供 給 条 件

(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。

(ﾆ) 当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの時間帯を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。

(ﾎ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

(ﾍ) 当社は，契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合には，お客さまと当社との協議によって定めます。

(ﾄ) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(ﾁ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ﾘ) お客さまが電気の使用を休止される場合は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	契約使用期間の最初の3月まで	1,992円10銭
	3月超過	496円10銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	23円11銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 4（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合は，基本料金を 5 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，進相用コンデンサ取付容量基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付け

てあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

ホ　そ　の　他

(ｲ) 42（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，42（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものといたします。

(ﾛ) 契約使用期間については，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，3月を下回らないものといたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

28　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

29　検　針　日

検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3) 当社または当該配電事業者は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等のときを除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

(4) (1)の場合で，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

(5) (3)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(6) (3)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

30　料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2) 定額制供給の場合または 31（使用電力量の計量）(10)の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの料金の算定期間は，契

約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

31　使用電力量の計量

(1) 使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに(8)および(9)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。

イ　29（検針日）(2)の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，32（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ　29（検針日）(5)の場合，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，32（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ　29（検針日）(6)の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の 1 月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，32（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 計量器の読みは，次によります。

イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位といたします。

ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。

(3) 時間帯別電灯Ａ，時間帯別電灯Ｂおよび低圧季節別時間帯別電力のお客さまの使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。

なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，各時間帯ごとに，その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。

(4) 低圧高稼動契約のお客さまの使用電力量の計量は，原則として電灯または小型機器と動力とを別に行ないます。この場合，計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。

(5) 時間帯別電灯Ａ，時間帯別電灯Ｂおよび低圧高稼動契約における夜間蓄熱式機器の計量等について，従量電灯および深夜電力の適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合は，次によります。

イ　お客さまと当社または当該配電事業者との協議のうえ，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また，当社または当該配電事業者は，毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時まで以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ　イの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，低圧高稼動契約の場合を除き，夜間時間に使用されたものといたします。

(6) 使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(7) 当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(8) 計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，(9)の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(9) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(10) 従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(11) 記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

32　料金の算定

(1) 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　30（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5 日を上回り，または下回るとき。

(2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

33 日 割 計 算

(1) 当社は，32（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金，基本使用料金または定額制供給の料金は，別表 6（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 6（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分，時間帯別電灯Ａおよび時間帯別電灯Ｂの昼間時間における料金適用上の電力量区分については，別表 6（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 6（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2) 32（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，32（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表 6（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

(4) 当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

34 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，29（検針日）(4)の場合で，実際に検針を行なった日が，当社があらかじめお知らせした日より後の日となり，当社が必要と認めるときは，実際に検針を行なった日といたします。また，29（検針日）(5)の場合の料金または 31（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，31（使用電力量の計量）(9)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお，31（使用電力量の計量）(10)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ　35（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

ホ　農事用電力Ａのお客さまの１年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の２月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。

(2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，(3)にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

35　料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　(1)ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 29（検針日）(5)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支

払っていただきます。

(6) 料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお，当社は，前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂについては，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。

また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。

36 延滞利息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，(2)の場合を除き，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を 35（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は，この限りではありません。

(2) 52（需給契約の廃止）(2)または 54（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は，消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について，支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して 10 日以内である場合は，この限りではありません。

(3) 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して，年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365 日あたりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

(4) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（(2)の場合は，消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払っていただきます。

37 保　証　金

(1) 当社は,お客さまが次のいずれかに該当する場合には,供給の開始もしくは再開に先だって,または供給継続の条件として，予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。

(ｲ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ﾛ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は，保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。

なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は，保証金に利息を付しません。

(6) 当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは，その残額をお返しいたします。

Ⅴ　使用および供給

38　適正契約の保持

当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

39　力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，進相用コンデンサ取付容量基準を基準として取り付けていただきます。

40　需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計，施工，改修または検査

(2) 61（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 42（供給の停止），52（需給契約の廃止）(1)または54（解約等）により必要な処置

(6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

41　電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定

めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

42　供給の停止

(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の 5 日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ハ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ニ　料金以外の債務を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ロ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

(4) お客さまが次のいずれかに該当し，当社または当該配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　40（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　41（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(5) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

43　供給停止の解除

42（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

44　供給停止期間中の料金

42（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を 33（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，公衆街路灯および深夜電力Ａのお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。

45　違　約　金

(1) お客さまが 42（供給の停止）(3)もしくは(4)ロからニまでまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，6 月以内で当社が決定した期間といたします。

46　供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

47　制限または中止の料金割引

(1) 当社または当該配電事業者が，46（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって，定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯Ａ，時間帯別電灯Ｂ，季節別高負荷率電灯，低圧高稼動契約，低圧電力および低圧季節別時間帯別電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，当社は次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。

イ　割引の対象

(ｲ) 定額電灯の場合

需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。

(ﾛ) 定額電灯以外の場合

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，32（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割　引　率

1月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。

(2) (1)による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は，1月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，料金の算定期間の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力，農事用電力，深夜電力Ａ，深夜電力Ｂおよび融雪用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし，深夜電力Ａ，深夜電力Ｂおよび融雪用電力の割引対象時間は，契約使用時間といたします。

48　損害賠償の免責

(1) 46（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 42（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または54（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

49　設備の賠償

(1) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

修理費

ロ　亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

(2) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

50　需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

51　名義の変更

相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。

52　需給契約の廃止

(1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 需給契約は，54（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

53　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力，農事用電力Ｂ，深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。

なお，季節別高負荷率電灯および低圧高稼動契約については，別表７（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともない料金を精算する場合の料金）によります。

ただし，当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止さ

れる日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。

(ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。

(ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を申し受けます。

(ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を申し受けます。

(ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

54　解　約　等

(1) 42（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが，52（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

55　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

56　供給方法，工事および施設

(1) 電気の需給地点は，当社または当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。

(3) 当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

57　工事費負担金等の申受けおよび精算

(1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

(2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

(3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

Ⅷ　保　　安

58　保安の責任

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。

59　調　　査

当社または当該配電事業者は，法令および託送約款等に定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

60　調査に対するお客さまの協力

(1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社，当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。

(2) 当社または当該配電事業者は，59（調査）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

61　保安に対するお客さまの協力

(1) 託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

62　検査または工事の受託

(1) お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。

(2) (1)の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社または当該配電事業者は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。

(3) お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。

(4) (3)の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社または当該配電事業者は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷個所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

63　自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。

(1) 59（調査）

(2) 60（調査に対するお客さまの協力）

(3) 62（検査または工事の受託）

附　　則

附　　則

1　この離島約款の実施期日

この離島約款は，2024 年 4 月 1 日から実施いたします。

2　標準周波数についての特別措置

この離島約款実施の際現に標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している次の離島については，当分の間，標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。

新潟県　佐渡島

3　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定に係る取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで，共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，1 需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，(2)により算定いたします。

なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ　1 建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　1 建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は，16（従量電灯）(1)ニ，(2)ニおよび(3)ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａまたは従量電灯Ｂを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Ａの場合は適用いたしません。

ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Ａの場合は料金といたします。）は，1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。

4　深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置

(1) 適 用 範 囲

イ　毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であり，かつ，この離島約款実施の際現に変更前の離島供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則 4（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。

ロ　次のいずれかに該当する場合には，イにかかわらず，深夜電力Ｃを適用いたします。ただし，負荷設備をすべて取り外された場合を除きます。

(ｲ) 旧離島約款附則 4（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）に係る供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合で，お客さまが 1 年を通じて深夜電力Ｃの適用を受けることを希望されるとき。

(ﾛ) 契約負荷設備を変更し，契約負荷設備の変更後の総容量が，変更前の総容量を上回らない場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は，深夜電力Ｂに準じて定めます。

(3) 供 給 条 件

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

ハ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，(1)の使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ニ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

ホ　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ヘ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	248円60銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	27円06銭

(5) そ　の　他

イ　お客さまが希望される場合には，1 需要場所において，深夜電力Ｃ以外の契約種別による電気の供給と深夜電力Ｃによる電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ　その他の事項については，深夜電力Ｂに準ずるものといたします。

5　時間帯別電灯Ｓのお客さまについての特別措置

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 5（時間帯別電灯Ｓのお客さまについての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は，時間帯別電灯Ａに準じて定めます。

(4) 時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ　夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(5) 料　　金

料金は，基本使用料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本使用料金

基本使用料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。

(ｲ) 契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	8,431円60銭

ただし，まったく電気を使用しない場合は，次のとおりといたします。

1契約につき	833円80銭

(ﾛ) 契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	9,140円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

ただし，まったく電気を使用しない場合は，次のとおりといたします。

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,188円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	184円80銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 昼間時間

基本使用料金適用電力量をこえる1キロワット時につき	49円09銭

基本使用料金適用電力量は，１月につき200キロワット時といたします。

(ﾛ) 夜間時間

１キロワット時につき	27円95銭

(6) そ の 他

イ　当社は，31（使用電力量の計量）に準じて使用電力量を計量いたします。

ロ　当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，基本使用料金および基本使用料金適用電力量の日割計算は，別表６（日割計算の基本算式）(1)イおよびロ(ﾎ)によるものといたします。

ハ　当社は，47（制限または中止の料金割引）に準じて割引を行ない料金を算定いたします。なお，割引の対象は，47（制限または中止の料金割引）(1)イにかかわらず１月につき次の金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合は，半額といたします。

(ｲ) 契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,667円60銭

(ﾛ) 契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

ニ　夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

ホ　当社は，別表５（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくこと

があります。

へ　Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。

ト　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

6　ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 6（ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契 約 容 量

契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。

ただし，お客さまの希望により，電流を制限する計量器により電流を制限する場合，または当社もしくは当該配電事業者の電流制限器を取り付ける場合は，契約容量は，原則として電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。

イ　電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \begin{array}{l}\text{制限される電流}\\ \text{（アンペア）}\end{array} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ　電流制限器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \begin{array}{l}\text{電流制限器の}\\ \text{定格電流（アンペア）}\end{array} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，電流制限器とは，16（従量電灯）(1)ハ(ﾛ)および(2)ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。

(4) 時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　ピーク時間

夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。

ロ　昼間時間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間を除きます。

ハ　夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２(燃料費調整)(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(ｲ) 契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,667円60銭

(ﾛ) 契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) ピーク時間

1キロワット時につき	63円90銭

(ﾛ) 昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	29円18銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	36円49銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	46円47銭

(ﾊ) 夜間時間

1キロワット時につき	27円64銭

(6) 契 約 期 間

契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の

日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。

(7) そ　の　他

イ　当社は，31（使用電力量の計量）に準じて使用電力量を計量いたします。

ロ　当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表 6（日割計算の基本算式）(1)ロ(ﾊ)によるものといたします。

ハ　当社は，47（制限または中止の料金割引）に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

7　時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置

(1) 5時間通電機器に係る取扱い

イ　当社は，31（使用電力量の計量）(5)イに該当し，毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器といたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの5時間通電機器を使用される需要場所において，5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

(ｲ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則7（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において5時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

(ﾛ) 5時間通電機器に係る供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイに該当する夜間蓄熱式機器

(ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイに該当する夜間蓄熱式機器

ハ　時間帯別電灯Ａ適用の際現に時間帯別電灯Ｓ，深夜電力Ｃ，附則8（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(2)ロもしくはハ，または附則9（低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくは(3)の適用を受けている5時間通電機器は，ロに準ずるものといたします。

ニ　ロまたはハの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。また，この場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに31（使用電力量の計量）(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

(2) 通電制御型夜間蓄熱式機器に係る取扱い

イ　当社は，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を通電開始時刻が制御可能な夜間蓄熱式機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）といたします。

(ｲ) 次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器

a　給水温度を検知できること。

b　aの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

c　bの熱量から所要通電時間数を算出できること。

d　毎日の夜間時間（31〔使用電力量の計量〕(5)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻からcの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(ﾛ) (ｲ)に準ずる場合で，当社が認めたもの。

ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。

(ｲ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則7（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

(ﾛ) 通電制御型夜間蓄熱式機器に係る供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイ(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器

(ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイ(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器

ハ　時間帯別電灯Ａ適用の際現に附則8（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(3)ロもしくはハ，または附則10（深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくは(3)の適用を受けている夜間蓄熱式機器は，ロに準ずるものといたします。

ニ　当社は，イ(ｲ)または(ﾛ)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

8　時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置

(1) 8時間通電機器に係る取扱い

イ　当社は，次のいずれにも該当する夜間蓄熱式機器（(3)の適用を受ける夜間蓄熱式機器を除きます。）を8時間通電機器といたします。

(ｲ) 主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能を有すること。

(ﾛ) (ｲ)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，31（使用電力量の計量）(5)イの場合の8時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を 8 時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，8 時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

(ｲ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 8（時間帯別電灯Ｂにおける 8 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において 8 時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

(ﾛ) 8 時間通電機器に係る供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイ(ｲ)および(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器

(ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイ(ｲ)および(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器

ハ　当社は，イ(ｲ)および(ﾛ)に定める 8 時間通電機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，8 時間通電機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) 5 時間通電機器に係る取扱い

イ　当社は，31（使用電力量の計量）(5)イに該当し，毎日午前 1 時から午前 6 時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を 5 時間通電機器といたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，5 時間通電機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を 5 時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの 5 時間通電機器を使用される需要場所において，5 時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

(ｲ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 8（時間帯別電灯Ｂにおける 8 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において 5 時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

(ﾛ) 5 時間通電機器に係る供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイに該当する夜間蓄熱式機器

(ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイに該当する夜間蓄熱式機器

ハ　時間帯別電灯Ｂ適用の際現に時間帯別電灯Ｓ，深夜電力Ｃ，附則 7（時間帯別電灯Ａにおける 5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ロもしくはハ，または附則 9（低圧高稼動契約における 5 時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくは(3)の適用を受けている 5 時間通電機器は，ロに準ずるものといたします。

ニ　ロまたはハの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。また，この場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに 31（使用電力量の計量）(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

(3) 通電制御型夜間蓄熱式機器に係る取扱い

イ　当社は，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器といた

します。

(ｲ) 次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器

a　給水温度を検知できること。

b　aの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

c　bの熱量から所要通電時間数を算出できること。

d　主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能を有し，毎日午前7時（31〔使用電力量の計量〕(5)イの場合は通電時間の終了時刻といたします。）からcの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(ﾛ) (ｲ)に準ずる場合で，当社が認めたもの。

ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。

(ｲ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則8（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

(ﾛ) 通電制御型夜間蓄熱式機器に係る供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイ(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器

(ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイ(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器

ハ　時間帯別電灯Ｂ適用の際現に附則7（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(2)ロもしくはハ，または附則10（深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくは(3)の適用を受けている夜間蓄熱式機器は，ロに準ずるものといたします。

ニ　当社は，イ(ｲ)または(ﾛ)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

9　低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置

(1) 当社は，別表5（夜間蓄熱式機器）(3)に該当し，毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器といたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

(2) 当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの5時間通電機器を使用される需要場所において，5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

イ　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則9（低圧高稼動契約における5時間通電機器を

使用されるお客さまについての特別措置）において5時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

ロ　5時間通電機器に係る供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合の(1)に該当する夜間蓄熱式機器

ハ　イまたはロに該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされた(1)に該当する夜間蓄熱式機器

(3) 低圧高稼動契約適用の際現に時間帯別電灯Ｓ，深夜電力Ｃ，附則7（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ロもしくはハ，または附則8（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(2)ロもしくはハの適用を受けている5時間通電機器は，(2)に準ずるものといたします。

10　深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置

(1) 当社は，次のイまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を通電制御型夜間蓄熱式機器といたします。

イ　次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器

(ｲ) 給水温度を検知できること。

(ﾛ) (ｲ)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

(ﾊ) (ﾛ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。

(ﾆ) 契約使用時間終了時刻から(ﾊ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ロ　イに準ずる場合で，当社が認めたもの。

(2) 当社は，次のいずれかに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし，これらの貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を使用される需要場所において，通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。

イ　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則10（深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器

ロ　通電制御型夜間蓄熱式機器に係る供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合の(1)イまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器

ハ　イまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされた(1)イまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器

(3) 深夜電力Ｂ適用の際現に附則7（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(2)ロもしくはハまたは附則8（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(3)ロもしくはハの適用を受けている通電制御型夜間蓄熱式機器は，(2)に準ずるものといたします。

(4) 通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

(5) 当社は，(1)イまたはロに定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

11　この離島約款の実施にともなう切替措置

この離島約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，32（料金の算定）および33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

別　　表

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

(ｲ) 定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力，農事用電力Ｂおよび深夜電力Ａ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用し

て算定いたします。

なお，最低料金適用電力量とは，1契約につき最初の7キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

(ｲ)(ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ) 定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

2　燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0259

β＝0.2563

γ＝0.8915

なお，各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ　基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの基準燃料価格は，83,500 円といたします。

ハ　調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの調整上限燃料価格は，125,300 円といたします。

ニ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに(ｲ)または(ﾛ)の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ｲ) 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

a　1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

b　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り，かつ，調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

c　1キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回る場合

平均燃料価格は，調整上限燃料価格といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{調整上限燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

a　1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

b　1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ホ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ヘ　燃料費調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ニによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力，農事用電力Ｂおよび深夜電力Ａ

燃料費調整額は，ニによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量にニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量にニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの1灯につき	76銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円52銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円05銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円58銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円64銭7厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7円64銭7厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円28銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円56銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円56銭8厘

(ﾛ) 臨時電灯Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50ボルトアンペアまでの場合	6銭2厘
総容量が 50ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	12銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	12銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円23銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円23銭3厘

(ﾊ) 臨時電力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円29銭6厘

(ニ) 農事用電力Ｂ（育苗温床用電力）

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円33銭2厘

(ホ) 深夜電力Ａ

基準単価は，1 月につき次のとおりといたします。

1契約につき	19円69銭0厘

ロ　従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19銭7厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ニによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3　離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝Ａ×α

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

α＝1.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　離島基準燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300 円といたします。

ハ　離島調整上限燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は,119,000 円といたします。

ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ｲ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$=(\text{離島基準燃料価格}-\text{離島平均燃料価格})\times\frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$=(\text{離島平均燃料価格}-\text{離島基準燃料価格})\times\frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ﾊ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$=(\text{離島調整上限燃料価格}-\text{離島基準燃料価格})\times\frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 定額制供給の場合は，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ヘ　離島ユニバーサルサービス調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力，農事用電力Ｂおよび深夜電力Ａ

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は，その 1 月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は，最低料金適用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ

離島基準単価は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの1灯につき	4厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4銭3厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	4銭3厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	2銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	2銭5厘

(ﾛ) 臨時電灯Ａ

離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50ボルトアンペアまでの場合	0厘
総容量が 50ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	7厘

(ﾊ) 臨時電力

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場

合の離島基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	8厘

(ﾆ) 農事用電力Ｂ（育苗温床用電力）

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1銭3厘

(ﾎ) 深夜電力Ａ

離島基準単価は，1 月につき次のとおりといたします。

1契約につき	11銭0厘

ロ　従量制供給の場合

離島基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4　加重平均力率の算定

(1) 加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{パーセント} \times \left[\text{電熱器総容量}\right] + 90\text{パーセント} \times \left[\text{力率 90パーセントの機器総容量}\right] + 80\text{パーセント} \times \left[\text{力率 80パーセントの機器総容量}\right]}{\text{機器総容量}}$$

(2) 低圧高稼動契約における加重平均力率は，(1)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　電灯または小型機器の力率は，100 パーセントといたします。

ロ　動力の力率は，次のとおりといたします。

(ｲ) 22（低圧電力）(4)イに準じて動力の基準電力を算定する場合は，電気機器の力率をそれぞれの入力によって次の算式により加重平均してえた値といたします。この場合，電気機器の力率は，進相用コンデンサ取付容量基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。

動力の加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{パーセント} \times \left[\text{電熱器総容量}\right] + 90\text{パーセント} \times \left[\text{力率90パーセントの機器総容量}\right] + 80\text{パーセント} \times \left[\text{力率80パーセントの機器総容量}\right]}{\text{機器総容量}}$$

(ﾛ) 22（低圧電力）(4)ロに準じて動力の基準電力を算定する場合は，100 パーセントといたします。

ハ　加重平均力率は，次の算式により算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\text{イの力率（パーセント）} \times \text{電灯または小型機器の基準電力} + \text{ロの力率（パーセント）} \times \text{動力の基準電力}}{\text{契約電力}}$$

5　夜間蓄熱式機器

(1) 夜間蓄熱式機器とは，主として毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間（時間帯別電灯Ｂおよび時間帯別電灯Ｓにおいては毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間といたします。）に通電する機能を有し，通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

(2) (1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは，次の場合を含みます。

イ　お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ　31（使用電力量の計量）(5)イの場合で，当社または当該配電事業者が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

(3) 特別の事情がある場合は，お客さまと当社または当該配電事業者との協議のうえ，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また，当社または当該配電事業者は，夜間時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

6　日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金，基本使用料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，32（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$といたします。

ロ　料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(ｲ) 従量電灯Ａの電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量}=7\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ﾛ) 従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃの電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量}=120\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量}=180\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 2 段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ﾊ) 時間帯別電灯Ａおよびピークシフト季節別時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量}=90\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量}=140\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 2 段階料金適用電力量とは，90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ﾆ) 時間帯別電灯Ｂの昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量}=80\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の 80 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量}=120\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 2 段階料金適用電力量とは，80 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ﾎ) 時間帯別電灯Ｓにおける基本使用料金適用電力量を日割りする場合

$$基本使用料金適用電力量＝200キロワット時×\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

(ﾍ) (ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)，(ﾆ)または(ﾎ)によって算定された最低料金適用電力量，第１段階料金適用電力量，第 2 段階料金適用電力量および基本使用料金適用電力量の単位は，1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾄ) 32（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)，(ﾆ)および(ﾎ)の

$\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$は，$\frac{日割計算対象日数}{暦日数}$といたします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(ｲ) 32（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 32（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，季節別高負荷率電灯，低圧高稼動契約，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力Ａのお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(ｲ) 32（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 32（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

(2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または 31（使用電力量の計量）(10)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，

当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

7　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともない料金を精算する場合の料金

(1) 季節別高負荷率電灯の場合

料金は，18（季節別高負荷率電灯）(4)を適用いたします。ただし，18（季節別高負荷率電灯）(4)イおよびロに定める基本料金および電力量料金は次のとおりといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき 18（季節別高負荷率電灯）(4)イの該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，18（季節別高負荷率電灯）(4)イの該当料金の半額に 10 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	41円72銭	38円91銭

(2) 低圧高稼動契約の場合

料金は，21（低圧高稼動契約）(5)を適用いたします。ただし，21（低圧高稼動契約）(5)イおよびロに定める基本料金および電力量料金は次のとおりといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき 21（低圧高稼動契約）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増

ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，21（低圧高稼動契約）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	33円39銭	31円35銭

離 島 等 供 給 約 款

［ 高 圧 用 ］

2024年4月1日 実 施

東北電力ネットワーク株式会社

離島等供給約款［高圧用］

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　適　　用 …… 1

2　離島等供給約款の届出および変更 …… 1

3　定　　義 …… 1

4　単位および端数処理 …… 3

5　実施細目 …… 3

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み …… 4

7　需給契約の成立および契約期間 …… 5

8　供給電気方式，供給電圧および周波数 …… 5

9　需要場所 …… 5

10　需給契約の単位 …… 5

11　供給の開始 …… 5

12　供給の単位 …… 6

13　承諾の限界 …… 6

14　需給契約書の作成 …… 6

Ⅲ　契約種別および料金

15　契約種別 …… 7

16　業務用電力 …… 7

17　業務用季節別時間帯別電力 …… 9

18　業務用ウィークエンド電力 …… 11

19　高圧電力 …… 13

20　高圧季節別時間帯別電力 …… 16

21　臨時電力 …… 19

22　農事用電力…… 23
23　自家発補給電力…… 24
24　予 備 電 力…… 31
25　深夜電力Ｂ…… 33
Ⅳ　料金の算定および支払い
26　料金の適用開始の時期…… 36
27　検　針　日…… 36
28　料金の算定期間…… 36
29　計　　量…… 37
30　使用電力量の算定等…… 37
31　料金の算定…… 37
32　日 割 計 算…… 37
33　料金の支払義務および支払期日…… 38
34　料金その他の支払方法…… 38
35　延 滞 利 息…… 39
36　保　証　金…… 39
Ⅴ　使用および供給
37　適正契約の保持…… 40
38　契約超過金…… 40
39　力率の保持…… 40
40　需要場所への立入りによる業務の実施…… 40
41　電気の使用にともなうお客さまの協力…… 41
42　供給の停止…… 41
43　供給停止の解除…… 42
44　供給停止期間中の料金…… 42
45　違　約　金…… 42
46　供給の中止または使用の制限もしくは中止…… 42
47　制限または中止の料金割引…… 43

48　損害賠償の免責 44
49　設備の賠償 44
Ⅵ　契約の変更および終了
50　需給契約の変更 46
51　名義の変更 46
52　需給契約の廃止 46
53　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 46
54　解　約　等 49
55　需給契約消滅後の債権債務関係 49
Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担
56　供給方法，工事および施設 50
57　工事費等に関する契約書の作成 50
58　工事費負担金等の申受けおよび精算 50
Ⅷ　保　　安
59　保安の責任 51
60　保安等に対するお客さまの協力 51

附　　則 53
別　　表 67

Ⅰ　総　　則

1　適　　用

(1) 当社が，高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款［高圧用］（以下「この離島約款」といいます。）によります。

(2) この離島約款は，次の離島に適用いたします。

山形県　飛島，新潟県　佐渡島および粟島

2　離島等供給約款の届出および変更

(1) この離島約款は,電気事業法第21条第1項の規定にもとづき,経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款[高圧用]によります。

3　定　　義

次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 高　　圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(2) 電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがあるため，電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 付 帯 電 灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

(8) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(10) 最大需要電力

30分ごとの需要電力の最大値であって，当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける記録型計量器等により計量される値をいいます。

(11) 夏　　季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし，別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(14) 昼 間 時 間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(15) 夜 間 時 間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(16) 休日扱い日

土曜日および別表1（休日等）に定める日をいいます。

(17) 平　　日

休日扱い日以外の日をいいます。

(18) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(19) スポット市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）をいいます。

(20) 平均燃料価格算定期間，離島平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合ならびにスポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(21) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は,1ワットまたは1ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 契約電力および最大需要電力の単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 使用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 力率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(5) 料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

5 実 施 細 目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款，ならびに当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の申込書により申込みをしていただきます。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法

(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ　当社または当該配電事業者が，発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第 2 条第 5 項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第 2 条の 7 に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。

ロ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について，当該配電事業者に提供すること。

ハ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。

(3) 契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，1 年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1 年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

(5) お客さまが電気設備を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，法令で定める技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，託送約款等に定める系統連系技術要件および当社または当該配電事業者が別に定める発電設備系統連系サービス実施要綱を遵守して，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。

(6) 電圧または周波数の変動等によって重大な損害を受けるおそれがあるお客さまは，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その必要容量を明確にしていただき，当社がお客さまに常時供給する電気に加え，常

時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために予備電線路により電気の供給を受けるための申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(7) お客さまが発電設備を設置される場合には，発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，不足電力の補給にあてるための申込みをしていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお，当社が承諾したときとは，当社が供給を承諾する旨の書面を発送した日とし，これによらない場合は，14（需給契約書の作成）の需給契約書を取り交わした日といたします。

(2) 契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

8　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。

9　需 要 場 所

需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

10　需給契約の単位

当社は，1需要場所において，次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として1需要場所について1契約種別を適用して，1需給契約を結びます。

臨時電力のうちの1契約種別，農事用電力，自家発補給電力のうちの1契約種別，予備電力，深夜電力B

11　供給の開始

(1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

(2) 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あら

ためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

12　供給の単位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として1需給契約につき，1供給電気方式，1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

13　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

14　需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

15　契 約 種 別

契約種別は，次のとおりといたします。

業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，業務用ウィークエンド電力，高圧電力Ｓ，高圧電力，高圧季節別時間帯別電力Ｓ，高圧季節別時間帯別電力，臨時電力Ａ，臨時電力Ｂ，農事用電力，自家発補給電力Ａ，自家発補給電力Ｂ，予備電力Ａ，予備電力Ｂ，深夜電力Ｂ

16　業務用電力

(1) 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要に適用いたします。

なお，契約電力は 50 キロワット以上であり，かつ，2,000 キロワット未満といたします。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。また，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が 2,000 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が 500 キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(3) 契 約 電 力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が 500 キロワット未満の場合

各月の契約電力は，次の場合を除き，その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

(ｲ) 新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

(ﾛ) 契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

(ﾊ) 契約受電設備を減少される場合等で，1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間

の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ　契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から 1 年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ハ　契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

ニ　お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,031 円 70 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	31 円 67 銭	30 円 47 銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

17　業務用季節別時間帯別電力

(1) 適 用 範 囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が 500 キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(3) 契 約 電 力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が 500 キロワット未満の場合

各月の契約電力は，次の場合を除き，その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

(ｲ) 新たに電気の供給を受ける場合は,料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

(ﾛ) 契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

(ﾊ) 契約受電設備を減少される場合等で，1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合

（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

ニ　お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,031円70銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) ピーク時間

1キロワット時につき	35円42銭

(ﾛ) 昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	33円88銭	32円82銭

(ﾊ) 夜間時間

1キロワット時につき	26円45銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) そ　の　他

契約期間満了に先だって，原則として他の需給契約に変更することはできません。

18　業務用ウィークエンド電力

(1) 適 用 範 囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(3) 契 約 電 力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

(ｲ) 新たに電気の供給を受ける場合は,料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

(ﾛ) 契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その1月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

(ﾊ) 契約受電設備を減少される場合等で，1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12

月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ　契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から 1 年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ハ　契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

ニ　お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,031 円 70 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の日別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 平　　日

平日のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	32 円 98 銭	31 円 57 銭

(ﾛ) 休日扱い日

1キロワット時につき	27円60銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) そ　の　他

契約期間満了に先だって，原則として他の需給契約に変更することはできません。

19　高 圧 電 力

(1) 高圧電力Ｓ（契約電力が500キロワット未満の場合）

イ　適用範囲

高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。

なお，契約電力は50キロワット以上であり，かつ，500キロワット未満といたします。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ　契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ハ　契約電力

(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その1月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その

期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,690 円 70 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	31 円 23 銭	30 円 09 銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

ホ　そ の 他

(ｲ) 最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は，(2)を適用いたします。

(ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(2) 高圧電力（契約電力が 500 キロワット以上の場合）

イ　適用範囲

高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。

なお，契約電力は 500 キロワット以上であり，かつ，2,000 キロワット未満といたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が 2,000 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ　契約電力

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から 1 年間については,契約電力がてい増する場合に限り,段階的に定めることがあります。

(ﾛ) 高圧電力Ｓとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(1)ハ(ｲ)によって定めます。

(ﾊ) お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,350 円 70 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	29 円 59 銭	28 円 60 銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

ニ　そ の 他

発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

20　高圧季節別時間帯別電力

(1) 高圧季節別時間帯別電力Ｓ（契約電力が 500 キロワット未満の場合）

イ　適用範囲

高圧電力Ｓの適用範囲に該当するものに適用いたします。

ロ　契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ハ　契約電力

(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，1 年を通じての最大需要電力が減少することが明ら

かなときは，減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,690 円 70 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

1 キロワット時につき	35 円 47 銭

b　昼 間 時 間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	33 円 92 銭	32 円 56 銭

c　夜 間 時 間

1 キロワット時につき	26 円 45 銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

ホ　そ の 他

(ｲ) 最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は，(2)を適用いたします。

(ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(ﾊ) 契約期間満了に先だって，原則として他の需給契約に変更することはできません。

(2) 高圧季節別時間帯別電力（契約電力が 500 キロワット以上の場合）

イ　適用範囲

高圧電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

ロ　契約電力

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から 1 年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

(ﾛ) 高圧季節別時間帯別電力Ｓとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(1)ハ(ｲ)によって定めます。

(ﾊ) お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，離島約款によって受けた供給とみなします。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,350 円 70 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

1 キロワット時につき	32 円 80 銭

b　昼 間 時 間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	31 円 49 銭	30 円 20 銭

c　夜 間 時 間

1 キロワット時につき	26 円 45 銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

ニ　そ の 他

(ｲ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(ﾛ) 契約期間満了に先だって，原則として他の需給契約に変更することはできません。

21　臨 時 電 力

(1) 臨時電力Ａ

イ　適用範囲

高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，契約使用期間が 1 年未満のお客さまに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要については，適用いたしません。

なお，契約電力は 50 キロワット以上であり，かつ，2,000 キロワット未満といたします。ただし，特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。また，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，

お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ　契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ハ　契約電力

契約電力は，業務用電力の場合に準じて定めます。ただし，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表5（契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は，1月につき次によって算定した値の20パーセントを割増ししたものといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

契約電力1キロワットにつき	2,031円70銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	34円16銭	32円72銭

(ハ) 力率割引および割増し

a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

ホ　契約超過金

(イ) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，

38（契約超過金）にかかわらず，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増しし，その値を20パーセント割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

ヘ　そ の 他

(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，継続後の新たに設定される契約使用期間が1年未満となるものについては，臨時電力Ａを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。

(2) 臨時電力Ｂ

イ　適用範囲

高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約使用期間が1年未満のお客さまに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要については，適用いたしません。

なお，契約電力は50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満といたします。ただし，特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。また，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ　契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ハ　契約電力

契約電力は，高圧電力の場合に準じて定めます。ただし，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表5（契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次によって算定した値の20パーセントを割増ししたものといたしま

す。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

a　契約電力が 500 キロワット未満の場合

契約電力 1 キロワットにつき	1,690 円 70 銭

b　契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力 1 キロワットにつき	2,350 円 70 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　契約電力が 500 キロワット未満の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	33 円 62 銭	32 円 24 銭

b　契約電力が 500 キロワット以上の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	31 円 66 銭	30 円 46 銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

ホ　契約超過金

(ｲ) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，38（契約超過金）にかかわらず，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増しし，その値を 20 パーセント割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

ヘ　そ の 他

(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(ﾊ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，継続後の新たに設定される契約使用期間が 1 年未満となるものについては，臨時電力Ｂを適用いたします。

(ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。

22　農事用電力

(1) 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて，農事用のかんがい排水のために動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。

なお，契約電力は，原則として，50 キロワット以上であり，かつ，2,000 キロワット未満といたします。

(2) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が 500 キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(3) 契 約 電 力

契約電力は，高圧電力の場合に準じて定めます。ただし，契約電力が 500 キロワット未満の場合は，別表 5（契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

イ　基本料金

(ｲ) 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。なお，契約使用期間が開始し，もしくは休止する場合の基本料金は 32（日割計算）にもとづき算定いたします。

(ﾛ) 1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。

(ﾊ) 1 年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の 2 月分（契約電力を変更された場合は，その 1 年の契約電力の最大値により算定いたします。）を下回らないものといたします。なお，この場合の 1 年とは，3 月の検針日から翌年の 3 月の検針日の前日までの期間をいいます。

契約電力 1 キロワットにつき	986 円 70 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	26円21銭	25円52銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

(5) そ　の　他

イ　当社は，お客さまと契約使用期間をあらかじめ定めるものといたします。

ロ　契約使用期間内であっても，休止の申出があれば契約使用期間の変更として取り扱います。

ハ　契約を休止される場合は，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，引込線の切断等をさせていただくことがあります。

ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。

23　自家発補給電力

(1) 自家発補給電力Ａ

イ　適用範囲

(ｲ) 高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお，自家発補給電力Ａの契約電力と常時供給分の契約電力との合計は，原則として2,000キロワット未満といたします。

(ﾛ) 火力発電設備を有するお客さまが，大気汚染防止法等関係諸法令によって発電設備の出力を抑制したときに不足電力の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ａの適用の対象とはいたしません。

(ﾊ) 水力発電設備を有するお客さまが，渇水時に不足電力等の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ａの適用の対象とはいたしません。

ロ　契約電力

(ｲ) 契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，１台当たりの容量が

最大となる発電設備の容量を下回らないものといたします。

(ﾛ) (ｲ)によりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

a　予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量からお客さまの予備発電設備の容量を差し引いた値

なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b　発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的に遮断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量から瞬時に負荷を自動的に遮断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

c　aおよびbにより契約電力を決定する場合は，あらかじめ次の資料をお客さまに提出していただきます。

(a) 予備発電設備が設置されている場合は，その定格出力および運転方法等

(b) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的に遮断する装置が設置されている場合は，遮断される負荷設備の明細および遮断方法等

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次によって算定した値の10パーセントを割増ししたものといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，その30パーセントといたします。また，その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

契約電力1キロワットにつき	2,031円70銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　定期検査（電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。）または定期補修（一定期間に限り定期的に行なわれる補修をいいます。）による場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円97銭	31円66銭

b　a 以外の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	36 円 54 銭	34 円 91 銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

ニ　契約超過金

(ｲ) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，38（契約超過金）にかかわらず，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増しし，その値を 10 パーセント割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

ホ　電気の使用

(ｲ) お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。

なお，その実施の時期を変更される場合には，その 1 月前までに当社に通知していただきます。

(ﾛ) お客さまが自家発補給電力Ａにより電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえないときは，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ヘ　常時供給分と同一計量される場合の使用の判定

(ｲ) その 1 月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえた場合は，発電設備の運転に関する記録その他客観的にみて自家発補給電力Ａによる電気の使用をされていないことが明らかなときを除き，自家発補給電力Ａによる電気の使用がなされたものといたします。

(ﾛ) 常時供給分の契約電力が 500 キロワット以上のお客さまで，その 1 月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえなかった場合は，お客さまが自家発補給電力Ａによる電気の使用について申出されたときであっても，自家発補給電力Ａによる電気の使用はされなかったものとし，常時供給分による使用として取り扱います。

ト　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａにより電気を使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

(ｲ) 常時供給分の契約電力が 500 キロワット未満のお客さまの場合で，自家発補給電力Ａの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

(ﾛ) 常時供給分の契約電力が 500 キロワット以上のお客さまの場合で，その１月の 30 分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Ａの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ａの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

なお，超過の原因が明らかでないときは，常時供給分と自家発補給電力Ａとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

チ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量の算定

(ｲ) 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量は，自家発補給電力Ａによる電気の供給時間中に計量された使用電力量から，あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めた基準の電力に自家発補給電力Ａによる電気の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。ただし，いずれを基準とするかはお客さまと当社との協議によりあらかじめ決定しておくものとし，自家発補給電力Ａによる電気の使用のつど選択することはできません。

なお，基準の電力の算定にあたり次のａ，ｂまたはｃによりがたい場合は，お客さまと当社との協議によりａ，ｂまたはｃに準じて決定いたします。また，常時供給分の使用電力量の算定を日区分別または時間帯区分別で行なう場合は，基準の電力についても，常時供給分の日区分別または時間帯区分別に算定することといたします。

ａ　自家発補給電力Ａによる電気の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

ｂ　自家発補給電力Ａによる電気の使用の前３月間における常時供給分の平均電力

ｃ　自家発補給電力Ａによる電気の使用の前３日間における常時供給分の平均電力

(ﾊ) 自家発補給電力Ａによる継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ａの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ａの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ａの使用電力量といたします。

(ﾆ) 使用電力量の区分

自家発補給電力Ａの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ａの最大需要電力に自家発補給電力Ａの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

リ　そ の 他

(ｲ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録およびお客さまの発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ﾛ) 常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その 1 月の供給時間中における 30 分ごとの需要電力の最大値から，トにより定めた最大需要電力を差し引いた値を，常時供給分のその 1 月の自家発補給電力Ａの供給時間中における最大需要電力といたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。

(2) 自家発補給電力Ｂ

イ　適用範囲

(ｲ) 高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお，自家発補給電力Ｂの契約電力と常時供給分の契約電力との合計は，原則として 2,000 キロワット未満といたします。

(ﾛ) 火力発電設備を有するお客さまが，大気汚染防止法等関係諸法令によって発電設備の出力を抑制したときに不足電力の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ｂの適用の対象とはいたしません。

(ﾊ) 水力発電設備を有するお客さまが，渇水時に不足電力等の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ｂの適用の対象とはいたしません。

ロ　契約電力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次によって算定した値の 10 パーセントを割増ししたものといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，その 20 パーセントといたします。また，その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

ａ　契約電力が 500 キロワット未満の場合

契約電力 1 キロワットにつき	1,690 円 70 銭

ｂ　契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力 1 キロワットにつき	2,350 円 70 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　定期検査（電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。）または定期補修（一定期間に限り定期的に行なわれる補修をいいます。）による場合

(a) 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円48銭	31円23銭

(b) 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	30円68銭	29円59銭

b　a以外の場合

(a) 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	35円94銭	34円36銭

(b) 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	33円68銭	32円33銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

ニ　契約超過金

(ｲ) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，38（契約超過金）にかかわらず，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増しし，その値を10パーセント割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

ホ　電気の使用

(ｲ) お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その１月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお，その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。

(ﾛ) お客さまが自家発補給電力Ｂにより電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえないときは，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ヘ　常時供給分と同一計量される場合の使用の判定

(ｲ) その１月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえた場合は，発電設備の運転に関する記録その他客観的にみて自家発補給電力Ｂによる電気の使用をされていないことが明らかなときを除き，自家発補給電力Ｂによる電気の使用がなされたものといたします。

(ﾛ) 常時供給分の契約電力が 500 キロワット以上のお客さまで，その１月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえなかった場合は，お客さまが自家発補給電力Ｂによる電気の使用について申出されたときであっても，自家発補給電力Ｂによる電気の使用はされなかったものとし，常時供給分による使用として取り扱います。

ト　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂにより電気を使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

(ｲ) 常時供給分の契約電力が 500 キロワット未満のお客さまの場合で，自家発補給電力Ｂの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

(ﾛ) 常時供給分の契約電力が 500 キロワット以上のお客さまの場合で，その１月の 30 分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Ｂの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ｂの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

なお，超過の原因が明らかでないときは，常時供給分と自家発補給電力Ｂとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

チ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量の算定

(ｲ) 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量は，自家発補給電力Ｂによる電気の供給時間中に計量された使用電力量から，あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めた基準の電力に自家発補給電力Ｂによる電気の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。ただし，いずれを基準とするかはお客さまと当社との協議によりあらかじめ決定しておくものとし，自

家発補給電力Ｂによる電気の使用のつど選択することはできません。

なお，基準の電力の算定にあたり次のａ，ｂまたはｃによりがたい場合は，お客さまと当社との協議によりａ，ｂまたはｃに準じて決定いたします。また，常時供給分の使用電力量の算定を日区分別または時間帯区分別で行なう場合は，基準の電力についても，常時供給分の日区分別または時間帯区分別に算定することといたします。

ａ　自家発補給電力Ｂによる電気の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

ｂ　自家発補給電力Ｂによる電気の使用の前３月間における常時供給分の平均電力

ｃ　自家発補給電力Ｂによる電気の使用の前３日間における常時供給分の平均電力

(ﾊ) 自家発補給電力Ｂによる継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ｂの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ｂの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ｂの使用電力量といたします。

(ﾆ) 使用電力量の区分

自家発補給電力Ｂの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ｂの最大需要電力に自家発補給電力Ｂの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

リ　そ の 他

(ｲ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録およびお客さまの発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ﾛ) 常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の供給時間中における 30 分ごとの需要電力の最大値から，トにより定めた最大需要電力を差し引いた値を，常時供給分のその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における最大需要電力といたします。

(ﾊ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。

24　予 備 電 力

(1) 予備電力Ａ

イ　適用範囲

業務用電力，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力のお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

(ｲ) 予 備 線

常時供給変電所から供給を受ける場合

(ﾛ) 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

ロ　契約電力

契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合で，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は，予備電力Ａによって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，常時供給分の契約電力の値が 50 キロワット未満のときを除き，50 キロワットを下回らないものといたします。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお，各月の料金は，常時供給分の契約によって料金として算定された金額に次の(ｲ)の基本料金と(ﾛ)の電力量料金を加えた金額をその 1 月分の料金として申し受けます。ただし，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線については 1 月につき契約電力と基本料金率（常時供給分の基本料金率といたします。）によって算定した値（電気を使用する場合のものといたします。）の 5 パーセント，予備電源については 1 月につき契約電力と基本料金率（常時供給分の基本料金率といたします。）によって算定した値（電気を使用する場合のものといたします。）の 10 パーセントに相当するものといたします。

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量につき，常時供給分の該当電力量料金率を適用し，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの算定上，予備電力Ａによって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

ニ　そ の 他

(ｲ) お客さまが希望される場合には，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，常時供給分の契約に準ずるものといたします。

(2) 予備電力Ｂ

イ　適用範囲

高圧電力または高圧季節別時間帯別電力のお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

(ｲ) 予 備 線

常時供給変電所から供給を受ける場合

(ﾛ) 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

ロ　契約電力

契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合で，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は，予備電力Ｂによって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，常時供給分の契約電力の値が 50 キロワット未満のときを除き，50 キロワットを下回らないものといたします。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお，各月の料金は，常時供給分の契約によって料金として算定された金額に次の(ｲ)の基本料金と(ﾛ)の電力量料金を加えた金額をその 1 月分の料金として申し受けます。ただし，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線については 1 月につき契約電力と基本料金率（常時供給分の基本料金率といたします。）によって算定した値（電気を使用する場合のものといたします。）の 5 パーセント，予備電源については 1 月につき契約電力と基本料金率（常時供給分の基本料金率といたします。）によって算定した値（電気を使用する場合のものといたします。）の 10 パーセントに相当するものといたします。

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量につき，常時供給分の該当電力量料金率を適用し，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの算定上，予備電力Ｂによって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

ニ　そ の 他

(ｲ) お客さまが希望される場合には，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，常時供給分の契約に準ずるものといたします。

25　深夜電力Ｂ

(1) 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて，毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り，動力（付帯電灯を含みます。また，小型機器は動力とみなします。）を使用する需要に適用いたします。

なお，契約電力は50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。また，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2) 契約使用時間

イ　当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，(1)の使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ロ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則として遮断いたします。

ハ　契約使用時間以外の時間に電気の供給を遮断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ニ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給を遮断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

契約電力は，契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち，いずれか小さい値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は，次によるものといたします。

(ｲ) 契約負荷設備の総入力

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表5（契約電力の算定方法）(1)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

(ﾛ) 契約受電設備の総容量

a　電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表 5（契約電力の算定方法）(2)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。

b　電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合の契約受電設備の総容量は，次の(a)によってえた値について別表5（契約電力の算定方法）(2)に準じて算定してえた値と次の(b)によってえた値との合計といたします。

(a) 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の

契約受電設備の容量とを合計してえた値

(b) 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量と(a)で差し引かれた電熱負荷設備の容量とを合計してえた値

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	634円70銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	26円15銭

(6) そ　の　他

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　53（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める事項については，適用いたしません。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

26　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

27　検　針　日

検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3) 当社または当該配電事業者は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

(4) (1)の場合で，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

(5) (3)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(6) (3)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

28　料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2) 当社があらかじめお客さまに使用電力量または最大需要電力が記録型計量器等に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合は，料金の算定期間は，(1)にかかわらず，前

月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

29 計　　量

(1) 使用電力量および最大需要電力は，原則として，記録型計量器等により供給電圧と同位の電圧で，30 分単位に計量いたします。

(2) 計量の結果は，各月ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。

30 使用電力量の算定等

(1) 使用電力量は，原則として，30 分ごとに計量された電力量といたします。

　また，料金の算定期間の使用電力量は，30 分ごとの使用電力量を，料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(2) 27（検針日）(2)または(3)の場合で，検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

31 料金の算定

(1) 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約電力，供給電圧等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　28（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5 日を上回り，または下回るとき。

ニ　28（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5 日を上回り，または下回るとき。

(2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

32 日 割 計 算

(1) 当社は，31（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金は，別表 8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 8（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 8（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。

ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2) 31（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，31（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

33　料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は，検針日に発生いたします。ただし，次の場合はこの限りではありません。

イ　30（使用電力量の算定等）(2)または(3)の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

ハ　27（検針日）(4)の場合で，実際に検針を行なった日が，当社があらかじめお知らせした日より後の日となり，当社が必要と認めるときは，実際に検針を行なった日といたします。

(2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

34　料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また，(1)ロにより支払われる場合は，その金融機関等に払い込まれたときといたします。

(3) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(4) 27（検針日）(5)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(5) 臨時電力については，当社は，予納金を申し受けることがあります。この場合には，予納金は使用に先だって支払っていただきます。

なお，予納金は，原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし，使用開

始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。

また，当社は，予納金について利息を付しません。

35 延滞利息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2) 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して，年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365 日あたりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

(3) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

36 保証金

(1) 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。

(ｲ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ﾛ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は，保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。

なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，その残額をお返しいたします。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は，保証金について利息を付しません。

(6) 当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。

Ⅴ　使用および供給

37　適正契約の保持

当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

38　契約超過金

(1) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(2) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

39　力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

(2) 当社または当該配電事業者は，系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量をお客さまと協議させていただくことがあります。

なお，これらの場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの 1 月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

40　需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査

(2) 60（保安等に対するお客さまの協力）(1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約受電

設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 42（供給の停止），52（需給契約の廃止）(1)または54（解約等）により必要な処置

(6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

41　電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準じて取り扱います。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス実施要綱によります。

42　供給の停止

(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の5日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ニ　料金以外の債務を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社または当該配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがありま

す。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

ニ　動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合

ホ　40（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　41（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には，当社または当該配電事業者は，当社または当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

43　供給停止の解除

42（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

44　供給停止期間中の料金

42（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を 32（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。

45　違　約　金

(1) お客さまが 42（供給の停止）(3)ロ，ハもしくはニまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，6 月以内で当社が決定した期間といたします。

46　供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止

し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

47　制限または中止の料金割引

(1) 業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，業務用ウィークエンド電力，高圧電力および高圧季節別時間帯別電力については，当社または当該配電事業者が，46（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって，電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，当社は，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。

イ　契約電力が 500 キロワット未満の場合

(ｲ) 割引の対象

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，31（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

(ﾛ) 割 引 率

1 月中の制限し，または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

(ﾊ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は，1 日のうち延べ 1 時間以上制限し，または中止した日を 1 日として計算いたします。

ロ　契約電力が 500 キロワット以上の場合

(ｲ) 割引の対象

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，31（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

(ﾛ) 割 引 率

1 月中の制限し，または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントといたします。

(ﾊ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は，1 回 10 分以上の制限または中止の延べ時間とし，1 時間未満の端数を生じた場合は，30 分以上は切り上げ，30 分未満は切り捨てます。

なお，制限時間については，次により修正したうえで合計いたします。

a　需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D - d}{D}$$

H´＝修　正　時　間（10 分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H ＝制　限　時　間

D ＝契　約　電　力

d ＝制限時間中の需要電力の最大値

b　使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H´＝修　正　時　間

H ＝制　限　時　間

A ＝制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。）

B ＝制限時間中の使用電力量

c　需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については，a による修正時間または b による修正時間のいずれか大きいものによります。

(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は，1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは，料金の算定期間の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 臨時電力，農事用電力，自家発補給電力，予備電力および深夜電力Ｂに対する供給の中止または制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし，深夜電力Ｂの割引対象時間は，契約使用時間といたします。

48　損害賠償の免責

(1) 11（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 46（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 42（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 54（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 当社に故意または過失がある場合を除き，当社は，お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

49　設備の賠償

(1) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

修理費

ロ　亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

(2) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器

その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

50　需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

51　名義の変更

50（需給契約の変更）に該当する場合で，合併その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望されるときは，名義変更の手続きによることがあります。この場合には，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

52　需給契約の廃止

(1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は，当社または当該配電事業者の供給設備を引き続き利用される場合を除き，原則として，お客さまから通知された廃止期日に，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(2) 需給契約は，54（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

53　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

(1) お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約電力を新たに設定し，または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ　契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

(ｲ) 当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約の消滅の日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で1年以上利用される場合の臨時電力として算定される料

金は，1 年以上利用される契約電力等に見合う部分につき，当社の託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金相当（予備電力の適用を受けているお客さまについては予備送電サービス料金相当を含みます。）の 20 パーセントに該当する金額を差し引いたものといたします。

(ﾛ) 当社は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で 1 年以上利用される場合は，1 年以上利用される契約電力等に見合う部分については精算いたしません。

a　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

(ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)に該当する場合で，当社が必要とするときは，料金または工事費の精算に関する契約書等を作成することがあります。

ロ　契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

(ｲ) 当社は，お客さまが契約電力を増加された日から需給契約の消滅の日の前日までの期間の料金について，契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で 1 年以上利用される場合の臨時電力として算定される料金は，1 年以上利用される契約電力等に見合う部分につき，当社の託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金相当（予備電力の適用を受けているお客さまについては予備送電サービス料金相当を含みます。）の 20 パーセントに該当する金額を差し引いたものといたします。

なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ﾛ) 当社は，お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で 1 年以上利用される場合は，1 年以上利用される契約電力等に見合う部分については精算いたしません。

a　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

(ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)に該当する場合で，当社が必要とするときは，料金または工事費の精算に関する契約書等を作成することがあります。

ハ　契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

(ｲ) 当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，契約電力を減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と

既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ﾛ) 当社は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，次の金額を申し受けます。

a　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

なお，a の場合で，減少にともない供給電圧を変更する場合は，a にかかわらず，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

ニ　契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

(ｲ) 当社は，お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，契約電力を減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は，増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ﾛ) 当社は，お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，次の金額を申し受けます。

a　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

なお，a の場合で，減少にともない供給電圧を変更する場合は，a にかかわらず，お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) 契約電力が 500 キロワット未満の場合で，最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが，契約受電設備を新たに設定し，または契約受電設備の総容量を増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または協議により契約電力を減少しようとされる場合は，(1)に

準ずるものといたします。この場合，(1)にいう契約電力を新たに設定された日は，契約受電設備を新たに設定された日とし，契約電力を増加された日は，契約受電設備の総容量を増加された日とし，契約電力を減少される日は，協議により契約電力を減少しようとされる日といたします。

54 解　約　等

(1) 42（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが，52（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

55 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

56　供給方法，工事および施設

(1) 電気の需給地点は，当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。

(3) 当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

57　工事費等に関する契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費等に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，契約書を作成いたします。

58　工事費負担金等の申受けおよび精算

(1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

(2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

(3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

Ⅷ　保　　安

59　保安の責任

当社または当該配電事業者は，託送約款等の定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。

60　保安等に対するお客さまの協力

(1) 託送約款等の定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合および物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，その内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

(3) 当社または当該配電事業者は，必要に応じて供給開始に先だち，受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。

附　　則

附　　則

1　この離島約款の実施期日

この離島約款は，2024 年 4 月 1 日から実施いたします。

2　標準周波数についての特別措置

この離島約款実施の際現に標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している次の離島については，当分の間，標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。

新潟県　佐渡島

3　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は，29（計量）(1)および附則 8（記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）(1)へにかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，使用電力量または最大需要電力は，計量された使用電力量または最大需要電力を，供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

4　供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については，当社または配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず交流 3 相 3 線式標準電圧 3,000 ボルトで供給することがあります。この場合，料金その他の供給条件は，高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

5　蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置

(1) 業務用蓄熱調整契約

イ　適用範囲

業務用電力，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受けて，蓄熱槽を有する負荷等（ヒートポンプ機器を主たる熱源として蓄熱式運転を行なう機器に限ります。なお，蓄熱式運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱式運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により，ロに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能であり，かつ，この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）の業務用蓄熱調整契約の適用を受けている場合に適用いたします。

ロ　時間帯区分

時間帯区分は，3（定義）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(ﾛ) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ハ　料　　金

各月の料金は，常時供給分の契約によって料金として算定された金額から，(ｲ)によって算定された蓄熱割引額を差し引いたものといたします。

なお，お客さまと当社との協議によって，蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(ｲ) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。

a　業務用電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引額 ＝ 業務用電力の夏季料金またはその他季料金 × その１月の蓄熱電力量 × (ﾆ) a の蓄熱割引率

この場合，夏季の蓄熱電力量には，業務用電力の夏季料金および(ﾆ) a の夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，業務用電力のその他季料金および(ﾆ) a のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

b　業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引額 ＝ 業務用季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金 × その１月の蓄熱電力量 × (ﾆ) b の蓄熱割引率

c　業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引額 ＝ 業務用ウィークエンド電力の休日扱い日における電力量料金および平日における夏季料金またはその他季料金 × その１月の蓄熱電力量 × (ﾆ) c の蓄熱割引率

この場合，平日における夏季の蓄熱電力量には，業務用ウィークエンド電力の平日における夏季料金および(ﾆ) c の夏季蓄熱割引率を，平日におけるその他季の蓄熱電力量には，業務用ウィークエンド電力の平日におけるその他季料金および(ﾆ) c のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

(ﾛ) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は，ﾆにより計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量から(ﾊ)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(ﾊ) 控除電力量

控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

この場合，控除率は，別表 6（標準控除率表）に定める値，または蓄熱式負荷設備の稼働状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(ﾆ) 蓄熱割引率

蓄熱割引率は，次のとおりといたします。

a　業務用電力として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.220
その他季蓄熱割引率	0.190

b　業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	0.069

c　業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

(a) 平　日

夏季蓄熱割引率	0.249
その他季蓄熱割引率	0.217

(b) 休日扱い日

蓄熱割引率	0.110

(ﾎ) 単位および端数処理

a　控除電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

b　控除率の単位は，1パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

ニ　夜間使用電力量の計量

(ｲ) 当社は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

この場合，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。

(ﾛ) 夜間使用電力量の計量は，29（計量）に準じて行ないます。

(ﾊ) 供給電圧と夜間使用電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは，附則3（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準ずるものといたします。

(ﾆ) 夜間使用電力量の計量は，特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

(ﾎ) 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し，当社との協議が整った場合には，当該システムの夜間使用電力量は，(ｲ)にかかわらず，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めた電力量といたします。

ホ　蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

(ｲ) 次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合の各月の料金は，ハによって料金として算定された金額から，(ﾛ)によって算定された蓄熱ピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

a　常時供給分の契約電力が500キロワット以上で，お客さまが適用を希望されること。

b　蓄熱式空調システムの運転によって，昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，夜間時間に最大需要電力が発生すること。

(ﾛ) 蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は，1月につき次のとおり算定いたします。

蓄熱ピークシフト割引額＝(ﾊ)の蓄熱ピークシフト電力×(ﾆ)の蓄熱ピークシフト割引単価

(ﾊ) 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は，蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，常時供給分の契約電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として，蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお，各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から，蓄熱ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(ﾆ) 蓄熱ピークシフト割引単価

蓄熱ピークシフト割引単価は，1月につき次のとおりといたします。

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,720円00銭

(ﾎ) 計　　量

当社または当該配電事業者は，夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため，それぞれの時間帯別に計量できる記録型計量器等を取り付けます。

(ﾍ) そ の 他

1年を通じて蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお，それが本取扱いの適用後1年に満たない場合は，既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものを料金といたします。

ヘ　自動制御装置等によりピーク調整を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い

(ｲ) 次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合の各月の料金は，ハによって料金として算定された金額から，(ﾍ)によって算定された蓄熱ピーク調整割引額を差し引いたものといたします。

a　(ﾆ)において蓄熱式空調システムにより冷房を行ない，蓄熱負荷を停止すること（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。

b　蓄熱ピーク調整は，当社認定の自動制御装置により行なうこと。

(ﾛ) 調整対象期間

調整対象期間は，7月1日から9月30日までの期間のうちで，毎年，当社があらかじめ指定する期間といたします。

(ﾊ) 調整期間

調整期間は，調整対象期間にお客さまが負荷調整できる期間で，調整対象期間の全期間また

は1月を単位として8月を必ず含むものとし，お客さまと当社との協議により定めます。

(ﾆ) 調整時間

調整時間は,お客さまが調整期間に負荷調整を実施する時間で,13時から16時までの間で,13時から15時までの間を含み，毎日30分以上継続するものとし，お客さまと当社との協議によって定めます。

(ﾎ) 調整電力

調整電力は，調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし，自動制御装置により停止される機器容量の合計といたします。

(ﾍ) 蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は，1月につき次のとおり算定いたします。ただし，明らかに蓄熱機器が不使用であると認められるときは，蓄熱ピーク調整が行なわれなかったものとみなし，割引をいたしません。

蓄熱ピーク調整割引額＝(ﾎ)の調整電力×(ﾆ)の調整時間×(ﾄ)の蓄熱ピーク調整割引単価

(ﾄ) 蓄熱ピーク調整割引単価

蓄熱ピーク調整割引単価は，次のとおりといたします。

1キロワット1時間1月につき	770円00銭

ト　そ の 他

(ｲ) 当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

(ﾛ) お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更，または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，常時供給分の契約に準ずるものといたします。

(2) 産業用蓄熱調整契約

イ　適用範囲

高圧電力または高圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受けて，蓄熱運転により，ロに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能であり，かつ，この離島約款実施の際現に旧離島約款の産業用蓄熱調整契約の適用を受けている場合に適用いたします。

ロ　時間帯区分

時間帯区分は，3（定義）にかかわらず，次のとおりといたします。

(ｲ) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

(ﾛ) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ハ　料　　金

各月の料金は，常時供給分の契約によって料金として算定された金額から，(ｲ)によって算定

された蓄熱割引額を差し引いたものといたします。

なお，お客さまと当社との協議によって，蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(ｲ) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。

a　高圧電力Ｓとして電気の供給を受ける場合

蓄熱割引額 ＝ 高圧電力Ｓの夏季料金またはその他季料金 × その１月の蓄熱電力量 × (ﾆ) a の蓄熱割引率

この場合，夏季の蓄熱電力量には，高圧電力Ｓの夏季料金および(ﾆ) a の夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，高圧電力Ｓのその他季料金および(ﾆ) a のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

b　高圧電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引額 ＝ 高圧電力の夏季料金またはその他季料金 × その１月の蓄熱電力量 × (ﾆ) b の蓄熱割引率

この場合，夏季の蓄熱電力量には，高圧電力の夏季料金および(ﾆ) b の夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，高圧電力のその他季料金および(ﾆ) b のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

c　高圧季節別時間帯別電力Ｓとして電気の供給を受ける場合

蓄熱割引額 ＝ 高圧季節別時間帯別電力Ｓの夜間時間における電力量料金 × その１月の蓄熱電力量 × (ﾆ) c の蓄熱割引率

d　高圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引額 ＝ 高圧季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金 × その１月の蓄熱電力量 × (ﾆ) d の蓄熱割引率

(ﾛ) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は，ﾆにより計量された夜間使用電力量といたします。ただし，夜間使用電力量に控除電力量が含まれる場合は，夜間使用電力量から(ﾊ)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(ﾊ) 控除電力量

控除電力量は，夜間使用電力量に控除率を乗じてえた値といたします。

この場合，控除率は，蓄熱式負荷設備の稼働状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(ﾆ) 蓄熱割引率

a　高圧電力Ｓとして電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.209
その他季蓄熱割引率	0.180

b　高圧電力として電気の供給を受ける場合

夏　季　蓄　熱　割　引　率	0.167
そ　の　他　季　蓄　熱　割　引　率	0.139

c　高圧季節別時間帯別電力Ｓとして電気の供給を受ける場合

蓄　　熱　　割　　引　　率	0.069

d　高圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄　　熱　　割　　引　　率	0.069

(ﾎ) 単位および端数処理

a　控除電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

b　控除率の単位は，1パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

ニ　夜間使用電力量の計量

(ｲ) 当社は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

この場合，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。

(ﾛ) 夜間使用電力量の計量は，29（計量）に準じて行ないます。

(ﾊ) 供給電圧と夜間使用電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは，附則3（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準ずるものといたします。

(ﾆ) 夜間使用電力量の計量は，特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

(ﾎ) 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し，当社との協議が整った場合には，当該システムの夜間使用電力量は，(ｲ)にかかわらず，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めた電力量といたします。

ホ　蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

(ｲ) 次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合の各月の料金は，ハによって料金として算定された金額から，(ﾛ)によって算定された蓄熱ピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

a　常時供給分の契約電力が500キロワット以上で，お客さまが適用を希望されること。

b　蓄熱式空調システムの運転によって，昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，夜間時間に最大需要電力が発生すること。

(ﾛ) 蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は，1月につき次のとおり算定いたします。

蓄熱ピークシフト割引額＝(ﾊ)の蓄熱ピークシフト電力×(ﾆ)の蓄熱ピークシフト割引単価

(ﾊ) 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は，蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，常時供給分の契約電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として，蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお，各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から，蓄熱ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(ﾆ) 蓄熱ピークシフト割引単価

蓄熱ピークシフト割引単価は，1月につき次のとおりといたします。

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,990円00銭

(ﾎ) 計　　量

当社または当該配電事業者は，夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため，それぞれの時間帯別に計量できる記録型計量器等を取り付けます。

(ﾍ) そ の 他

1年を通じて蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお，それが本取扱いの適用後1年に満たない場合は，既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものを料金といたします。

ヘ　自動制御装置等によりピーク調整を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い

(ｲ) 次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合の各月の料金は，ハによって料金として算定された金額から，(ﾍ)によって算定された蓄熱ピーク調整割引額を差し引いたものといたします。

a　(ﾆ)において蓄熱ピーク調整が可能であること。

b　蓄熱ピーク調整は，当社認定の自動制御装置により行なうこと。

(ﾛ) 調整対象期間

調整対象期間は，7月1日から9月30日までの期間のうちで，毎年，当社があらかじめ指定する期間といたします。

(ﾊ) 調整期間

調整期間は，調整対象期間にお客さまが負荷調整できる期間で，調整対象期間の全期間または1月を単位として8月を必ず含むものとし，お客さまと当社との協議により定めます。

(ﾆ) 調整時間

調整時間は，お客さまが調整期間に負荷調整を実施する時間で，13時から16時までの間で，13時から15時までの間を含み，毎日30分以上継続するものとし，お客さまと当社との協議によって定めます。

(ﾎ) 調整電力

調整電力は，調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし，自動制御装置により停止される機器容量の合計といたします。

(ﾍ) 蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は，1 月につき次のとおり算定いたします。ただし，明らかに蓄熱機器が不使用であると認められるときは，蓄熱ピーク調整が行なわれなかったものとみなし，割引をいたしません。

蓄熱ピーク調整割引額＝(ﾎ)の調整電力×(ﾆ)の調整時間×(ﾄ)の蓄熱ピーク調整割引単価

(ﾄ) 蓄熱ピーク調整割引単価

蓄熱ピーク調整割引単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット 1 時間 1 月につき	770 円 00 銭

ト　そ の 他

(ｲ) 当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

(ﾛ) お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更，または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

(ﾊ) 産業用蓄熱調整契約の適用期間中に，常時供給分の契約電力が 500 キロワット未満のお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は，ハ(ｲ)の蓄熱割引額は契約電力が 500 キロワット以上の場合に準じて算定いたします。

(ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，常時供給分の契約に準ずるものといたします。

6　業務用電化厨房契約のお客さまについての特別措置

(1) 適 用 範 囲

業務用電力，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受けて，別表7（適用対象機器類別）に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用し，その総容量（出力）が原則として30キロワット以上であり，かつ，この離島約款実施の際現に旧離島約款の業務用電化厨房契約の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 料　　金

各月の料金は，常時供給分の契約によって料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ　電化厨房割引額

電化厨房割引額は，1月につき次のとおり算定いたします。

電化厨房割引額 ＝ ロの電化厨房電力量 × ハの割引単価

ロ　電化厨房電力量

電化厨房電力量は，(3)により計量された電化厨房機器の3（定義）に定めるピーク時間以外の時間における使用電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によってその1月の電化厨房電力量を定めることがあります。

ハ　割引単価

割引単価は，次のとおりといたします。

電化厨房電力量 1 キロワット時につき	3 円 30 銭

(3) 計　　量

イ　当社は，電化厨房機器の3（定義）に定めるピーク時間以外の時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

この場合，電化厨房機器は，専用の回路で施設していただきます。

ロ　電化厨房電力量の計量は，29（計量）に準じて行ないます。

ハ　供給電圧と電化厨房電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは，附則3（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準ずるものといたします。

ニ　電化厨房電力量の計量は，特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

(4) そ　の　他

イ　当社は，必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。

ロ　お客さまが，電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，常時供給分の契約に準ずるものといたします。

7　ヒートポンプ機器を主たる熱源としない蓄熱式負荷設備の取扱い

当社は，ヒートポンプ機器を主たる熱源としない蓄熱式負荷設備が次のいずれかに該当する場合は，附則 5（蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置）(1)イまたは(2)イにかかわらず，蓄熱調整契約を適用いたします。

(1) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 6（ヒートポンプ機器を主たる熱源としない蓄熱式負荷設備の取扱い）の適用を受け，2016 年 4 月 1 日以降ヒートポンプ機器を主たる熱源としない蓄熱式負荷設備に変更がない場合

(2) (1)に該当する需給契約において，2016 年 4 月 1 日以降ヒートポンプ機器を主たる熱源としない蓄熱式負荷設備を取替えし，当該設備の取替え後の総容量（ヒートポンプ機器を主たる熱源としない蓄熱式負荷設備が複数ある場合は，その合計の容量といたします。）が取替え前の総容量を上回らない場合

8　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1) 30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合の使用電力量および最大需要電力は，次のとおりといたします。

イ　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびにチおよびリの場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における電力量計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

(ｲ) 27（検針日）(2)の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。

(ﾛ) 27（検針日）(5)の場合，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

(ﾊ) 27（検針日）(6)の場合の使用電力量は，原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。

ロ　料金の算定期間における最大需要電力の計量は，チおよびリの場合を除き，検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における30分最大需要電力計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

なお，乗率を有する30分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものといたします。

ハ　計量器の読みは，次によります。

(ｲ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

(ﾛ) 乗率を有しない場合は，整数位までといたします。

(ﾊ) 乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，30分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。

ニ　業務用季節別時間帯別電力および高圧季節別時間帯別電力については，使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。

ホ　業務用ウィークエンド電力については，使用電力量の計量は，原則として各日別に行ないます。

ヘ　使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

ト　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

チ　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は，リの場合を除き，次によります。

(ｲ) 料金の算定期間における使用電力量は，取付けおよび取外しした電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(ﾛ) 料金の算定期間における最大需要電力は，取付けおよび取外しした 30 分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

リ　計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，31（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニのときは，次により電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

イ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(8)イにより算定いたします。

ロ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(8)ロにより算定いたします。

ハ　イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

ニ　31（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

　また，31（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

ホ　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

(3) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合において，(1)イ(ｲ)もしくは(ﾊ)により精算するときの精算額または 27（検針日）(5)のときの料金におけるお客さまの支払義務は，次回の検針日に発生するものといたします。

(4) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，16（業務用電力）(4)ロ，19（高圧電力）(1)ニ(ﾛ)，21（臨時電力）(1)ニ(ﾛ)，21（臨時電力）(2)ニ(ﾛ)および 22（農事用電力）(4)ロにおいて，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれるときには，その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(5) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，附則 5（蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置）(1)ハ(ｲ) a および c ならびに(2)ハ(ｲ) a において，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれるときには，その 1 月の蓄熱電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

(6) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，附則 5（蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置）(1)ニにおいて，業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受けるお客さまについては，原則としてその 1 月に計量された夜間使用電力量をその 1 月の休日扱い日および平日の使用電力量の比であん分してえた値を各日別の夜間使用電力量といたします。

(7) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合において，平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85 パーセントとみなします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

有効電力量および無効電力量の計量については，(1)イ，ハ，ヘ，チ(ｲ)およびリに準ずるものと

いたします。ただし，有効電力量または無効電力量は，(1)へにかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された有効電力量または無効電力量を，供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

(8) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定するときは，次のとおりといたします。

イ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(ｲ) 31（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 31（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，業務用電力，高圧電力，臨時電力および農事用電力のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

ロ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(ｲ) 31（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 31（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

9　この離島約款の実施にともなう切替措置

この離島約款の実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，当社は，32（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

別　　表

別　　表

1 休　日　等

この離島約款において，休日等とは，次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月 2日

1月 3日

1月 4日

4月30日

5月 1日

5月 2日

12月29日

12月30日

12月31日

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロおよびハの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，ハの場合を除き，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。

ハ 検針日が毎月初日のお客さまについては，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう 4 月の検針日は，5 月 1 日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために予備電線

路により電気の供給を受ける場合，その1月の使用電力量につき，常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

また，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

(ｲ) (ﾛ)および(ﾊ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，(ﾊ)の場合を除き，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ﾊ) 検針日が毎月初日のお客さまについては，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう4月の検針日は，5月1日といたします。

3　燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は，燃料費調整額，市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

(2) 燃料費調整

イ　燃料費調整額の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0259$

$\beta = 0.2563$

$\gamma = 0.8915$

なお，各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a　1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (83{,}500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83{,}500\text{円}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾊ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(5)のとおりといたします。

(ﾆ) 燃料費調整額

燃料費調整額は，その1月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお，(1)の燃料費等調整額は，燃料費調整単価が(ﾛ) aにより算定される場合は，燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が(ﾛ) bにより算定される場合は，燃料費調整額を加えるものといたします。

ロ　基 準 単 価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19銭0厘

(3) 市場価格調整

イ　市場価格調整額の算定

(ｲ) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は，スポット市場価格にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均市場価格の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

平均市場価格 ＝X×δ1＋Y×δ2

X ＝各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

Y ＝各平均市場価格算定期間における毎日午前8 時から午後4 時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格

δ1＝0.5332

δ2＝0.4668

なお，各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，市場価格調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 21 円 39 銭を下回る場合

市場価格調整単価 ＝（21 円 39 銭－平均市場価格）× ロの市場基準単価

b 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 21 円 39 銭を上回る場合

市場価格調整単価 ＝（平均市場価格－21 円 39 銭）× ロの市場基準単価

(ﾊ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は，その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，(5)のとおりといたします。

(ﾆ) 市場価格調整額

市場価格調整額は，その 1 月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお，(1)の燃料費等調整額は，市場価格調整単価が(ﾛ) a により算定される場合は，市場価格調整額を差し引くものとし，市場価格調整単価が(ﾛ) b により算定される場合は，市場価格調整額を加えるものといたします。

ﾛ 市場基準単価

市場基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	14 銭 6 厘

(4) 離島ユニバーサルサービス調整

イ　離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝Ａ×α

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの　平均原油価格

α＝1.0000

なお,各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格の単位は,１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ａ　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (79{,}300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

ｂ　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79{,}300\text{円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

ｃ　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合

離島平均燃料価格は，119,000 円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119{,}000\text{円} - 79{,}300\text{円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾊ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価に使用される電気に適用いたします。

なお，適用期間は，(5)のとおりといたします。

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は，その 1 月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

なお，(1)の燃料費等調整額は，離島ユニバーサルサービス調整単価が(ﾛ) a により算定され

る場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし，離島ユニバーサルサービス調整単価が(ﾛ) b または c により算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものといたします。

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘

(5) 適 用 期 間

イ　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，ロおよびハの場合をのぞき，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ロ　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，ハの場合を除き，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。

ハ　検針日が毎月初日のお客さまについては，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

(6) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(2)イ(ｲ)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および(2)イ(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価，(3)イ(ｲ)の各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日および昼間平均価格ならびに(3)イ(ﾛ)によって算定された市場価格調整単価，(4)イ(ｲ)の各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および(4)イ(ﾛ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4　契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は，次の算式によって算定された値といたします。

(1) △またはＹ結線の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× 3

(2) Ｖ結線（同容量変圧器）の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× 2 ×0.866

（注）その変圧器から使用する単相負荷がある場合

$$（単相変圧器容量\times 2）\times \frac{単相負荷設備容量}{総負荷設備容量} = A$$

群容量＝｛(単相変圧器容量× 2) － A｝× 0.866 ＋ A

(3) 変則Ｖ結線（異容量変圧器）の場合

電灯電力用変圧器Ａ（キロボルトアンペア），電力用変圧器Ｂ（キロボルトアンペア）をＶ結線にしたとき。

群容量＝（Ａ－Ｂ）＋（Ｂ× 2 × 0.866）

$$（注）（A-B）が｛(A+B)\times \frac{単相負荷設備容量}{総負荷設備容量} = C｝を下回る場合$$

群容量＝｛(Ａ＋Ｂ) －Ｃ｝× 0.866＋Ｃ

5　契約電力の算定方法

臨時電力および農事用電力のお客さまで，契約電力が 500 キロワット未満の場合の契約電力は，次

の(1)の値と(2)の値のうち，いずれか小さいものといたします。

(1) 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお，電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，契約負荷設備の入力を契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。この場合，1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。）により算定いたします。また，動力について電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できる遮断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量はハにより算定し，ロの係数を乗じないものといたします。

イ　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

ただし，電灯または小型機器は，その全部を1台の契約負荷設備とみなします。

ロ　イによってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
次の 100 キロワットにつき	70 パーセント
次の 150 キロワットにつき	60 パーセント
次の 200 キロワットにつき	50 パーセント
500 キロワットをこえる部分につき	30 パーセント

ハ　最大電流を制限できる遮断器等を施設される場合は，次により算定いたします。この場合，1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。

(ｲ) 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{遮断器等の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は，200 ボルトといたします。

(ﾛ) 交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{遮断器等の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

(2) 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は，別表4〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）との合計（この場合，契約受電設備の総容量については，1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし，次の変圧器は，契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

イ　2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器

ロ　2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器

ハ　電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。）

ニ　予備設備であることが明らかな変圧器

6　標準控除率表

用　　途	業　　種	標　準　控　除　率
空　　調	旅館・ホテル	20パーセント
	病　　院	10パーセント
	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｾﾝﾀｰ	20パーセント
	放　送　局	30パーセント
給　　湯	旅館・ホテル	30パーセント
	寮	10パーセント

7　適用対象機器類別

適用対象機器類別は，次のとおりといたします。ただし，この場合の機器の定格電圧は，200ボルト

以上といたします。

電気レンジ，フライヤー，オーブン，グリドル，グリラー，スープケトル，ティルティングパン，炊飯器，蒸し器，ゆで麺器，電気湯沸器，その他加熱厨房機器

8　日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，31（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は，

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$といたします。

ロ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(ｲ) 31（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 31（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間を料金に変更のあった日の前後で区分して 30 分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。

ハ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(ｲ) 31（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 31（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間を料金に変更のあった日の前後で区分して 30 分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。

(2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 28（料金の算定期間）(2)の場合は，(1)イにいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，計量日といたします。

(4) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

離 島 等 供 給 約 款

［ 特 別 高 圧 用 ］

2024 年 4 月 1 日 実 施

東北電力ネットワーク株式会社

離島等供給約款［特別高圧用］

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　適　　用 …… 1

2　離島等供給約款の届出および変更 …… 1

3　定　　義 …… 1

4　単位および端数処理 …… 2

5　実施細目 …… 3

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み …… 4

7　需給契約の成立および契約期間 …… 4

8　供給電気方式，供給電圧および周波数 …… 5

9　需要場所 …… 5

10　需給契約の単位 …… 5

11　供給の開始 …… 5

12　供給の単位 …… 5

13　承諾の限界 …… 6

14　需給契約書の作成 …… 6

Ⅲ　契約種別および料金

15　契約種別 …… 7

16　特別高圧電力Ａ …… 7

17　特別高圧季節別時間帯別電力Ａ …… 8

18　特別高圧電力Ｂ …… 9

19　特別高圧季節別時間帯別電力Ｂ …… 10

20　臨時電力 …… 12

21　自家発補給電力 …… 15

22　予 備 電 力 …… 21

Ⅳ　料金の算定および支払い

23　料金の適用開始の時期 …… 24

24　検　針　日 …… 24

25　料金の算定期間 …… 24

26　計　　量 …… 24

27　使用電力量の算定等 …… 24

28　料金の算定 …… 25

29　日 割 計 算 …… 25

30　料金の支払義務および支払期日 …… 25

31　料金その他の支払方法 …… 25

32　延 滞 利 息 …… 26

33　保　証　金 …… 26

Ⅴ　使用および供給

34　適正契約の保持 …… 28

35　契約超過金 …… 28

36　力率の保持 …… 28

37　需要場所への立入りによる業務の実施 …… 28

38　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… 29

39　供給の停止 …… 29

40　供給停止の解除 …… 30

41　供給停止期間中の料金 …… 30

42　違　約　金 …… 30

43　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… 30

44　制限または中止の料金割引 …… 30

45　損害賠償の免責 …… 31

46　設備の賠償 …… 32

Ⅵ　契約の変更および終了

47　需給契約の変更…… 33

48　名義の変更…… 33

49　需給契約の廃止…… 33

50　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算…… 33

51　解　約　等…… 35

52　需給契約消滅後の債権債務関係…… 35

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

53　供給方法，工事および施設…… 36

54　工事費等に関する契約書の作成…… 36

55　工事費負担金等の申受けおよび精算…… 36

Ⅷ　保　　安

56　保安の責任…… 37

57　保安等に対するお客さまの協力…… 37

附　　則…… 39

別　　表…… 43

Ⅰ　総　　則

1　適　　用

(1) 当社が，特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款[特別高圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。

(2) この離島約款は，次の離島に適用いたします。

山形県　飛島，新潟県　佐渡島および粟島

2　離島等供給約款の届出および変更

(1) この離島約款は,電気事業法第21条第1項の規定にもとづき,経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款[特別高圧用]によります。

3　定　　義

次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 特 別 高 圧

標準電圧30,000ボルト，60,000ボルトまたは140,000ボルトをいいます。

(2) 電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがあるため，電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 付 帯 電 灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯

(6) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(7) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(8) 最大需要電力

30 分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器等により計量される値をいいます。

(9) 夏　　季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(10) そ の 他 季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(11) ピーク時間

夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。ただし，別表 1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(12) 昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表 1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(13) 夜 間 時 間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(14) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(15) スポット市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）をいいます。

(16) 平均燃料価格算定期間，離島平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合ならびにスポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし，毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間，2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間，3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間，4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間，5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間，6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間,7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間,8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間，9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間，10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間，11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

(17) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

4　単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといた

します。

(1) 契約電力および最大需要電力の単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 使用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 力率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

5 実 施 細 目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款，ならびに当社の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の申込書により申込みをしていただきます。

　契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，負荷設備，受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，当社が，発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社と再生可能エネルギー特別措置法第 2 条第 5 項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第 2 条の 7 に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供することを，あらかじめ承諾するものといたします。

(3) 契約電力については，1 年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1 年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

(5) お客さまが電気設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，法令で定める技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，託送約款等に定める系統連系技術要件および別に定める発電設備系統連系サービス実施要綱を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。

(6) 電圧または周波数の変動等によって重大な損害を受けるおそれがあるお客さまは，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その必要容量を明確にしていただき，当社がお客さまに常時供給する電気に加え，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために予備電線路により電気の供給を受けるための申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(7) お客さまが発電設備を設置される場合には，発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，不足電力の補給にあてるための申込みをしていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお，当社が承諾したときとは，当社が供給を承諾する旨の書面を発送した日とし，これによらない場合は，14（需給契約書の作成）の需給契約書を取り交わした日といたします。

(2) 契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

8　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式は，交流3相3線式とし，供給電圧は，契約電力に応じて次のとおりとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該供給電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力　10,000 キロワット未満	標準電圧　30,000 ボルト
契約電力　10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧　60,000 ボルト
契約電力　50,000 キロワット以上	標準電圧　140,000 ボルト

9　需 要 場 所

需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

10　需給契約の単位

当社は，1需要場所において，次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として1需要場所について1契約種別を適用して，1需給契約を結びます。

臨時電力のうちの1契約種別，自家発補給電力のうちの1契約種別，予備電力

11　供給の開始

(1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

(2) 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

12　供給の単位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として1需給契約につき，1供給電気方式，1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

13　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

14　需給契約書の作成

電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

15　契 約 種 別

契約種別は，次のとおりといたします。

特別高圧電力Ａ，特別高圧季節別時間帯別電力Ａ，特別高圧電力Ｂ，特別高圧季節別時間帯別電力Ｂ，臨時電力Ａ，臨時電力Ｂ，自家発補給電力Ａ，自家発補給電力Ｂ，予備電力Ａ，予備電力Ｂ

16　特別高圧電力Ａ

(1) 適 用 範 囲

特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要に適用いたします。

なお，契約電力は 2,000 キロワット以上といたします。

(2) 契 約 電 力

イ　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から 1 年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ロ　お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1,991 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,969 円 00 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	29 円 22 銭	28 円 20 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	28 円 86 銭	27 円 87 銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

17　特別高圧季節別時間帯別電力Ａ

(1) 適 用 範 囲

特別高圧電力Ａの適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契 約 電 力

イ　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から 1 年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ロ　お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1,991 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,969 円 00 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) ピーク時間

1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	32 円 32 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	31 円 88 銭

(ﾛ) 昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	31 円 01 銭	30 円 04 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	30 円 61 銭	29 円 65 銭

(ﾊ) 夜間時間

1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	25 円 44 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	25 円 18 銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(4) そ　の　他

契約期間満了に先だって，原則として他の需給契約に変更することはできません。

18　特別高圧電力Ｂ

(1) 適 用 範 囲

特別高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。

なお，契約電力は 2,000 キロワット以上といたします。

(2) 契 約 電 力

イ　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から 1 年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ロ　お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電

力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,167 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,101 円 00 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	2,035 円 00 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	28 円 31 銭	27 円 37 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	27 円 95 銭	27 円 04 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	27 円 58 銭	26 円 71 銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(4) そ　の　他

発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

19　特別高圧季節別時間帯別電力Ｂ

(1) 適 用 範 囲

特別高圧電力Ｂの適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契 約 電 力

イ　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から 1 年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ロ　お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島

約款によって受けた供給とみなします。

(3)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,167 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,101 円 00 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	2,035 円 00 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) ピーク時間

1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	31 円 30 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	30 円 83 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	30 円 35 銭

(ﾛ) 昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	30 円 08 銭	28 円 86 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	29 円 65 銭	28 円 47 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	29 円 22 銭	28 円 09 銭

(ﾊ) 夜間時間

1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	25 円 44 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	25 円 18 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	24 円 93 銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(4) そ　の　他

イ　発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

ロ　契約期間満了に先だって，原則として他の需給契約に変更することはできません。

20　臨 時 電 力

(1) 臨時電力Ａ

イ　適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，契約使用期間が 1 年未満のお客さまに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要については，適用いたしません。

なお，契約電力は原則として 2,000 キロワット以上といたします。

ロ　契約電力

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次によって算定した値の 20 パーセントを割増ししたものといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1,991 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,969 円 00 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	31 円 38 銭	30 円 14 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	30 円 94 銭	29 円 75 銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

ニ　契約超過金

(ｲ) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，35（契約超過金）にかかわらず，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増しし，その値を 20 パーセント割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

ホ　そ の 他

(ｲ) 当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，継続後の新たに設定される契約使用期間が 1 年未満となるものについては，臨時電力Ａを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ａに準ずるものといたします。

(2) 臨時電力Ｂ

イ　適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約使用期間が 1 年未満のお客さまに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要については，適用いたしません。

なお，契約電力は原則として 2,000 キロワット以上といたします。

ロ　契約電力

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次によって算定した値の 20 パーセントを割増ししたものといたしま

す。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,167 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,101 円 00 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	2,035 円 00 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	30 円 27 銭	29 円 15 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	29 円 85 銭	28 円 76 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	29 円 41 銭	28 円 36 銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

ニ　契約超過金

(ｲ) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，35（契約超過金）にかかわらず，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増しし，その値を 20 パーセント割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

ホ　そ の 他

(ｲ) 当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(ﾊ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，継続後の新たに設定される契約使用期間が 1 年未満となるものについては，臨時電力Ｂを適用いたします。

(ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ｂに準ずるものといたします。

21　自家発補給電力

(1) 自家発補給電力Ａ

イ　適用範囲

(ｲ) 特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

(ﾛ) 火力発電設備を有するお客さまが，大気汚染防止法等関係諸法令によって発電設備の出力を抑制したときに不足電力の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ａの適用の対象とはいたしません。

(ﾊ) 水力発電設備を有するお客さまが，渇水時に不足電力等の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ａの適用の対象とはいたしません。

ロ　契約電力

(ｲ) 契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，1 台当たりの容量が最大となる発電設備の容量を下回らないものといたします。

(ﾛ) (ｲ)によりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

ａ　予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量からお客さまの予備発電設備の容量を差し引いた値

なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

ｂ　発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的に遮断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量から瞬時に負荷を自動的に遮断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ｃ　ａおよびｂにより契約電力を決定する場合は，あらかじめ次の資料をお客さまに提出していただきます。

(a) 予備発電設備が設置されている場合は，その定格出力および運転方法等

(b) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的に遮断する装置が設置されている場合は，遮断される負荷設備の明細および遮断方法等

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次によって算定した値の 10 パーセントを割増ししたものといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，その 30 パーセントといたします。また，その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が

前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1,991 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,969 円 00 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　定期検査（電気事業法第 54 条および第 55 条第 1 項に定められた検査をいいます。）または定期補修（一定期間に限り定期的に行なわれる補修をいいます。）による場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	30 円 34 銭	29 円 21 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	29 円 94 銭	28 円 85 銭

b　a 以外の場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	33 円 42 銭	32 円 02 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	32 円 93 銭	31 円 57 銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

ニ　契約超過金

(ｲ) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，35（契約超過金）にかかわらず，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増しし，その値を 10 パーセント割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

ホ　電気の使用

(ｲ) お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。この場合，できる限り夏期をさけて実施していただきます。

なお,その実施の時期を変更される場合には,その１月前までに当社に通知していただきます。

(ﾛ) お客さまが自家発補給電力Ａにより電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえないときは，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ヘ　常時供給分と同一計量される場合の使用の判定

(ｲ) その１月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえた場合は，発電設備の運転に関する記録その他客観的にみて自家発補給電力Ａによる電気の使用をされていないことが明らかなときを除き，自家発補給電力Ａによる電気の使用がなされたものといたします。

(ﾛ) その１月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえなかった場合は，お客さまが自家発補給電力Ａによる電気の使用について申出されたときであっても，自家発補給電力Ａによる電気の使用はされなかったものとし，常時供給分による使用として取り扱います。

ト　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａにより電気を使用されたときは，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。ただし，その１月の 30 分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Ａの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ａの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

なお，超過の原因が明らかでないときは，常時供給分と自家発補給電力Ａとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

チ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量の算定

(ｲ) 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量は，自家発補給電力Ａによる電気の供給時間中に計量された使用電力量から，あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めた基準の電力に自家発補給電力Ａによる電気の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。ただし，いずれを基準とするかはお客さまと当社との協議によりあらかじめ決定しておくものとし，自家発補給電力Ａによる電気の使用のつど選択することはできません。

なお，基準の電力の算定にあたり次のａ，ｂまたはｃによりがたい場合は，お客さまと当社との協議によりａ，ｂまたはｃに準じて決定いたします。また，常時供給分の使用電力量の算定を日区分別または時間帯区分別で行なう場合は，基準の電力についても，常時供給分の日区分別または時間帯区分別に算定することといたします。

ａ　自家発補給電力Ａによる電気の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

ｂ　自家発補給電力Ａによる電気の使用の前３月間における常時供給分の平均電力

ｃ　自家発補給電力Ａによる電気の使用の前３日間における常時供給分の平均電力

(ﾊ) 自家発補給電力Ａによる継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ａの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ａの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ａの使用電力量といたします。

(ﾆ) 使用電力量の区分

自家発補給電力Ａの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ａの最大需要電力に自家発補給電力Ａの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

リ　そ の 他

(ｲ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録およびお客さまの発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ﾛ) 常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その 1 月の供給時間中における 30 分ごとの需要電力の最大値から，トにより定めた最大需要電力を差し引いた値を，常時供給分のその 1 月の自家発補給電力Ａの供給時間中における最大需要電力といたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ａに準ずるものといたします。

(2) 自家発補給電力Ｂ

イ　適用範囲

(ｲ) 特別高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

(ﾛ) 火力発電設備を有するお客さまが，大気汚染防止法等関係諸法令によって発電設備の出力を抑制したときに不足電力の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ｂの適用の対象とはいたしません。

(ﾊ) 水力発電設備を有するお客さまが，渇水時に不足電力等の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ｂの適用の対象とはいたしません。

ロ　契約電力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次によって算定した値の 10 パーセントを割増ししたものといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，その 20 パーセントといたします。また，その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,167 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,101 円 00 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	2,035 円 00 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　定期検査（電気事業法第 54 条および第 55 条第 1 項に定められた検査をいいます。）または定期補修（一定期間に限り定期的に行なわれる補修をいいます。）による場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	29 円 33 銭	28 円 31 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	28 円 95 銭	27 円 95 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	28 円 54 銭	27 円 58 銭

b　a 以外の場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	32 円 16 銭	30 円 88 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	31 円 68 銭	30 円 43 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	31 円 17 銭	29 円 97 銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

ニ　契約超過金

(ｲ) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，35（契約超過金）にかかわらず，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増しし，その値を 10 パーセント割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

ホ　電気の使用

(ｲ) お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，

その１月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお，その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。

(ﾛ) お客さまが自家発補給電力Ｂにより電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえないときは，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ヘ　常時供給分と同一計量される場合の使用の判定

(ｲ) その１月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえた場合は，発電設備の運転に関する記録その他客観的にみて自家発補給電力Ｂによる電気の使用をされていないことが明らかなときを除き，自家発補給電力Ｂによる電気の使用がなされたものといたします。

(ﾛ) その１月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえなかった場合は，お客さまが自家発補給電力Ｂによる電気の使用について申出されたときであっても，自家発補給電力Ｂによる電気の使用はされなかったものとし，常時供給分による使用として取り扱います。

ト　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂにより電気を使用されたときは，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。ただし，その１月の 30 分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Ｂの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ｂの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

なお，超過の原因が明らかでないときは，常時供給分と自家発補給電力Ｂとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

チ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量の算定

(ｲ) 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量は，自家発補給電力Ｂによる電気の供給時間中に計量された使用電力量から，あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めた基準の電力に自家発補給電力Ｂによる電気の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。ただし，いずれを基準とするかはお客さまと当社との協議によりあらかじめ決定しておくものとし，自家発補給電力Ｂによる電気の使用のつど選択することはできません。

なお，基準の電力の算定にあたり次のａ，ｂまたはｃによりがたい場合は，お客さまと当社との協議によりａ，ｂまたはｃに準じて決定いたします。また，常時供給分の使用電力量の算定を日区分別または時間帯区分別で行なう場合は，基準の電力についても，常時供給分の日区分別または時間帯区分別に算定することといたします。

ａ　自家発補給電力Ｂによる電気の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

ｂ　自家発補給電力Ｂによる電気の使用の前３月間における常時供給分の平均電力

ｃ　自家発補給電力Ｂによる電気の使用の前３日間における常時供給分の平均電力

(ﾊ) 自家発補給電力Ｂによる継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ｂの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ｂの供給時間中の各時間ごとに使用電

力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ｂの使用電力量といたします。

(ﾆ) 使用電力量の区分

自家発補給電力Ｂの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ｂの最大需要電力に自家発補給電力Ｂの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

リ　そ の 他

(ｲ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録およびお客さまの発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ﾛ) 常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その 1 月の供給時間中における 30 分ごとの需要電力の最大値から，トにより定めた最大需要電力を差し引いた値を，常時供給分のその 1 月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における最大需要電力といたします。

(ﾊ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ｂに準ずるものといたします。

22　予 備 電 力

(1) 予備電力Ａ

イ　適用範囲

特別高圧電力Ａまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ａのお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

(ｲ) 予 備 線

常時供給変電所から供給を受ける場合

(ﾛ) 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

ロ　契約電力

契約電力は，常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合を除き，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合で，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は，予備電力Ａによって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，50 キロワットを下回らないものといたします。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお，各月の料金は，常時供給分の契約によって料金として算定された金額に次の(ｲ)の基本料金と(ﾛ)の電力量料金を加えた金額をその 1 月分の料金として申し受けます。ただし，電力量料金は，別表 3（燃料費等

調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線については１月につき契約電力と基本料金率（常時供給分の基本料金率といたします。）によって算定した値（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント，予備電源については１月につき契約電力と基本料金率（常時供給分の基本料金率といたします。）によって算定した値（電気を使用する場合のものといたします。）の 10 パーセントに相当するものといたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には，契約電力は，基本料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量につき，常時供給分の該当電力量料金率を適用し，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には，使用電力量は，電力量料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの算定上，予備電力Ａによって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

ニ　そ の 他

(ｲ) お客さまが希望される場合は，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，常時供給分の契約に準ずるものといたします。

(2) 予備電力Ｂ

イ　適用範囲

特別高圧電力Ｂまたは特別高圧季節別時間帯別電力Ｂのお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

(ｲ) 予 備 線

常時供給変電所から供給を受ける場合

(ﾛ) 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

ロ　契約電力

契約電力は，常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合を除き，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合で，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は，予備電力Ｂによって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，50 キロワットを下回らないものといたします。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお，各月の料金は，常時供給分の契約によって料金として算定された金額に次の(ｲ)の基本料金と(ﾛ)の電力量料金を加えた金額をその１月分の料金として申し受けます。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線については１月につき契約電力と基本料金率（常時供給分の基本料金率といたします。）によって算定した値（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント，予備電源については１月につき契約電力と基本料金率（常時供給分の基本料金率といたします。）によって算定した値（電気を使用する場合のものといたします。）の 10 パーセントに相当するものといたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には，契約電力は，基本料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量につき，常時供給分の該当電力量料金率を適用し，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には，使用電力量は，電力量料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの算定上，予備電力Ｂによって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

ニ　そ の 他

(ｲ) お客さまが希望される場合には，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，常時供給分の契約に準ずるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

23　料金の適用開始の時期

料金は，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

24　検　針　日

検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日に，各月ごとに行ないます。ただし，非常変災の場合等やむをえない事情のあるときは，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3) (1)の場合で，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

25　料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2) 当社があらかじめお客さまに使用電力量または最大需要電力が記録型計量器等に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合は，料金の算定期間は，(1)にかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

26　計　　量

(1) 使用電力量および最大需要電力は，原則として，記録型計量器等により供給電圧と同位の電圧で，30 分単位に計量いたします。

(2) 計量の結果は，各月ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。

27　使用電力量の算定等

(1) 使用電力量は，原則として，30 分ごとに計量された電力量といたします。

　また，料金の算定期間の使用電力量は，30 分ごとの使用電力量を，料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(2) 24（検針日）(2)の場合で，検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は，託

送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

28　料金の算定

(1) 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約電力，供給電圧等を変更したことにより，料金に変更があった場合

(2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

29　日 割 計 算

(1) 当社は，28（料金の算定）(1)イまたはロの場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金は，別表 4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 4（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ　イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2) 28（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，28（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

30　料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は，検針日に発生いたします。ただし，次の場合はこの限りではありません。

イ　27（使用電力量の算定等）(3)の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

ハ　24（検針日）(3)の場合で，実際に検針を行なった日が，当社があらかじめお知らせした日より後の日となり，当社が必要と認めるときは，実際に検針を行なった日といたします。

(2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

31　料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通

じて支払っていただきます。

なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また，(1)ロにより支払われる場合は，その金融機関等に払い込まれたときといたします。

(3) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(4) 臨時電力については，当社は，予納金を申し受けることがあります。この場合には，予納金は使用に先だって支払っていただきます。

なお，予納金は，原則として予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。

また，当社は，予納金について利息を付しません。

32　延 滞 利 息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2) 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して，年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365 日あたりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

(3) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

33　保　証　金

(1) 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ　新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。

(ｲ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ﾛ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の

負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は，保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。

なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，その残額をお返しいたします。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は，保証金について利息を付しません。

(6) 当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。

Ⅴ　使用および供給

34　適正契約の保持

当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

35　契約超過金

(1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(2) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

36　力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

(2) 当社は，当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量をお客さまと協議させていただくことがあります。

なお，これらの場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの1月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

37　需要場所への立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査

(2) 57（保安等に対するお客さまの協力）(1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，負荷設備，受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 39（供給の停止），49（需給契約の廃止）(1)または51（解約等）により必要な処置

(6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

38　電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準じて取り扱います。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，別に定める発電設備系統連系サービス実施要綱によります。

39　供給の停止

(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の 5 日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ハ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ニ　料金以外の債務を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合

ニ　37（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ　38（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

40　供給停止の解除

39（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

41　供給停止期間中の料金

39（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を 29（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。

42　違　約　金

(1) お客さまが 39（供給の停止）(3)ロもしくはハまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，6 月以内で当社が決定した期間といたします。

43　供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

44　制限または中止の料金割引

(1) 特別高圧電力Ａ，特別高圧季節別時間帯別電力Ａ，特別高圧電力Ｂおよび特別高圧季節別時間帯別電力Ｂについては，当社は，43（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって，電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。

イ　割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし，28（料金の算定）(1)イまたはロ

の場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ　割 引 率

1月中の制限し，または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

ハ　制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は，1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，1時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。

なお，制限時間については，次により修正したうえで合計いたします。

(ｲ) 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D - d}{D}$$

H′＝修　正　時　間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H　＝制　限　時　間

D　＝契　約　電　力

d　＝制限時間中の需要電力の最大値

(ﾛ) 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H′＝修　正　時　間

H　＝制　限　時　間

A　＝制限指定時間中の基準となる電力量(お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。)

B　＝制限時間中の使用電力量

(ﾊ) 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については，(ｲ)による修正時間または(ﾛ)による修正時間のいずれか大きいものによります。

(2) (1)による延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は，1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは，料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 臨時電力，自家発補給電力および予備電力に対する供給の中止または制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

45　損害賠償の免責

(1) 11（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 43（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 39（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または51（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 当社に故意または過失がある場合を除き，当社は，お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

46　設備の賠償

お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

47　需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

48　名義の変更

47（需給契約の変更）に該当する場合で，合併その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望されるときは，名義変更の手続きによることがあります。この場合には，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

49　需給契約の廃止

(1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

当社は，当社の供給設備を引き続き利用される場合を除き，原則として，お客さまから通知された廃止期日に，当社の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(2) 需給契約は，51（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

50　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約電力を新たに設定し，または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約電力を新たに設定された後 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約の消滅の日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で 1 年以上利用される場合の臨時電力として算定される料金は，1 年以上利用される契約電力等に見合う部分につき，当社の託送約款等に準じて算定した接続送電

サービス料金相当（予備電力の適用を受けているお客さまについては予備送電サービス料金相当を含みます。）の 20 パーセントに該当する金額を差し引いたものといたします。

ロ　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で 1 年以上利用される場合は，1 年以上利用される契約電力等に見合う部分については精算いたしません。

ハ　イまたはロに該当する場合で，当社が必要とするときは，料金または工事費の精算に関する契約書等を作成することがあります。

(2) 契約電力を増加された後 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約電力を増加された日から需給契約の消滅の日の前日までの期間の料金について，契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で 1 年以上利用される場合の臨時電力として算定される料金は，1 年以上利用される契約電力等に見合う部分につき，当社の託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金相当（予備電力の適用を受けているお客さまについては予備送電サービス料金相当を含みます。）の 20 パーセントに該当する金額を差し引いたものといたします。

なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で 1 年以上利用される場合は，1 年以上利用される契約電力等に見合う部分については精算いたしません。

ハ　イまたはロに該当する場合で，当社が必要とするときは，料金または工事費の精算に関する契約書等を作成することがあります。

(3) 契約電力を新たに設定された後 1 年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，契約電力を減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，託送約款等に定めるところにより特別高圧で供給する場合の工事費として算定される金額から，減少後の契約電力を新たに設定された契約電力とみなして託送約款等に定めるところにより特別高圧で供給する場合の当社負担額として算定される金額を差し引いた金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお，減少にともない供給電圧を変更する場合は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

また，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合は，その金額を申し受けます。

(4) 契約電力を増加された後1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，契約電力を減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は，増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，託送約款等に定めるところにより特別高圧で供給する場合の工事費として算定される金額から，減少後において増加前の契約電力を上回る契約電力分を増加された契約電力とみなして託送約款等に定めるところにより特別高圧で供給する場合の当社負担額として算定される金額を差し引いた金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお，減少にともない供給電圧を変更する場合は，お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

また，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合は，その金額を申し受けます。

51　解　約　等

(1) 39（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが，49（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

52　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

53　供給方法，工事および施設

(1) 電気の需給地点は，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。

(3) 当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

54　工事費等に関する契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費等に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，契約書を作成いたします。

55　工事費負担金等の申受けおよび精算

(1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

(2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

(3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

Ⅷ　保　　安

56　保安の責任

当社は，託送約款等の定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。

57　保安等に対するお客さまの協力

(1) 託送約款等の定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合および物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，その内容を当社に通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

(3) 当社は，必要に応じて供給開始に先だち，受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。

附　　則

附　　則

1　この離島約款の実施期日

この離島約款は，2024 年 4 月 1 日から実施いたします。

2　標準周波数についての特別措置

この離島約款実施の際現に標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している次の離島については，当分の間，標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。

新潟県　佐渡島

3　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は，26（計量）(1)および附則 5（記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）(1)ホにかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，使用電力量または最大需要電力は，計量された使用電力量または最大需要電力を，供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

4　供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については，当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず交流 3 相 3 線式標準電圧 20,000 ボルトで供給することがあります。この場合，料金その他の供給条件は，特別高圧 30,000 ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

5　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1) 30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合の使用電力量および最大需要電力は，次のとおりといたします。

イ　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，トおよびチの場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における電力量計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

ロ　料金の算定期間における最大需要電力の計量は，トおよびチの場合を除き，検針日における 30 分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における 30 分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における 30 分最大需要電力計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

なお，乗率を有する30分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものといたします。

ハ　計量器の読みは，次によります。

(ｲ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

(ﾛ) 乗率を有しない場合は，整数位までといたします。

(ﾊ) 乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，30分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。

ニ　特別高圧季節別時間帯別電力Ａおよび特別高圧季節別時間帯別電力Ｂについては，使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。

ホ　使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

ヘ　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

ト　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は，チの場合を除き，次によります。

(ｲ) 料金の算定期間における使用電力量は，取付けおよび取外しした電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(ﾛ) 料金の算定期間における最大需要電力は，取付けおよび取外しした 30 分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

チ　計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，28（料金の算定）(1)イまたはロのときは，電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を次のとおり算定いたします。

イ　当社は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(4)により算定いたします。

なお，これによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

ロ　28（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，28（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

ハ　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

(3) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合において，平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

有効電力量および無効電力量の計量については，(1)イ，ハ，ホ，ト(ｲ)およびチに準ずるものといたします。ただし，有効電力量または無効電力量は，(1)ホにかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力

量は，計量された有効電力量または無効電力量を，供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

(4) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定するときは，次のとおりといたします。

イ　28（料金の算定）(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ　28（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

別　　表

別　　表

1　休　日　等

この離島約款において，休日等とは，次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1 月　2日

1 月　3日

1 月　4日

4 月30日

5 月　1日

5 月　2日

12月29日

12月30日

12月31日

2　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は,再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は,当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月 1 日から翌年の 4 月 30 日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は,その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために予備電線路により電気の供給を受ける場合，その 1 月の使用電力量につき，常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには，使用電力量は，再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。

また，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは，お客さまからの申出の直後の5月1日から翌年の4月30日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は,その直後の検針日といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

3　燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は，燃料費調整額，市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

(2) 燃料費調整

イ　燃料費調整額の算定

(ｲ) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0259

β＝0.2563

γ＝0.8915

なお，各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a　1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (83{,}500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83{,}500\text{円}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾊ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(5)のとおりといたします。

(ﾆ) 燃料費調整額

燃料費調整額は，その1月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお，(1)の燃料費等調整額は，燃料費調整単価が(ﾛ) aにより算定される場合は，燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が(ﾛ) bにより算定される場合は，燃料費調整額を加えるものといたします。

ロ　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭4厘

(3) 市場価格調整

イ　市場価格調整額の算定

(ｲ) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は，スポット市場価格にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均市場価格の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

平均市場価格 $= X \times \delta 1 + Y \times \delta 2$

X ＝各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

Y ＝各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格

$\delta 1 = 0.5332$

$\delta 2 = 0.4668$

なお，各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，市場価格調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a　1 キロワット時当たりの平均市場価格が 21 円 39 銭を下回る場合

市場価格調整単価 ＝（21 円 39 銭－平均市場価格）× ロの市場基準単価

b　1 キロワット時当たりの平均市場価格が 21 円 39 銭を上回る場合

市場価格調整単価 ＝（平均市場価格－21 円 39 銭）× ロの市場基準単価

(ﾊ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は，その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，(5)のとおりといたします。

(ﾆ) 市場価格調整額

市場価格調整額は，その 1 月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお，(1)の燃料費等調整額は，市場価格調整単価が(ﾛ) a により算定される場合は，市場価格調整額を差し引くものとし，市場価格調整単価が(ﾛ) b により算定される場合は，市場価格調整額を加えるものといたします。

ロ　市場基準単価

市場基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	14 銭 2 厘

(4) 離島ユニバーサルサービス調整

イ　離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝Ａ×α

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

α＝1.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a　1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (79{,}300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79{,}300\text{円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

c　1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合

離島平均燃料価格は，119,000 円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119{,}000\text{円} - 79{,}300\text{円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾊ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価に使用される電気に適用いたします。

なお，適用期間は，(5)のとおりといたします。

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は,その 1 月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

なお，(1)の燃料費等調整額は，離島ユニバーサルサービス調整単価が(ﾛ) a により算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし，離島ユニバーサルサービス調整単価が(ﾛ) b または c により算定される場合は,離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものといたします。

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘

(5) 適 用 期 間

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から5月31日までの期間

(6) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(2)イ(ｲ)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(2)イ(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価，(3)イ(ｲ)の各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日および昼間平均価格ならびに(3)イ(ﾛ)によって算定された市場価格調整単価，(4)イ(ｲ)の各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(4)イ(ﾛ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ロ　日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(ｲ) 28（料金の算定）(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 28（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間を料金に変更のあった日の前後で区分して 30 分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。

(2) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

電気事業法施行規則第 31 条第 2 項の規定に基づく添付書類

1　変更を必要とする理由

2　離島等供給約款の変更の内容および新旧比較表

3　料金の算出の根拠

１　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は，当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者（東北電力株式会社）が特定小売供給約款等に定める料金その他の供給条件の見直しを行うことにともない，当該内容を離島等供給約款の料金その他の供給条件に反映するべく，離島等供給約款を変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき，ここに離島等供給約款の変更を届け出る次第であります。

２　離島等供給約款の変更の内容および新旧比較表

離島等供給約款の変更の内容

離島等供給約款の変更につきましては，当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者（東北電力株式会社）が特定小売供給約款等に定める料金その他の供給条件の見直しを行うことを踏まえ, 必要となる変更を行うとともに, その他の今日的見直しをいたしました。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
離　島　等　供　給　約　款 ［　低　圧　用　］ ~~2023年6月1日~~ 実 施 東北電力ネットワーク株式会社	離　島　等　供　給　約　款 ［　低　圧　用　］ 2024年4月1日 実 施 東北電力ネットワーク株式会社

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
離島等供給約款［低圧用］ 目　　次 Ⅰ　総　　則 1　適　　用…… 1 2　離島等供給約款の届出および変更…… 1 3　定　　義…… 1 4　単位および端数処理…… 2 5　実施細目…… 3 Ⅱ　契約の申込み 6　需給契約の申込み…… 4 7　需給契約の成立および契約期間…… 4 8　需要場所…… 5 9　需給契約の単位…… 5 10　供給の開始…… 5 11　供給の単位…… 5 12　承諾の限界…… 5 13　需給契約書の作成…… 6 Ⅲ　契約種別および料金 14　契約種別…… 7 15　定額電灯…… 7 16　従量電灯…… 9 17　時間帯別電灯…… 13 18　季節別高負荷率電灯…… 17 19　臨時電灯…… 19 20　公衆街路灯…… 22 21　低圧高稼動契約…… 25 22　低圧電力…… 28 23　低圧季節別時間帯別電力…… 30 24　臨時電力…… 32 25　農事用電力…… 34 26　深夜電力…… 36 27　融雪用電力…… 38 Ⅳ　料金の算定および支払い 28　料金の適用開始の時期…… 43 29　検　針　日…… 43	離島等供給約款［低圧用］ 目　　次 Ⅰ　総　　則 1　適　　用…… 1 2　離島等供給約款の届出および変更…… 1 3　定　　義…… 1 4　単位および端数処理…… 2 5　実施細目…… 3 Ⅱ　契約の申込み 6　需給契約の申込み…… 4 7　需給契約の成立および契約期間…… 5 8　需要場所…… 5 9　需給契約の単位…… 5 10　供給の開始…… 5 11　供給の単位…… 5 12　承諾の限界…… 5 13　需給契約書の作成…… 6 Ⅲ　契約種別および料金 14　契約種別…… 7 15　定額電灯…… 7 16　従量電灯…… 9 17　時間帯別電灯…… 13 18　季節別高負荷率電灯…… 17 19　臨時電灯…… 19 20　公衆街路灯…… 22 21　低圧高稼動契約…… 25 22　低圧電力…… 28 23　低圧季節別時間帯別電力…… 30 24　臨時電力…… 32 25　農事用電力…… 34 26　深夜電力…… 36 27　融雪用電力…… 38 Ⅳ　料金の算定および支払い 28　料金の適用開始の時期…… 43 29　検　針　日…… 43

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
30　料金の算定期間…… 43	30　料金の算定期間…… 43
31　使用電力量の計量…… 44	31　使用電力量の計量…… 44
32　料金の算定…… 45	32　料金の算定…… 45
33　日 割 計 算…… 46	33　日 割 計 算…… 46
34　料金の支払義務および支払期日…… 46	34　料金の支払義務および支払期日…… 46
35　料金その他の支払方法…… 47	35　料金その他の支払方法…… 47
36　延 滞 利 息…… 48	36　延 滞 利 息…… 48
37　保　証　金…… ~~48~~	37　保　証　金…… 49
Ⅴ　使用および供給	**Ⅴ　使用および供給**
38　適正契約の保持…… 50	38　適正契約の保持…… 50
39　力率の保持…… 50	39　力率の保持…… 50
40　需要場所への立入りによる業務の実施…… 50	40　需要場所への立入りによる業務の実施…… 50
41　電気の使用にともなうお客さまの協力…… 50	41　電気の使用にともなうお客さまの協力…… 50
42　供給の停止…… 51	42　供給の停止…… 51
43　供給停止の解除…… 52	43　供給停止の解除…… 52
44　供給停止期間中の料金…… 52	44　供給停止期間中の料金…… 52
45　違　約　金…… 52	45　違　約　金…… 52
46　供給の中止または使用の制限もしくは中止…… 52	46　供給の中止または使用の制限もしくは中止…… 52
47　制限または中止の料金割引…… 52	47　制限または中止の料金割引…… 52
48　損害賠償の免責…… 53	48　損害賠償の免責…… 53
49　設備の賠償…… 53	49　設備の賠償…… 53
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
50　需給契約の変更…… 55	50　需給契約の変更…… 55
51　名義の変更…… 55	51　名義の変更…… 55
52　需給契約の廃止…… 55	52　需給契約の廃止…… 55
53　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金 および工事費の精算…… 55	53　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金 および工事費の精算…… 55
54　解　約　等…… 57	54　解　約　等…… 57
55　需給契約消滅後の債権債務関係…… 57	55　需給契約消滅後の債権債務関係…… 57
Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担	**Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担**
56　供給方法，工事および施設…… 58	56　供給方法，工事および施設…… 58
57　工事費負担金等の申受けおよび精算…… 58	57　工事費負担金等の申受けおよび精算…… 58
Ⅷ　保　　安	**Ⅷ　保　　安**
58　保安の責任…… 59	58　保安の責任…… 59
59　調　　査…… 59	59　調　　査…… 59
60　調査に対するお客さまの協力…… 59	60　調査に対するお客さまの協力…… 59
61　保安に対するお客さまの協力…… 59	61　保安に対するお客さまの協力…… 59
62　検査または工事の受託…… 59	62　検査または工事の受託…… 59

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
63　自家用電気工作物…… 60 附　　則…… 61 別　　表…… 73	63　自家用電気工作物…… 60 附　　則…… 61 別　　表…… 73
Ⅱ　契約の申込み **6　需給契約の申込み** (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款，ならびに当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 　契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，	**Ⅱ　契約の申込み** **6　需給契約の申込み** (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款，ならびに当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 　契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法 (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 ~~イ~~　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，~~需給契約の締結に必要な事項のうち，~~当該配電事業者が接続供給のために必要とする~~事項~~について，当該配電事業者に提供すること。 ~~ロ~~　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。 (3) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，1 年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1 年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。	用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法 (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ　当社または当該配電事業者が，発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。 ロ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について，当該配電事業者に提供すること。 ハ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。 (3) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，1 年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1 年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
12　承諾の限界 当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，料金~~および~~この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況~~（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）~~その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。	12　承諾の限界 当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。
15　定 額 電 灯 (1) 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，	15　定 額 電 灯 (1) 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施

交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	60円50銭

ロ　電灯料金

(ｲ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	~~118円55銭~~
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	~~217円25銭~~
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	~~414円73銭~~
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	~~612円25銭~~
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	~~1,007円17銭~~
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	~~1,007円17銭~~

(ﾛ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。な

離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施

交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	60円50銭

ロ　電灯料金

(ｲ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	118円20銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	216円55銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	413円32銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	610円14銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,003円67銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,003円67銭

(ﾛ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。な

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施</th><th>離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>お，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。
<table>
<tr><td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>~~367円08銭~~</td></tr>
<tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>~~674円82銭~~</td></tr>
<tr><td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td>~~674円82銭~~</td></tr>
</table></td><td>お，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。
<table>
<tr><td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>366円03銭</td></tr>
<tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>672円71銭</td></tr>
<tr><td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td>672円71銭</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>16　従 量 電 灯
(1) 従量電灯Ａ
イ　適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。
(ﾛ) 定額電灯を適用できないこと。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。
ハ　契約電流
(ｲ) 契約電流は，5アンペアといたします。
(ﾛ) 当社または当該配電事業者は，契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ニ　料　　金
料金は，その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</td><td>16　従 量 電 灯
(1) 従量電灯Ａ
イ　適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。
(ﾛ) 定額電灯を適用できないこと。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。
ハ　契約電流
(ｲ) 契約電流は，5アンペアといたします。
(ﾛ) 当社または当該配電事業者は，契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ニ　料　　金
料金は，その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</td></tr>
</table>

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施

最 低 料 金	1契約につき最初の7キロワット時まで	~~359円58銭~~
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	~~29円71銭~~

(2) 従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電流が10アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であること。

(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(ｲ) 契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島

離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施

最 低 料 金	1契約につき最初の7キロワット時まで	358円95銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	29円62銭

(2) 従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電流が10アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であること。

(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(ｲ) 契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施

平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペア	369円60銭
契約電流15アンペア	554円40銭
契約電流20アンペア	739円20銭
契約電流30アンペア	1,108円80銭
契約電流40アンペア	1,478円40銭
契約電流50アンペア	1,848円00銭
契約電流60アンペア	2,217円60銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	~~29円71銭~~
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	~~36円46銭~~
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	~~40円41銭~~

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	~~359円58銭~~

(3) 従量電灯C

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客

離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施

平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペア	369円60銭
契約電流15アンペア	554円40銭
契約電流20アンペア	739円20銭
契約電流30アンペア	1,108円80銭
契約電流40アンペア	1,478円40銭
契約電流50アンペア	1,848円00銭
契約電流60アンペア	2,217円60銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円62銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円37銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円32銭

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	358円95銭

(3) 従量電灯C

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施

さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ｲ) 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ﾛ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法（託送約款等に定める方法といたします。）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施

さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ｲ) 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ﾛ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法（託送約款等に定める方法といたします。）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	~~29円71銭~~
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	~~36円46銭~~
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	~~40円41銭~~

17　時間帯別電灯

(1) 時間帯別電灯Ａ

イ　適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し，ニに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ　契約容量

(ｲ) 契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。

ただし，お客さまの希望により，当社もしくは当該配電事業者の電流を制限する計量器により電流を制限する場合，または当社もしくは当該配電事業者の電流制限器を取り付ける場合は，契約容量は，電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。

a　電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{制限される電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

b　電流制限器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{電流制限器の定格電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，電流制限器とは，16（従量電灯）(1)ハ(ﾛ)および(2)ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。

(ﾛ) 別表5（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は，(ｲ)にかかわらず，契約容量は，原則として，次のａによってえた値に0.4を乗じてえた値がｂによってえた値以上となる場合は，ａによってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式に

離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円62銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円37銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円32銭

17　時間帯別電灯

(1) 時間帯別電灯Ａ

イ　適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し，ニに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ　契約容量

(ｲ) 契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。

ただし，お客さまの希望により，当社もしくは当該配電事業者の電流を制限する計量器により電流を制限する場合，または当社もしくは当該配電事業者の電流制限器を取り付ける場合は，契約容量は，電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。

a　電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{制限される電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

b　電流制限器による場合

$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{電流制限器の定格電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，電流制限器とは，16（従量電灯）(1)ハ(ﾛ)および(2)ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。

(ﾛ) 別表5（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は，(ｲ)にかかわらず，契約容量は，原則として，次のａによってえた値に0.4を乗じてえた値がｂによってえた値以上となる場合は，ａによってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式に

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施

よって算定された値といたします。

ａによってえた値＋ｂによってえた値×0.1

ａ　契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて，原則として従量電灯Ｃの契約容量決定方法に準じてえた値

ただし，夜間蓄熱式機器を使用される場合で，お客さまの希望により夜間蓄熱式機器以外の機器について当社または当該配電事業者の電流制限器を取り付けるときは，(ｲ)に準じて算定いたします。

ｂ　契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

ニ　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

(ｲ) 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

(ﾛ) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ａ　契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,667円60銭

ｂ　契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ａ　昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	~~31円26銭~~

離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施

よって算定された値といたします。

ａによってえた値＋ｂによってえた値×0.1

ａ　契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて，原則として従量電灯Ｃの契約容量決定方法に準じてえた値

ただし，夜間蓄熱式機器を使用される場合で，お客さまの希望により夜間蓄熱式機器以外の機器について当社または当該配電事業者の電流制限器を取り付けるときは，(ｲ)に準じて算定いたします。

ｂ　契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

ニ　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

(ｲ) 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

(ﾛ) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ａ　契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,667円60銭

ｂ　契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ａ　昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	31円17銭

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき　~~39円30銭~~	90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき　39円21銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき　~~44円00銭~~	230キロワット時をこえる1キロワット時につき　43円91銭
b　夜間時間	b　夜間時間
1キロワット時につき　~~27円68銭~~	1キロワット時につき　27円64銭
ヘ　そ の 他	ヘ　そ の 他
(ｲ) 当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表6（日割計算の基本算式）(1)ロ(ﾊ)によるものといたします。	(ｲ) 当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表6（日割計算の基本算式）(1)ロ(ﾊ)によるものといたします。
(ﾛ) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。	(ﾛ) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。
(ﾊ) 夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。	(ﾊ) 夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。
(ﾆ) 当社は，別表5（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。	(ﾆ) 当社は，別表5（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
(ﾎ) Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。	(ﾎ) Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。
(ﾍ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。	(ﾍ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
(2) 時間帯別電灯Ｂ	(2) 時間帯別電灯Ｂ
イ　適用範囲	イ　適用範囲
従量電灯の適用範囲に該当し，ニに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。	従量電灯の適用範囲に該当し，ニに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。
なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。	なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数	ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。
ハ　契約容量	ハ　契約容量
契約容量は，時間帯別電灯Ａに準じて定めます。	契約容量は，時間帯別電灯Ａに準じて定めます。
ニ　時間帯区分	ニ　時間帯区分
時間帯区分は，次のとおりといたします。	時間帯区分は，次のとおりといたします。
(ｲ) 昼間時間	(ｲ) 昼間時間
毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。	毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。
(ﾛ) 夜間時間	(ﾛ) 夜間時間
昼間時間以外の時間をいいます。	昼間時間以外の時間をいいます。
ホ　料　　金	ホ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算	料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施

定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

a　契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,667円60銭

b　契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　昼間時間

最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	~~33円17銭~~
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	~~41円92銭~~
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	~~47円02銭~~

b　夜間時間

1キロワット時につき	~~27円99銭~~

ヘ　そ の 他

(ｲ) 当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表6（日割計算の基本算式）(1)ロ(ﾆ)によるものといたします。

(ﾛ) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ﾊ) 夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

(ﾆ) 当社は，別表5（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(ﾎ) Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契

離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施

定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

a　契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,667円60銭

b　契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　昼間時間

最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	33円07銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	41円82銭
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	46円92銭

b　夜間時間

1キロワット時につき	27円95銭

ヘ　そ の 他

(ｲ) 当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表6（日割計算の基本算式）(1)ロ(ﾆ)によるものといたします。

(ﾛ) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ﾊ) 夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

(ﾆ) 当社は，別表5（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(ﾎ) Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。 (ﾍ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。	約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。 (ﾍ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
18　季節別高負荷率電灯 (1) 適 用 範 囲 イ　従量電灯の適用範囲に該当し，夏季からの負荷移行が可能な需要に適用いたします。 ロ　季節別高負荷率電灯から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，原則として季節別高負荷率電灯を適用いたしません。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 (3) 契 約 容 量 契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。 ただし，季節別高負荷率電灯適用の際現に取り付けられている当社もしくは当該配電事業者の電流を制限する計量器または当社もしくは当該配電事業者の電流制限器を継続して使用することを希望される場合は，契約容量は，原則として電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。 イ　電流を制限する計量器による場合 $\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{制限される電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$ ロ　電流制限器による場合 $\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{電流制限器の定格電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$ なお，電流制限器とは，16（従量電灯）(1)ﾊ(ﾛ)および(2)ﾊ(ﾛ)における電流制限器をいいます。 (4) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別	**18　季節別高負荷率電灯** (1) 適 用 範 囲 イ　従量電灯の適用範囲に該当し，夏季からの負荷移行が可能な需要に適用いたします。 ロ　季節別高負荷率電灯から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，原則として季節別高負荷率電灯を適用いたしません。 (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 (3) 契 約 容 量 契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。 ただし，季節別高負荷率電灯適用の際現に取り付けられている当社もしくは当該配電事業者の電流を制限する計量器または当社もしくは当該配電事業者の電流制限器を継続して使用することを希望される場合は，契約容量は，原則として電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。 イ　電流を制限する計量器による場合 $\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{制限される電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$ ロ　電流制限器による場合 $\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{電流制限器の定格電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$ なお，電流制限器とは，16（従量電灯）(1)ﾊ(ﾛ)および(2)ﾊ(ﾛ)における電流制限器をいいます。 (4) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施

表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

1契約につき最初の6キロボルトアンペアまで	3,009円60銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	501円60銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	~~39円21銭~~	~~36円66銭~~

(5) 契約期間

契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。

(6) そ　の　他

イ　当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，32（料金の算定）(1)ロに該当し，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Cに準ずるものといたします。

19　臨時電灯

(1) 臨時電灯A

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負

離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施

表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

1契約につき最初の6キロボルトアンペアまで	3,009円60銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	501円60銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	39円12銭	36円57銭

(5) 契約期間

契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。

(6) そ　の　他

イ　当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，32（料金の算定）(1)ロに該当し，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Cに準ずるものといたします。

19　臨時電灯

(1) 臨時電灯A

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施

荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　料　　金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって，1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	~~11円74銭~~
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	~~23円47銭~~
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	~~23円47銭~~
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	~~234円88銭~~
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	~~234円88銭~~

ニ　そ の 他

(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯Ｂ

離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施

荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　料　　金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって，1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円67銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	23円33銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	23円33銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	233円38銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	233円38銭

ニ　そ の 他

(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯Ｂ

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施</th><th>離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>イ　適用範囲
電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電流が40アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。
ロ　契約電流
(ｲ) 契約電流は，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
(ﾛ) 当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ハ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電流10アンペアにつき　406円56銭
(ﾛ) 電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。
1キロワット時につき　~~43円40銭~~
ニ　そ の 他
(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。
(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。
(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。
(3) 臨時電灯Ｃ</td><td>イ　適用範囲
電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電流が40アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。
ロ　契約電流
(ｲ) 契約電流は，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
(ﾛ) 当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ハ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電流10アンペアにつき　406円56銭
(ﾛ) 電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。
1キロワット時につき　43円30銭
ニ　そ の 他
(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。
(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。
(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。
(3) 臨時電灯Ｃ</td></tr>
</table>

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
イ　適用範囲 電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 ロ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (ｲ) 基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約容量1キロボルトアンペアにつき　406円56銭 (ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。 1キロワット時につき　~~43円40銭~~ ハ　そ の 他 (ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。 (ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。 (ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。	イ　適用範囲 電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 ロ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (ｲ) 基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約容量1キロボルトアンペアにつき　406円56銭 (ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。 1キロワット時につき　43円30銭 ハ　そ の 他 (ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。 (ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。 (ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
20　公衆街路灯 (1) 公衆街路灯Ａ イ　適用範囲 公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。	**20　公衆街路灯** (1) 公衆街路灯Ａ イ　適用範囲 公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施

ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２(燃料費調整)(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２(燃料費調整)(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３(離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３(離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 需要家料金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

1契約につき	55円00銭

(ﾛ) 電灯料金

a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	~~111円56銭~~
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	~~205円48銭~~
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	~~393円39銭~~
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	~~581円34銭~~
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	~~957円12銭~~
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	~~957円12銭~~

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。

離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施

ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２(燃料費調整)(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２(燃料費調整)(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３(離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表３(離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 需要家料金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

1契約につき	55円00銭

(ﾛ) 電灯料金

a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	111円21銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	204円78銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	391円98銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	579円23銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	953円62銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	953円62銭

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施

なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	~~345円63銭~~
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	~~638円52銭~~
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	~~638円52銭~~

ハ　そ の 他

(ｲ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯Ｂ

イ　適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約容量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は,1キロボルトアンペアといたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)

離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施

なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	344円58銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	636円41銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	636円41銭

ハ　そ の 他

(ｲ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯Ｂ

イ　適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約容量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は,1キロボルトアンペアといたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (ｲ) 基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約容量1キロボルトアンペアにつき　336円60銭 (ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。 1キロワット時につき　~~28円81銭~~ (ﾊ) 最低月額料金 (ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 1契約につき　~~333円18銭~~ ホ　そ の 他 (ｲ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 (ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。	へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (ｲ) 基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約容量1キロボルトアンペアにつき　336円60銭 (ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。 1キロワット時につき　28円72銭 (ﾊ) 最低月額料金 (ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 1契約につき　332円55銭 ホ　そ の 他 (ｲ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 (ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
21　低圧高稼動契約 (1) 適 用 範 囲 イ　次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (ｲ) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。 (ﾛ) (4)に定める契約電力が30キロワット以上であり，かつ，50キロワット未満であること。ただし，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 なお，電灯または小型機器の基準電力（(4)イを適用した値といたします。）および動力の基準電力は，50キロワット未満といたします。 ロ　低圧高稼動契約から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，低圧高稼動契約を適用いたしません。 (2) 供給の単位 当社または当該配電事業者は，11（供給の単位）にかかわらず，原則として，1需給契約につき，2供給電気方式，2引込みおよび2計量をもって電気を供給	**21　低圧高稼動契約** (1) 適 用 範 囲 イ　次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (ｲ) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。 (ﾛ) (4)に定める契約電力が30キロワット以上であり，かつ，50キロワット未満であること。ただし，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 なお，電灯または小型機器の基準電力（(4)イを適用した値といたします。）および動力の基準電力は，50キロワット未満といたします。 ロ　低圧高稼動契約から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，低圧高稼動契約を適用いたしません。 (2) 供給の単位 当社または当該配電事業者は，11（供給の単位）にかかわらず，原則として，1需給契約につき，2供給電気方式，2引込みおよび2計量をもって電気を供給

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
いたします。 (3) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式，供給電圧および周波数は，次のとおりといたします。 イ　電灯または小型機器への供給は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ロ　動力への供給は，交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 (4) 契 約 電 力 契約電力は，次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。 イ　電灯または小型機器の基準電力 電灯または小型機器の基準電力は，時間帯別電灯Ａに準じて定めます。この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。 ロ　動力の基準電力 動力の基準電力は，低圧電力の契約電力決定方法に準じて定めます。 (5) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約電力1キロワットにつき　1,577円12銭 ロ　電力量料金	いたします。 (3) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式，供給電圧および周波数は，次のとおりといたします。 イ　電灯または小型機器への供給は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ロ　動力への供給は，交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。 (4) 契 約 電 力 契約電力は，次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。 イ　電灯または小型機器の基準電力 電灯または小型機器の基準電力は，時間帯別電灯Ａに準じて定めます。この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。 ロ　動力の基準電力 動力の基準電力は，低圧電力の契約電力決定方法に準じて定めます。 (5) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ　基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約電力1キロワットにつき　1,577円12銭 ロ　電力量料金

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	~~29円99銭~~	~~28円28銭~~

ハ　力率割引および割増し

電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によって別表4（加重平均力率の算定）(2)ハにより加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合は，基本料金を5パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合，電灯または小型機器の力率および動力の力率は，別表4（加重平均力率の算定）(2)イまたはロにより算定いたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

(6) 契 約 期 間

契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。

(7) そ　の　他

イ　33（日割計算）に定める事項については，低圧電力に準ずるものといたします。

ロ　低圧高稼動契約の適用を受けるお客さまは，定額電灯，従量電灯，低圧電力，時間帯別電灯Ａ，時間帯別電灯Ｂ，季節別高負荷率電灯または低圧季節別時間帯別電力をあわせて契約することはできません。

ハ　夜間時間（毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。）以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ニ　夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

ホ　当社は，夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ヘ　Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は，契約電力が増加したものとして，低圧電力に準じて取り扱うものといたします。

ト　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃまたは低圧電力に準ずるものといたします。

離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	29円88銭	28円17銭

ハ　力率割引および割増し

電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によって別表4（加重平均力率の算定）(2)ハにより加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合は，基本料金を5パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合，電灯または小型機器の力率および動力の力率は，別表4（加重平均力率の算定）(2)イまたはロにより算定いたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

(6) 契 約 期 間

契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。

(7) そ　の　他

イ　33（日割計算）に定める事項については，低圧電力に準ずるものといたします。

ロ　低圧高稼動契約の適用を受けるお客さまは，定額電灯，従量電灯，低圧電力，時間帯別電灯Ａ，時間帯別電灯Ｂ，季節別高負荷率電灯または低圧季節別時間帯別電力をあわせて契約することはできません。

ハ　夜間時間（毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。）以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ニ　夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

ホ　当社は，夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ヘ　Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は，契約電力が増加したものとして，低圧電力に準じて取り扱うものといたします。

ト　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃまたは低圧電力に準ずるものといたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施

22　低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ　1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は契約容量および契約電力の算定方法に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ﾛ) (ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施

22　低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ　1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は契約容量および契約電力の算定方法に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ﾛ) (ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,300円89銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	~~27円22銭~~	~~25円77銭~~

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 4（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を 5 パーセント割引し，85 パーセ

離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,300円89銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	27円09銭	25円64銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 4（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を 5 パーセント割引し，85 パーセ

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
ントを下回る場合は，基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，進相用コンデンサ取付容量基準（託送約款等に定めるものといたします。）に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。 ニ　そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。 (6) そ　の　他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。	ントを下回る場合は，基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，進相用コンデンサ取付容量基準（託送約款等に定めるものといたします。）に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。 ニ　そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。 (6) そ　の　他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
23　低圧季節別時間帯別電力 (1) 適 用 範 囲 イ　低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。 ロ　低圧季節別時間帯別電力から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，低圧季節別時間帯別電力を適用いたしません。 (2) 契 約 電 力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 (3) 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼間時間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。 ロ　夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。 (4) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	**23　低圧季節別時間帯別電力** (1) 適 用 範 囲 イ　低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。 ロ　低圧季節別時間帯別電力から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，低圧季節別時間帯別電力を適用いたしません。 (2) 契 約 電 力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 (3) 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼間時間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。 ロ　夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。 (4) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施</th><th>離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>
イ　基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
<table><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>1,409円10銭</td></tr></table>
ロ　電力量料金
電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。
(ｲ) 昼間時間
昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
<table><tr><td></td><td>夏　季　料　金</td><td>その他季料金</td></tr><tr><td>1キロワット時につき</td><td>~~27円46銭~~</td><td>~~25円93銭~~</td></tr></table>
(ﾛ) 夜間時間
<table><tr><td>1キロワット時につき</td><td>~~25円15銭~~</td></tr></table>
ハ　力率割引および割増し
力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。
(5) 契 約 期 間
契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。
イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。
(6) そ　の　他
イ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，53（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。
なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの各時間帯別の使用電力量は，精算対象とされる契約電力分と残余分の比であん分したものといたします。
ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
</td><td>
イ　基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
<table><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>1,409円10銭</td></tr></table>
ロ　電力量料金
電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。
(ｲ) 昼間時間
昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
<table><tr><td></td><td>夏　季　料　金</td><td>その他季料金</td></tr><tr><td>1キロワット時につき</td><td>27円28銭</td><td>25円75銭</td></tr></table>
(ﾛ) 夜間時間
<table><tr><td>1キロワット時につき</td><td>25円10銭</td></tr></table>
ハ　力率割引および割増し
力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。
(5) 契 約 期 間
契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。
イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。
(6) そ　の　他
イ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，53（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。
なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの各時間帯別の使用電力量は，精算対象とされる契約電力分と残余分の比であん分したものといたします。
ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
</td></tr>
<tr><td>
24　臨 時 電 力
(1) 適 用 範 囲
動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として50
</td><td>
24　臨 時 電 力
(1) 適 用 範 囲
動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として50
</td></tr>
</table>

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 (2) 契 約 電 力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 (3) 料　　金 契約電力が，5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ　定額制供給の場合 料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 契約電力1キロワット1日につき　~~270円72銭~~ ロ　従量制供給の場合 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3	キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 (2) 契 約 電 力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 (3) 料　　金 契約電力が，5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ　定額制供給の場合 料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 契約電力1キロワット1日につき　269円74銭 ロ　従量制供給の場合 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施</th><th>離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>
（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金
基本料金は，1月につき22（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，22（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。
(ﾛ) 電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
<table>
<tr><th></th><th>夏　季　料　金</th><th>その他季料金</th></tr>
<tr><td>1キロワット時につき</td><td>~~30円53銭~~</td><td>~~28円79銭~~</td></tr>
</table>
ハ　力率割引および割増し
力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。
(4) そ　の　他
イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。
ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。
ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
</td><td>
（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金
基本料金は，1月につき22（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，22（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。
(ﾛ) 電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
<table>
<tr><th></th><th>夏　季　料　金</th><th>その他季料金</th></tr>
<tr><td>1キロワット時につき</td><td>30円39銭</td><td>28円65銭</td></tr>
</table>
ハ　力率割引および割増し
力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。
(4) そ　の　他
イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。
ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。
ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
</td></tr>
<tr><td>
25　農事用電力
(1) 農事用電力Ａ（かんがい排水用電力）
イ　適用範囲
農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。
ロ　契約電力
契約電力は，低圧電力に準じて定めます。
ハ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによっ
</td><td>
25　農事用電力
(1) 農事用電力Ａ（かんがい排水用電力）
イ　適用範囲
農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。
ロ　契約電力
契約電力は，低圧電力に準じて定めます。
ハ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによっ
</td></tr>
</table>

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施

て算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，1年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	662円89銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	~~23円13銭~~	~~22円05銭~~

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

ニ　そ の 他

(ｲ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

(ﾛ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力Ｂ（育苗温床用電力）

イ　適用範囲

農事用の育苗温床のために電熱を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 2月1日から5月31日までの4月の間（以下「契約設定期間」といいます。）に契約使用期間を30日以上継続して設定するものであること。

離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施

て算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，1年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	662円89銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	23円00銭	21円92銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

ニ　そ の 他

(ｲ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

(ﾛ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力Ｂ（育苗温床用電力）

イ　適用範囲

農事用の育苗温床のために電熱を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 2月1日から5月31日までの4月の間（以下「契約設定期間」といいます。）に契約使用期間を30日以上継続して設定するものであること。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施</th><th>離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>
(ﾛ) 契約電力が5キロワット以下であること。
ロ　契約電力
契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。
ハ　料　　金
料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。
<table>
<tr><td rowspan="2">契約電力1キロワットにつき</td><td>最初の30日まで</td><td>~~9,307円31銭~~</td></tr>
<tr><td>30日をこえる1日につき</td><td>~~310円24銭~~</td></tr>
</table>
ニ　そ の 他
(ｲ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。
(ﾛ) 契約設定期間が気象条件等により実際の育苗の期間と著しく異なる場合には，当社は，契約設定期間を前後1月以内の範囲で変更することがあります。ただし，この場合であっても，契約設定期間の範囲は4月を上回らないものといたします。
(ﾊ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。
(ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
</td><td>
(ﾛ) 契約電力が5キロワット以下であること。
ロ　契約電力
契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。
ハ　料　　金
料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。
<table>
<tr><td rowspan="2">契約電力1キロワットにつき</td><td>最初の30日まで</td><td>9,258円19銭</td></tr>
<tr><td>30日をこえる1日につき</td><td>308円60銭</td></tr>
</table>
ニ　そ の 他
(ｲ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。
(ﾛ) 契約設定期間が気象条件等により実際の育苗の期間と著しく異なる場合には，当社は，契約設定期間を前後1月以内の範囲で変更することがあります。ただし，この場合であっても，契約設定期間の範囲は4月を上回らないものといたします。
(ﾊ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。
(ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
</td></tr>
<tr><td>
26　深 夜 電 力
(1) 深夜電力Ａ
イ　適用範囲
毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り，温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，その総入力が0.5キロワット以下であるものに適用いたします。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもし
</td><td>
26　深 夜 電 力
(1) 深夜電力Ａ
イ　適用範囲
毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り，温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，その総入力が0.5キロワット以下であるものに適用いたします。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもし
</td></tr>
</table>

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
くは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。	くは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。
ハ　契約電力	ハ　契約電力
契約電力は，0.5キロワットといたします。	契約電力は，0.5キロワットといたします。
ニ　供給条件	ニ　供給条件
(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。	(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
(ﾛ) 専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。	(ﾛ) 専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。
(ﾊ) 当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。	(ﾊ) 当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。
(ﾆ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。	(ﾆ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。
(ﾎ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。	(ﾎ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。
ホ　料　　金	ホ　料　　金
料金は，1月につき次の金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	料金は，1月につき次の金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
1契約につき　~~2,942円57銭~~	1契約につき　2,938円57銭
ヘ　そ の 他	ヘ　そ の 他
(ｲ) 42（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，42（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。	(ｲ) 42（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，42（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。
(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
(2) 深夜電力Ｂ	(2) 深夜電力Ｂ
イ　適用範囲	イ　適用範囲
毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。	毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。
ロ　契約電力	ロ　契約電力

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について22（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。 なお，契約電力は，1キロワット以上といたします。 ハ　供給条件 (ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ﾛ) 専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 (ﾊ) 当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 (ﾆ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 (ﾎ) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 (ﾍ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ニ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (ｲ) 基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約電力1キロワットにつき　347円60銭 (ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。 1キロワット時につき　~~27円68銭~~ ホ　そ の 他 (ｲ) 42（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるもの	契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について22（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。 なお，契約電力は，1キロワット以上といたします。 ハ　供給条件 (ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ﾛ) 専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 (ﾊ) 当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 (ﾆ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 (ﾎ) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 (ﾍ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ニ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 (ｲ) 基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約電力1キロワットにつき　347円60銭 (ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。 1キロワット時につき　27円64銭 ホ　そ の 他 (ｲ) 42（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるもの

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
といたします。この場合，42（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。 (ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	といたします。この場合，42（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。 (ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
27　融雪用電力 (1) 融雪用電力Ａ イ　適用範囲 (ｲ) 毎日午後9時から翌日の午後4時までの時間を限り，融雪のために毎年，一定期間を限り，3月以上継続して使用する電熱需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。 (ﾛ) 融雪用電力Ａから他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，(ｲ)にかかわらず，原則として融雪用電力Ａを適用いたしません。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。 ハ　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ニ　契約電力 契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。 なお，契約電力は，1キロワット以上といたします。 ホ　供給条件 (ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ﾛ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 (ﾊ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。 (ﾆ) 当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 (ﾎ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 (ﾍ) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 (ﾄ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 (ﾁ) お客さまが電気の使用を休止される場合は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ヘ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額	27　融雪用電力 (1) 融雪用電力Ａ イ　適用範囲 (ｲ) 毎日午後9時から翌日の午後4時までの時間を限り，融雪のために毎年，一定期間を限り，3月以上継続して使用する電熱需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。 (ﾛ) 融雪用電力Ａから他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，(ｲ)にかかわらず，原則として融雪用電力Ａを適用いたしません。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。 ハ　契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ニ　契約電力 契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。 なお，契約電力は，1キロワット以上といたします。 ホ　供給条件 (ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ﾛ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 (ﾊ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。 (ﾆ) 当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 (ﾎ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 (ﾍ) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 (ﾄ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 (ﾁ) お客さまが電気の使用を休止される場合は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ヘ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施

を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	契約使用期間の最初の3月まで	1,337円60銭
	3月超過	413円60銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	~~22円72銭~~

ト　そ の 他

(ｲ) 42（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，42（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものといたします。

(ﾛ) 契約使用期間については，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，3月を下回らないものといたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 融雪用電力Ｂ

イ　適用範囲

(ｲ) 毎日午後4時から午後9時までの時間帯のうちの2時間を除いた22時間に限り，融雪のために毎年，一定期間を限り，3月以上継続して動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(ﾛ) 融雪用電力Ｂから他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，(ｲ)にかかわらず，原則として融雪用電力Ｂを適用いたしません。

ロ　契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について22（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施

を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	契約使用期間の最初の3月まで	1,337円60銭
	3月超過	413円60銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	22円63銭

ト　そ の 他

(ｲ) 42（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，42（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものといたします。

(ﾛ) 契約使用期間については，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，3月を下回らないものといたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 融雪用電力Ｂ

イ　適用範囲

(ｲ) 毎日午後4時から午後9時までの時間帯のうちの2時間を除いた22時間に限り，融雪のために毎年，一定期間を限り，3月以上継続して動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(ﾛ) 融雪用電力Ｂから他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，(ｲ)にかかわらず，原則として融雪用電力Ｂを適用いたしません。

ロ　契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について22（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施

なお，上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は，契約電力は，0.5キロワットといたします。

ハ　供給条件

(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。

(ﾆ) 当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの時間帯を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。

(ﾎ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

(ﾍ) 当社は，契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合には，お客さまと当社との協議によって定めます。

(ﾄ) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(ﾁ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ﾘ) お客さまが電気の使用を休止される場合は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力1	契約使用期間の最初の3月まで	1,992円10銭

離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施

なお，上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は，契約電力は，0.5キロワットといたします。

ハ　供給条件

(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。

(ﾆ) 当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，イの時間帯を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。

(ﾎ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

(ﾍ) 当社は，契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合には，お客さまと当社との協議によって定めます。

(ﾄ) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(ﾁ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ﾘ) お客さまが電気の使用を休止される場合は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力1	契約使用期間の最初の3月まで	1,992円10銭

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
キロワットにつき　3月超過　496円10銭	キロワットにつき　3月超過　496円10銭
(ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。	(ﾛ) 電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。
1キロワット時につき　~~23円24銭~~	1キロワット時につき　23円11銭
(ﾊ) 力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表4（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合は，基本料金を5パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，進相用コンデンサ取付容量基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。	(ﾊ) 力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表4（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合は，基本料金を5パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，進相用コンデンサ取付容量基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。
ホ　そ の 他 (ｲ) 42（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，42（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものといたします。 (ﾛ) 契約使用期間については，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，3月を下回らないものといたします。 (ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	ホ　そ の 他 (ｲ) 42（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，42（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものといたします。 (ﾛ) 契約使用期間については，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，3月を下回らないものといたします。 (ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
Ⅳ　料金の算定および支払い	**Ⅳ　料金の算定および支払い**
29　検　針　日 検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当社または当該配電事業者は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお，当社は，ロの場合は，非常変災等のときを除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ　その他特別の事情がある場合	**29　検　針　日** 検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当社または当該配電事業者は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお，当社は，ロの場合は，非常変災等のときを除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ　その他特別の事情がある場合

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
(4) (3)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (~~5~~) (3)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。	(4) (1)の場合で，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 (5) (3)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (6) (3)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
31　使用電力量の計量 (1) 使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに(8)および(9)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。 イ　29（検針日）(2)の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，32（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 ロ　29（検針日）(4)の場合，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，32（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ　29（検針日）(~~5~~)の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の1月平均値によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし，32（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 (2) 計量器の読みは，次によります。 イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位といたします。 ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。 (3) 時間帯別電灯Ａ，時間帯別電灯Ｂおよび低圧季節別時間帯別電力のお客さまの使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。 なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，各時間帯ごとに，その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。 (4) 低圧高稼動契約のお客さまの使用電力量の計量は，原則として電灯または小	**31　使用電力量の計量** (1) 使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに(8)および(9)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。 イ　29（検針日）(2)の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，32（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 ロ　29（検針日）(5)の場合，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，32（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ　29（検針日）(6)の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の1月平均値によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし，32（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 (2) 計量器の読みは，次によります。 イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位といたします。 ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。 (3) 時間帯別電灯Ａ，時間帯別電灯Ｂおよび低圧季節別時間帯別電力のお客さまの使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。 なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，各時間帯ごとに，その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。 (4) 低圧高稼動契約のお客さまの使用電力量の計量は，原則として電灯または小

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
型機器と動力とを別に行ないます。この場合，計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。 (5) 時間帯別電灯Ａ，時間帯別電灯Ｂおよび低圧高稼動契約における夜間蓄熱式機器の計量等について，従量電灯および深夜電力の適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合は，次によります。 イ　お客さまと当社または当該配電事業者との協議のうえ，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また，当社または当該配電事業者は，毎日午後11時から翌日の午前7時まで以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 　なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ロ　イの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，低圧高稼動契約の場合を除き，夜間時間に使用されたものといたします。 (6) 使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (7) 当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (8) 計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，(9)の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (9) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 (10) 従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 (11) 記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。	型機器と動力とを別に行ないます。この場合，計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。 (5) 時間帯別電灯Ａ，時間帯別電灯Ｂおよび低圧高稼動契約における夜間蓄熱式機器の計量等について，従量電灯および深夜電力の適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合は，次によります。 イ　お客さまと当社または当該配電事業者との協議のうえ，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また，当社または当該配電事業者は，毎日午後11時から翌日の午前7時まで以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 　なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ロ　イの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，低圧高稼動契約の場合を除き，夜間時間に使用されたものといたします。 (6) 使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (7) 当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (8) 計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，(9)の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (9) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 (10) 従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 (11) 記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。
34　料金の支払義務および支払期日 (1) お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。 イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，29（検針日）(4)の場合の料金または31（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，~~また，~~31（使用電力量の計量）(9)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 　なお，31（使用電力量の計量）(10)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。	**34　料金の支払義務および支払期日** (1) お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。 イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，29（検針日）(4)の場合で，実際に検針を行なった日が，当社があらかじめお知らせした日より後の日となり，当社が必要と認めるときは，実際に検針を行なった日といたします。また，29（検針日）(5)の場合の料金または31（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，31（使用電力量の計量）(9)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 　なお，31（使用電力量の計量）(10)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
ハ　35（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。 ホ　農事用電力Ａのお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。 (2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。 (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，(3)にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。	ハ　35（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。 ホ　農事用電力Ａのお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。 (2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。 (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，(3)にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。
35　料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ　(1)ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3) 当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みによ	**35　料金その他の支払方法** (1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ　(1)ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3) 当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みによ

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
り支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 29（検針日）(4)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) 料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお，当社は，前受金について利息を付しません。 (8) 臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂについては，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。	り支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 29（検針日）(5)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) 料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお，当社は，前受金について利息を付しません。 (8) 臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂについては，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。
Ⅴ　使用および供給	**Ⅴ　使用および供給**
40　需要場所への立入りによる業務の実施 当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計，施工，改修または検査 (2) 61（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (4) 計量器の検針または計量値の確認 (5) 42（供給の停止），52（需給契約の廃止）(1)または 54（解約等）により必要な処置 (6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物に~~かかわる~~保安の確認に必要な業務	**40　需要場所への立入りによる業務の実施** 当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計，施工，改修または検査 (2) 61（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (4) 計量器の検針または計量値の確認 (5) 42（供給の停止），52（需給契約の廃止）(1)または 54（解約等）により必要な処置 (6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務
42　供給の停止 (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社	**42　供給の停止** (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の5日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ　料金以外の債務を支払われない場合 (3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ロ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 (4) お客さまが次のいずれかに該当し，当社または当該配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ニ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ　40（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 へ　41（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合 (5) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の5日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合 ニ　料金以外の債務を支払われない場合 (3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ロ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 (4) お客さまが次のいずれかに該当し，当社または当該配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ニ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ　40（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 へ　41（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合 (5) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
附　　則 **1　この離島約款の実施期日** この離島約款は，~~2023年6月1日~~から実施いたします。	**附　　則** **1　この離島約款の実施期日** この離島約款は，2024年4月1日から実施いたします。
3　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定に~~かかわる~~取扱い (1) 従量電灯のお客さまで，共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，1需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，(2)により算定いたします。 なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ　1建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。	**3　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定に係る取扱い** (1) 従量電灯のお客さまで，共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，1需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，(2)により算定いたします。 なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ　1建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
ロ　1建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は，16（従量電灯）(1)ニ，(2)ニおよび(3)ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａまたは従量電灯Ｂを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。 イ　基本料金 基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Ａの場合は適用いたしません。 ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Ａの場合は料金といたします。）は，1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。	ロ　1建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は，16（従量電灯）(1)ニ，(2)ニおよび(3)ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａまたは従量電灯Ｂを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。 イ　基本料金 基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Ａの場合は適用いたしません。 ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Ａの場合は料金といたします。）は，1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。
4　深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置 (1) 適用範囲 イ　毎日午前1時から午前6時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であり，かつ，この離島約款実施の際現に変更前の離島供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則4（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。 ロ　次のいずれかに該当する場合には，イにかかわらず，深夜電力Ｃを適用いたします。ただし，負荷設備をすべて取り外された場合を除きます。 (ｲ) 旧離島約款附則4（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）に~~かかわる~~供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合で，お客さまが1年を通じて深夜電力Ｃの適用を受けることを希望されるとき。 (ﾛ) 契約負荷設備を変更し，契約負荷設備の変更後の総容量が，変更前の総容量を上回らない場合 (2) 契約電力 契約電力は，深夜電力Ｂに準じて定めます。 (3) 供給条件 イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 ハ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 ニ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 ホ　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 ヘ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 (4) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定さ	**4　深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置** (1) 適用範囲 イ　毎日午前1時から午前6時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であり，かつ，この離島約款実施の際現に変更前の離島供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則4（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。 ロ　次のいずれかに該当する場合には，イにかかわらず，深夜電力Ｃを適用いたします。ただし，負荷設備をすべて取り外された場合を除きます。 (ｲ) 旧離島約款附則4（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）に係る供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合で，お客さまが1年を通じて深夜電力Ｃの適用を受けることを希望されるとき。 (ﾛ) 契約負荷設備を変更し，契約負荷設備の変更後の総容量が，変更前の総容量を上回らない場合 (2) 契約電力 契約電力は，深夜電力Ｂに準じて定めます。 (3) 供給条件 イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 ハ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 ニ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 ホ　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 ヘ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。 (4) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定さ

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施</th><th>離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>れた平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ　基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電力1キロワットにつき　248円60銭
ロ　電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。
1キロワット時につき　~~27円10銭~~
(5) そ　の　他
イ　お客さまが希望される場合には，1需要場所において，深夜電力C以外の契約種別による電気の供給と深夜電力Cによる電気の供給とをあわせて受けることができます。
ロ　その他の事項については，深夜電力Bに準ずるものといたします。</td><td>れた平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ　基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電力1キロワットにつき　248円60銭
ロ　電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。
1キロワット時につき　27円06銭
(5) そ　の　他
イ　お客さまが希望される場合には，1需要場所において，深夜電力C以外の契約種別による電気の供給と深夜電力Cによる電気の供給とをあわせて受けることができます。
ロ　その他の事項については，深夜電力Bに準ずるものといたします。</td></tr>
<tr><td>5　時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置
(1) 適 用 範 囲
電灯または小型機器を使用する需要で，この離島約款実施の際現に旧離島約款~~17（時間帯別電灯）(3)~~の適用を受けている場合に適用いたします。
(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。
(3) 契約容量
契約容量は，時間帯別電灯Aに準じて定めます。
(4) 時間帯区分
時間帯区分は，次のとおりといたします。
イ　昼間時間
毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。
ロ　夜間時間
昼間時間以外の時間をいいます。
(5) 料　　金
料金は，基本使用料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電</td><td>5　時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置
(1) 適 用 範 囲
電灯または小型機器を使用する需要で，この離島約款実施の際現に旧離島約款附則5（時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。
(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。
(3) 契約容量
契約容量は，時間帯別電灯Aに準じて定めます。
(4) 時間帯区分
時間帯区分は，次のとおりといたします。
イ　昼間時間
毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。
ロ　夜間時間
昼間時間以外の時間をいいます。
(5) 料　　金
料金は，基本使用料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電</td></tr>
</table>

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施

促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本使用料金

基本使用料金は，契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。

(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	~~8,451円60銭~~

ただし，まったく電気を使用しない場合は，次のとおりといたします。

1契約につき	833円80銭

(ﾛ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	~~9,160円00銭~~
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

ただし，まったく電気を使用しない場合は，次のとおりといたします。

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,188円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	184円80銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 昼間時間

基本使用料金適用電力量をこえる1キロワット時につき	~~49円19銭~~

基本使用料金適用電力量は，1月につき200キロワット時といたします。

(ﾛ) 夜間時間

1キロワット時につき	~~27円99銭~~

(6) そ の 他

イ　当社は，31（使用電力量の計量）に準じて使用電力量を計量いたします。

ロ　当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，基本使用料金および基本使用料金適用電力量の日割計算は，別表6（日割計算の基本算式）(1)イおよびロ(ﾎ)によるものといたします。

ハ　当社は，47（制限または中止の料金割引）に準じて割引を行ない料金を算定いたします。なお，割引の対象は，47（制限または中止の料金割引）(1)イにかかわらず1月につき次の金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合は，半額といたします。

離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施

促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本使用料金

基本使用料金は，契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。

(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	8,431円60銭

ただし，まったく電気を使用しない場合は，次のとおりといたします。

1契約につき	833円80銭

(ﾛ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	9,140円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

ただし，まったく電気を使用しない場合は，次のとおりといたします。

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,188円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	184円80銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 昼間時間

基本使用料金適用電力量をこえる1キロワット時につき	49円09銭

基本使用料金適用電力量は，1月につき200キロワット時といたします。

(ﾛ) 夜間時間

1キロワット時につき	27円95銭

(6) そ の 他

イ　当社は，31（使用電力量の計量）に準じて使用電力量を計量いたします。

ロ　当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，基本使用料金および基本使用料金適用電力量の日割計算は，別表6（日割計算の基本算式）(1)イおよびロ(ﾎ)によるものといたします。

ハ　当社は，47（制限または中止の料金割引）に準じて割引を行ない料金を算定いたします。なお，割引の対象は，47（制限または中止の料金割引）(1)イにかかわらず1月につき次の金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合は，半額といたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施</th><th>離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>
(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合
<table><tr><td>1契約につき</td><td>1,667円60銭</td></tr></table>
(ﾛ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合
<table><tr><td>1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで</td><td>2,376円00銭</td></tr><tr><td>上記をこえる1キロボルトアンペアにつき</td><td>369円60銭</td></tr></table>
ニ　夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。
ホ　当社は，別表 5（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
ヘ　Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。
ト　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
</td><td>
(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合
<table><tr><td>1契約につき</td><td>1,667円60銭</td></tr></table>
(ﾛ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合
<table><tr><td>1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで</td><td>2,376円00銭</td></tr><tr><td>上記をこえる1キロボルトアンペアにつき</td><td>369円60銭</td></tr></table>
ニ　夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。
ホ　当社は，別表 5（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
ヘ　Ⅶ（供給方法，工事および工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。
ト　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
</td></tr>
<tr><td>
6　ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置
(1) 適 用 範 囲
電灯または小型機器を使用する需要で，この離島約款実施の際現に旧離島約款~~18（ピークシフト季節別時間帯別電灯）~~の適用を受けている場合に適用いたします。
(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。
(3) 契 約 容 量
契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。
ただし，お客さまの希望により，電流を制限する計量器により電流を制限する場合，または当社もしくは当該配電事業者の電流制限器を取り付ける場合は，契約容量は，原則として電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。
イ　電流を制限する計量器による場合
$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{制限される電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$
ロ　電流制限器による場合
$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{電流制限器の定格電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$
なお，電流制限器とは，16（従量電灯）(1)ハ(ﾛ)および(2)ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。
(4) 時間帯区分
時間帯区分は，次のとおりといたします。
イ　ピーク時間
夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。
</td><td>
6　ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置
(1) 適 用 範 囲
電灯または小型機器を使用する需要で，この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 6（ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。
(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。
(3) 契 約 容 量
契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。
ただし，お客さまの希望により，電流を制限する計量器により電流を制限する場合，または当社もしくは当該配電事業者の電流制限器を取り付ける場合は，契約容量は，原則として電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。
イ　電流を制限する計量器による場合
$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{制限される電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$
ロ　電流制限器による場合
$$\text{入力（キロボルトアンペア）} = \text{電流制限器の定格電流（アンペア）} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$
なお，電流制限器とは，16（従量電灯）(1)ハ(ﾛ)および(2)ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。
(4) 時間帯区分
時間帯区分は，次のとおりといたします。
イ　ピーク時間
夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。
</td></tr>
</table>

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施

ロ　昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間を除きます。

ハ　夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,667円60銭

(ﾛ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) ピーク時間

1キロワット時につき	~~63円99銭~~

(ﾛ) 昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	~~29円27銭~~
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	~~36円58銭~~
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	~~46円56銭~~

(ﾊ) 夜間時間

1キロワット時につき	~~27円68銭~~

(6) 契 約 期 間

契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によ

離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施

ロ　昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間を除きます。

ハ　夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,667円60銭

(ﾛ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) ピーク時間

1キロワット時につき	63円90銭

(ﾛ) 昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	29円18銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	36円49銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	46円47銭

(ﾊ) 夜間時間

1キロワット時につき	27円64銭

(6) 契 約 期 間

契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によ

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
ります。 イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。 (7) そ　の　他 イ　当社は，31（使用電力量の計量）に準じて使用電力量を計量いたします。 ロ　当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表6（日割計算の基本算式）(1)ロ(ﾊ)によるものといたします。 ハ　当社は，47（制限または中止の料金割引）に準じて割引を行ない料金を算定いたします。 ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。	ります。 イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別に変更することはできません。 (7) そ　の　他 イ　当社は，31（使用電力量の計量）に準じて使用電力量を計量いたします。 ロ　当社は，33（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表6（日割計算の基本算式）(1)ロ(ﾊ)によるものといたします。 ハ　当社は，47（制限または中止の料金割引）に準じて割引を行ない料金を算定いたします。 ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
7　時間帯別電灯Ａにおける 5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置 (1) 5時間通電機器に~~かかわる~~取扱い イ　当社は，31（使用電力量の計量）(5)イに該当し，毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器といたします。 　なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，5時間通電機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの5時間通電機器を使用される需要場所において，5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。 (ｲ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則~~5~~（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において 5 時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 (ﾛ) 5時間通電機器に~~かかわる~~供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイに該当する夜間蓄熱式機器 (ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイに該当する夜間蓄熱式機器 ハ　時間帯別電灯Ａ適用の際現に時間帯別電灯Ｓ，深夜電力Ｃ，附則 8（時間帯別電灯Ｂにおける 8 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(2)ロもしくはハ，または附則9（低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくは(3)の適用を受けている5時間通電機器は，ロに準ずるものといたします。 ニ　ロまたはハの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。また，この場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに 31（使用電力量の計量）(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。 (2) 通電制御型夜間蓄熱式機器に~~かかわる~~取扱い イ　当社は，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を通電開始時刻が制	**7　時間帯別電灯Ａにおける 5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置** (1) 5時間通電機器に係る取扱い イ　当社は，31（使用電力量の計量）(5)イに該当し，毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器といたします。 　なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，5時間通電機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの5時間通電機器を使用される需要場所において，5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。 (ｲ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則7（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において 5 時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 (ﾛ) 5時間通電機器に係る供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイに該当する夜間蓄熱式機器 (ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイに該当する夜間蓄熱式機器 ハ　時間帯別電灯Ａ適用の際現に時間帯別電灯Ｓ，深夜電力Ｃ，附則 8（時間帯別電灯Ｂにおける 8 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(2)ロもしくはハ，または附則9（低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくは(3)の適用を受けている5時間通電機器は，ロに準ずるものといたします。 ニ　ロまたはハの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。また，この場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに 31（使用電力量の計量）(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。 (2) 通電制御型夜間蓄熱式機器に係る取扱い イ　当社は，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を通電開始時刻が制

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
御可能な夜間蓄熱式機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）といたします。 (ｲ) 次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器 a　給水温度を検知できること。 b　aの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。 c　bの熱量から所要通電時間数を算出できること。 d　毎日の夜間時間（31〔使用電力量の計量〕(5)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻からcの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。 (ﾛ) (ｲ)に準ずる場合で，当社が認めたもの。 ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。 (ｲ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則~~5~~（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 (ﾛ) 通電制御型夜間蓄熱式機器に~~かかわる~~供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイ(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器 (ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイ(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器 ハ　時間帯別電灯Ａ適用の際現に附則8（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(3)ロもしくはハ，または附則10（深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくは(3)の適用を受けている夜間蓄熱式機器は，ロに準ずるものといたします。 ニ　当社は，イ(ｲ)または(ﾛ)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。	御可能な夜間蓄熱式機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）といたします。 (ｲ) 次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器 a　給水温度を検知できること。 b　aの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。 c　bの熱量から所要通電時間数を算出できること。 d　毎日の夜間時間（31〔使用電力量の計量〕(5)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻からcの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。 (ﾛ) (ｲ)に準ずる場合で，当社が認めたもの。 ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。 (ｲ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則7（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 (ﾛ) 通電制御型夜間蓄熱式機器に係る供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイ(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器 (ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイ(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器 ハ　時間帯別電灯Ａ適用の際現に附則8（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(3)ロもしくはハ，または附則10（深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくは(3)の適用を受けている夜間蓄熱式機器は，ロに準ずるものといたします。 ニ　当社は，イ(ｲ)または(ﾛ)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
8　時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置 (1) 8時間通電機器に~~かかわる~~取扱い イ　当社は，次のいずれにも該当する夜間蓄熱式機器（(3)の適用を受ける夜間蓄熱式機器を除きます。）を8時間通電機器といたします。 (ｲ) 主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能を有すること。 (ﾛ) (ｲ)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。 なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，31（使用電力量の計量）(5)イの場合の8時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を8時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，8時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。 (ｲ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則~~6~~（時間帯別電灯Ｂにおける8	**8　時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置** (1) 8時間通電機器に係る取扱い イ　当社は，次のいずれにも該当する夜間蓄熱式機器（(3)の適用を受ける夜間蓄熱式機器を除きます。）を8時間通電機器といたします。 (ｲ) 主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能を有すること。 (ﾛ) (ｲ)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。 なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，31（使用電力量の計量）(5)イの場合の8時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を8時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，8時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。 (ｲ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則8（時間帯別電灯Ｂにおける8

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において 8 時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器	時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において 8 時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器
(ﾛ) 8時間通電機器に~~かかわる~~供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイ(ｲ)および(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器	(ﾛ) 8時間通電機器に係る供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイ(ｲ)および(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器
(ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイ(ｲ)および(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器	(ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイ(ｲ)および(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器
ハ　当社は，イ(ｲ)および(ﾛ)に定める 8 時間通電機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，8 時間通電機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。	ハ　当社は，イ(ｲ)および(ﾛ)に定める 8 時間通電機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，8 時間通電機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
(2) 5時間通電機器に~~かかわる~~取扱い	(2) 5時間通電機器に係る取扱い
イ　当社は，31（使用電力量の計量）(5)イに該当し，毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器といたします。 なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，5時間通電機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。	イ　当社は，31（使用電力量の計量）(5)イに該当し，毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器といたします。 なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，5時間通電機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。
ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を 5 時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの 5 時間通電機器を使用される需要場所において，5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。	ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を 5 時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの 5 時間通電機器を使用される需要場所において，5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。
(ｲ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則~~6~~（時間帯別電灯Ｂにおける 8 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において 5 時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器	(ｲ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則8（時間帯別電灯Ｂにおける 8 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において 5 時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器
(ﾛ) 5時間通電機器に~~かかわる~~供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイに該当する夜間蓄熱式機器	(ﾛ) 5時間通電機器に係る供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイに該当する夜間蓄熱式機器
(ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイに該当する夜間蓄熱式機器	(ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイに該当する夜間蓄熱式機器
ハ　時間帯別電灯Ｂ適用の際現に時間帯別電灯Ｓ，深夜電力Ｃ，附則 7（時間帯別電灯Ａにおける 5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ロもしくはハ，または附則9（低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくは(3)の適用を受けている5時間通電機器は，ロに準ずるものといたします。	ハ　時間帯別電灯Ｂ適用の際現に時間帯別電灯Ｓ，深夜電力Ｃ，附則 7（時間帯別電灯Ａにおける 5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ロもしくはハ，または附則9（低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくは(3)の適用を受けている5時間通電機器は，ロに準ずるものといたします。
ニ　ロまたはハの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。また，この場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに 31（使用電力量の計量）(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。	ニ　ロまたはハの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。また，この場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに 31（使用電力量の計量）(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。
(3) 通電制御型夜間蓄熱式機器に~~かかわる~~取扱い	(3) 通電制御型夜間蓄熱式機器に係る取扱い
イ　当社は，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器といたします。	イ　当社は，次の(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器といたします。
(ｲ) 次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器	(ｲ) 次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器
a　給水温度を検知できること。	a　給水温度を検知できること。
b　ａの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。	b　ａの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。
c　ｂの熱量から所要通電時間数を算出できること。	c　ｂの熱量から所要通電時間数を算出できること。
d　主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能を有し，毎日午前7時（31〔使用電力量の計量〕(5)イの場合は通電時間	d　主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能を有し，毎日午前7時（31〔使用電力量の計量〕(5)イの場合は通電時間

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
の終了時刻といたします。）からｃの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。 (ﾛ) (ｲ)に準ずる場合で，当社が認めたもの。 ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。 (ｲ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則~~6~~（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 (ﾛ) 通電制御型夜間蓄熱式機器に~~かかわる~~供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイ(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器 (ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイ(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器 ハ　時間帯別電灯Ｂ適用の際現に附則7（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(2)ロもしくはハ，または附則10（深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくは(3)の適用を受けている夜間蓄熱式機器は，ロに準ずるものといたします。 ニ　当社は，イ(ｲ)または(ﾛ)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。	の終了時刻といたします。）からｃの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。 (ﾛ) (ｲ)に準ずる場合で，当社が認めたもの。 ロ　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。 (ｲ) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則8（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 (ﾛ) 通電制御型夜間蓄熱式機器に係る供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合のイ(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器 (ﾊ) (ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされたイ(ｲ)または(ﾛ)に該当する夜間蓄熱式機器 ハ　時間帯別電灯Ｂ適用の際現に附則7（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(2)ロもしくはハ，または附則10（深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくは(3)の適用を受けている夜間蓄熱式機器は，ロに準ずるものといたします。 ニ　当社は，イ(ｲ)または(ﾛ)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
9　低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置 (1) 当社は，別表5（夜間蓄熱式機器）(3)に該当し，毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器といたします。 なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 (2) 当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの5時間通電機器を使用される需要場所において，5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。 イ　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則~~7~~（低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）において5時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 ロ　5時間通電機器に~~かかわる~~供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合の(1)に該当する夜間蓄熱式機器 ハ　イまたはロに該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされた(1)に該当する夜間蓄熱式機器 (3) 低圧高稼動契約適用の際現に時間帯別電灯Ｓ，深夜電力Ｃ，附則7（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ロもしくはハ，または附則8（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(2)ロもしくはハの適用を受けている5時間通電機器は，(2)に準ずるものといたします。	**9　低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置** (1) 当社は，別表5（夜間蓄熱式機器）(3)に該当し，毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器といたします。 なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 (2) 当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器として取り扱います。ただし，これらの5時間通電機器を使用される需要場所において，5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。 イ　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則9（低圧高稼動契約における5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）において5時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 ロ　5時間通電機器に係る供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合の(1)に該当する夜間蓄熱式機器 ハ　イまたはロに該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされた(1)に該当する夜間蓄熱式機器 (3) 低圧高稼動契約適用の際現に時間帯別電灯Ｓ，深夜電力Ｃ，附則7（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ロもしくはハ，または附則8（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(2)ロもしくはハの適用を受けている5時間通電機器は，(2)に準ずるものといたします。

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
10　深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置 (1) 当社は，次のイまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を通電制御型夜間蓄熱式機器といたします。 イ　次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器 (ｲ) 給水温度を検知できること。 (ﾛ) (ｲ)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。 (ﾊ) (ﾛ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。 (ﾆ) 契約使用時間終了時刻から(ﾊ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。 ロ　イに準ずる場合で，当社が認めたもの。 (2) 当社は，次のいずれかに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし，これらの貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を使用される需要場所において，通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。 イ　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 ~~8~~（深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器 ロ　通電制御型夜間蓄熱式機器に~~かかわる~~供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合の(1)イまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器 ハ　イまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされた(1)イまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器 (3) 深夜電力Ｂ適用の際現に附則7（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(2)ロもしくはハまたは附則8（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(3)ロもしくはハの適用を受けている通電制御型夜間蓄熱式機器は，(2)に準ずるものといたします。 (4) 通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。 (5) 当社は，(1)イまたはロに定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。	**10　深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置** (1) 当社は，次のイまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を通電制御型夜間蓄熱式機器といたします。 イ　次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器 (ｲ) 給水温度を検知できること。 (ﾛ) (ｲ)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。 (ﾊ) (ﾛ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。 (ﾆ) 契約使用時間終了時刻から(ﾊ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。 ロ　イに準ずる場合で，当社が認めたもの。 (2) 当社は，次のいずれかに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし，これらの貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を使用される需要場所において，通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。 イ　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 10（深夜電力Ｂにおける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器 ロ　通電制御型夜間蓄熱式機器に係る供給設備を設置している需要場所において，お客さまが新たに電気を使用される場合の(1)イまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器 ハ　イまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器を使用される需要場所において，取付けまたは取替えをされた(1)イまたはロに該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器 (3) 深夜電力Ｂ適用の際現に附則7（時間帯別電灯Ａにおける5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(2)ロもしくはハまたは附則8（時間帯別電灯Ｂにおける8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(3)ロもしくはハの適用を受けている通電制御型夜間蓄熱式機器は，(2)に準ずるものといたします。 (4) 通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。 (5) 当社は，(1)イまたはロに定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
別　　表 **1　再生可能エネルギー発電促進賦課金** (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバ	**別　　表** **1　再生可能エネルギー発電促進賦課金** (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバ

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
ランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に~~かかわる~~納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 (ｲ) 定額制供給の場合 a　定額電灯および公衆街路灯Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b　臨時電灯Ａ，臨時電力，農事用電力Ｂおよび深夜電力Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ﾛ) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお，最低料金適用電力量とは，1契約につき最初の7キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。 (ｲ) (ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に~~かかわる~~再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定め	ランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 (ｲ) 定額制供給の場合 a　定額電灯および公衆街路灯Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b　臨時電灯Ａ，臨時電力，農事用電力Ｂおよび深夜電力Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ﾛ) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお，最低料金適用電力量とは，1契約につき最初の7キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。 (ｲ) (ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割

離島等供給約款［低圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［低圧用］　2023年6月1日実施	離島等供給約款［低圧用］　2024年4月1日実施
る割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ﾛ) 定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。	合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 (ﾛ) 定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
離　島　等　供　給　約　款 ［　高　圧　用　］ ~~2023年4月1日~~ 実 施 東北電力ネットワーク株式会社	離　島　等　供　給　約　款 ［　高　圧　用　］ 2024年4月1日 実 施 東北電力ネットワーク株式会社

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
離島等供給約款［高圧用］ 目　　次 Ⅰ　総　　則 1　適　　用…… 1 2　離島等供給約款の届出および変更…… 1 3　定　　義…… 1 4　単位および端数処理…… 3 5　実施細目…… 3 Ⅱ　契約の申込み 6　需給契約の申込み…… 4 7　需給契約の成立および契約期間…… 5 8　供給電気方式，供給電圧および周波数…… 5 9　需要場所…… 5 10　需給契約の単位…… 5 11　供給の開始…… 5 12　供給の単位…… 6 13　承諾の限界…… 6 14　需給契約書の作成…… 6 Ⅲ　契約種別および料金 15　契約種別…… 7 16　業務用電力…… 7 17　業務用季節別時間帯別電力……9 18　業務用ウィークエンド電力…… 11 19　高圧電力…… 13 20　高圧季節別時間帯別電力…… 16 21　臨時電力…… ~~20~~ 22　農事用電力…… 23 23　自家発補給電力…… ~~25~~ 24　予備電力…… ~~32~~ 25　深夜電力Ｂ…… ~~34~~ Ⅳ　料金の算定および支払い 26　料金の適用開始の時期…… ~~37~~ 27　検　針　日…… ~~37~~ 28　料金の算定期間…… ~~37~~ 29　計　　量…… ~~38~~	離島等供給約款［高圧用］ 目　　次 Ⅰ　総　　則 1　適　　用…… 1 2　離島等供給約款の届出および変更…… 1 3　定　　義…… 1 4　単位および端数処理…… 3 5　実施細目…… 3 Ⅱ　契約の申込み 6　需給契約の申込み…… 4 7　需給契約の成立および契約期間…… 5 8　供給電気方式，供給電圧および周波数…… 5 9　需要場所…… 5 10　需給契約の単位…… 5 11　供給の開始…… 5 12　供給の単位…… 6 13　承諾の限界…… 6 14　需給契約書の作成…… 6 Ⅲ　契約種別および料金 15　契約種別…… 7 16　業務用電力…… 7 17　業務用季節別時間帯別電力……9 18　業務用ウィークエンド電力…… 11 19　高圧電力…… 13 20　高圧季節別時間帯別電力…… 16 21　臨時電力…… 19 22　農事用電力…… 23 23　自家発補給電力…… 24 24　予備電力…… 31 25　深夜電力Ｂ…… 33 Ⅳ　料金の算定および支払い 26　料金の適用開始の時期…… 36 27　検　針　日…… 36 28　料金の算定期間…… 36 29　計　　量…… 37

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
30　使用電力量の算定等…… ~~38~~	30　使用電力量の算定等…… 37
31　料金の算定…… ~~38~~	31　料金の算定…… 37
32　日 割 計 算…… ~~38~~	32　日 割 計 算…… 37
33　料金の支払義務および支払期日…… ~~39~~	33　料金の支払義務および支払期日…… 38
34　料金その他の支払方法…… ~~39~~	34　料金その他の支払方法…… 38
35　延 滞 利 息…… ~~40~~	35　延 滞 利 息…… 39
36　保　証　金…… ~~40~~	36　保　証　金…… 39
Ⅴ　使用および供給	**Ⅴ　使用および供給**
37　適正契約の保持…… ~~41~~	37　適正契約の保持…… 40
38　契約超過金…… ~~41~~	38　契約超過金…… 40
39　力率の保持…… ~~41~~	39　力率の保持…… 40
40　需要場所への立入りによる業務の実施…… ~~41~~	40　需要場所への立入りによる業務の実施…… 40
41　電気の使用にともなうお客さまの協力…… ~~42~~	41　電気の使用にともなうお客さまの協力…… 41
42　供給の停止…… ~~42~~	42　供給の停止…… 41
43　供給停止の解除…… ~~43~~	43　供給停止の解除…… 42
44　供給停止期間中の料金…… ~~43~~	44　供給停止期間中の料金…… 42
45　違　約　金…… ~~43~~	45　違　約　金…… 42
46　供給の中止または使用の制限もしくは中止…… ~~43~~	46　供給の中止または使用の制限もしくは中止…… 42
47　制限または中止の料金割引…… ~~44~~	47　制限または中止の料金割引…… 43
48　損害賠償の免責…… ~~45~~	48　損害賠償の免責…… 44
49　設備の賠償…… ~~45~~	49　設備の賠償…… 44
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
50　需給契約の変更…… ~~47~~	50　需給契約の変更…… 46
51　名義の変更…… ~~47~~	51　名義の変更…… 46
52　需給契約の廃止…… ~~47~~	52　需給契約の廃止…… 46
53　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金 および工事費の精算…… ~~47~~	53　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金 および工事費の精算…… 46
54　解　約　等…… ~~50~~	54　解　約　等…… 49
55　需給契約消滅後の債権債務関係…… ~~50~~	55　需給契約消滅後の債権債務関係…… 49
Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担	**Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担**
56　供給方法，工事および施設…… ~~51~~	56　供給方法，工事および施設…… 50
57　工事費等に関する契約書の作成…… ~~51~~	57　工事費等に関する契約書の作成…… 50
58　工事費負担金等の申受けおよび精算…… ~~51~~	58　工事費負担金等の申受けおよび精算…… 50
Ⅷ　保　　安	**Ⅷ　保　　安**
59　保安の責任…… ~~53~~	59　保安の責任…… 51
60　保安等に対するお客さまの協力…… ~~53~~	60　保安等に対するお客さまの協力…… 51
附　　則…… ~~55~~	**附　　則**…… 53

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
別　　表…… ~~69~~	別　　表…… 67
Ⅰ　総　　則	**Ⅰ　総　　則**
3　定　　義 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 高　　圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。 (2) 電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがあるため，電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 付 帯 電 灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯 ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯 (6) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (7) 契約受電設備 契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。 (8) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (9) 契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。 (10) 最大需要電力 30分ごとの需要電力の最大値であって，当社またはお客さまの需要場所を供	**3　定　　義** 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 高　　圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。 (2) 電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがあるため，電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 付 帯 電 灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯 ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯 (6) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (7) 契約受電設備 契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。 (8) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (9) 契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。 (10) 最大需要電力 30分ごとの需要電力の最大値であって，当社またはお客さまの需要場所を供

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける記録型計量器等により計量される値をいいます。 (11) 夏　　季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。 (12) そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。 (13) ピーク時間 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし，別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。 (14) 昼 間 時 間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。 (15) 夜 間 時 間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。 (16) 休日扱い日 土曜日および別表1（休日等）に定める日をいいます。 (17) 平　　日 休日扱い日以外の日をいいます。 (18) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (19) スポット市場価格 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に~~かかわる~~電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）をいいます。 (20) 平均燃料価格算定期間，離島平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合ならびにスポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間	給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける記録型計量器等により計量される値をいいます。 (11) 夏　　季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。 (12) そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。 (13) ピーク時間 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし，別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。 (14) 昼 間 時 間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。 (15) 夜 間 時 間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。 (16) 休日扱い日 土曜日および別表1（休日等）に定める日をいいます。 (17) 平　　日 休日扱い日以外の日をいいます。 (18) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (19) スポット市場価格 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）をいいます。 (20) 平均燃料価格算定期間，離島平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合ならびにスポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
といたします。）をいいます。 (21) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。	といたします。）をいいます。 (21) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。
Ⅱ　契 約 の 申 込 み	**Ⅱ　契 約 の 申 込 み**
6　需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款，ならびに当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の申込書により申込みをしていただきます。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法 (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 ~~イ~~　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，~~需給契約の締結に必要な事項のうち，~~当該配電事業者が接続供給のために必要とする~~事項~~について，当該配電事業者に提供すること。 ~~ロ~~　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。 (3) 契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。	**6　需給契約の申込み** (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款，ならびに当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の申込書により申込みをしていただきます。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法 (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ　当社または当該配電事業者が，発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。 ロ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について，当該配電事業者に提供すること。 ハ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。 (3) 契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
(5) お客さまが電気設備を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，法令で定める技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，託送約款等に定める系統連系技術要件および当社または当該配電事業者が別に定める発電設備系統連系サービス実施要綱を遵守し，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。 (6) 電圧または周波数の変動等によって重大な損害を受けるおそれがあるお客さまは，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その必要容量を明確にしていただき，当社がお客さまに常時供給する電気に加え，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために予備電線路により電気の供給を受けるための申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 (7) お客さまが発電設備を設置される場合には，発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，不足電力の補給にあてるための申込みをしていただきます。	(5) お客さまが電気設備を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，法令で定める技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，託送約款等に定める系統連系技術要件および当社または当該配電事業者が別に定める発電設備系統連系サービス実施要綱を遵守して，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。 (6) 電圧または周波数の変動等によって重大な損害を受けるおそれがあるお客さまは，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その必要容量を明確にしていただき，当社がお客さまに常時供給する電気に加え，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために予備電線路により電気の供給を受けるための申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 (7) お客さまが発電設備を設置される場合には，発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，不足電力の補給にあてるための申込みをしていただきます。
13　承諾の限界 当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，料金~~および~~この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）~~の支払状況~~（既に消滅しているもの~~を含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合~~を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。	**13　承諾の限界** 当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。
Ⅲ　契約種別および料金 **16　業務用電力** (1) 適 用 範 囲 高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要に適用いたします。 なお，契約電力は50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満といたします。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。また，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。	**Ⅲ　契約種別および料金** **16　業務用電力** (1) 適 用 範 囲 高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要に適用いたします。 なお，契約電力は50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満といたします。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。また，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
(2) 契約負荷設備および契約受電設備 契約電力が500キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。 (3) 契 約 電 力 契約電力は，次によって定めます。 イ　契約電力が500キロワット未満の場合 各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 (ｲ) 新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 (ﾛ) 契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その1月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。 (ﾊ) 契約受電設備を減少される場合等で，1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。 ロ　契約電力が500キロワット以上の場合 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。 ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さま	(2) 契約負荷設備および契約受電設備 契約電力が500キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。 (3) 契 約 電 力 契約電力は，次によって定めます。 イ　契約電力が500キロワット未満の場合 各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 (ｲ) 新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 (ﾛ) 契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その1月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。 (ﾊ) 契約受電設備を減少される場合等で，1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。 ロ　契約電力が500キロワット以上の場合 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。 ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さま

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施

の最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

ニ　お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,031円70銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	~~32円97銭~~	~~31円77銭~~

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

17　業務用季節別時間帯別電力

(1) 適 用 範 囲

離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施

の最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

ニ　お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,031円70銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	31円67銭	30円47銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

17　業務用季節別時間帯別電力

(1) 適 用 範 囲

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。 (2) 契約負荷設備および契約受電設備 契約電力が500キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。 (3) 契 約 電 力 契約電力は，次によって定めます。 イ　契約電力が500キロワット未満の場合 各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 (ｲ) 新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 (ﾛ) 契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その1月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。 (ﾊ) 契約受電設備を減少される場合等で，1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。 ロ　契約電力が500キロワット以上の場合 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。	業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。 (2) 契約負荷設備および契約受電設備 契約電力が500キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。 (3) 契 約 電 力 契約電力は，次によって定めます。 イ　契約電力が500キロワット未満の場合 各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 (ｲ) 新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 (ﾛ) 契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その1月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。 (ﾊ) 契約受電設備を減少される場合等で，1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。 ロ　契約電力が500キロワット以上の場合 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

ニ　お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,031円70銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) ピーク時間

1キロワット時につき	~~36円80銭~~

(ﾛ) 昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	~~35円26銭~~	~~34円20銭~~

(ﾊ) 夜間時間

1キロワット時につき	~~27円64銭~~

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

ニ　お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,031円70銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) ピーク時間

1キロワット時につき	35円42銭

(ﾛ) 昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	33円88銭	32円82銭

(ﾊ) 夜間時間

1キロワット時につき	26円45銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。 (ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。 (5) そ　の　他 契約期間満了に先だって，原則として他の需給契約に変更することはできません。	なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。 (ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。 (5) そ　の　他 契約期間満了に先だって，原則として他の需給契約に変更することはできません。
18　業務用ウィークエンド電力 (1) 適 用 範 囲 業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。 (2) 契約負荷設備および契約受電設備 契約電力が500キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。 (3) 契 約 電 力 契約電力は，次によって定めます。 イ　契約電力が500キロワット未満の場合 各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 (ｲ) 新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 (ﾛ) 契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その1月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。 (ﾊ) 契約受電設備を減少される場合等で，1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さ	**18　業務用ウィークエンド電力** (1) 適 用 範 囲 業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。 (2) 契約負荷設備および契約受電設備 契約電力が500キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。 (3) 契 約 電 力 契約電力は，次によって定めます。 イ　契約電力が500キロワット未満の場合 各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 (ｲ) 新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 (ﾛ) 契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その1月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。 (ﾊ) 契約受電設備を減少される場合等で，1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さ

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施

まと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

ニ　お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,031円70銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の日別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 平　　日

平日のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	~~34円28銭~~	~~32円87銭~~

離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施

まと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

ニ　お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,031円70銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の日別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 平　　日

平日のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円98銭	31円57銭

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
(ﾛ) 休日扱い日 1キロワット時につき　~~28円90銭~~ ハ　力率割引および割増し (ｲ) 力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。 (ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。 (5) そ　の　他 契約期間満了に先だって，原則として他の需給契約に変更することはできません。	(ﾛ) 休日扱い日 1キロワット時につき　27円60銭 ハ　力率割引および割増し (ｲ) 力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。 (ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。 (5) そ　の　他 契約期間満了に先だって，原則として他の需給契約に変更することはできません。
19　高 圧 電 力 (1) 高圧電力Ｓ（契約電力が500キロワット未満の場合） イ　適用範囲 高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。 なお，契約電力は50キロワット以上であり，かつ，500キロワット未満といたします。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ　契約負荷設備および契約受電設備 契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。 ハ　契約電力 (ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その1月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力	**19　高 圧 電 力** (1) 高圧電力Ｓ（契約電力が500キロワット未満の場合） イ　適用範囲 高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。 なお，契約電力は50キロワット以上であり，かつ，500キロワット未満といたします。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ　契約負荷設備および契約受電設備 契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。 ハ　契約電力 (ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その1月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施

の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,690円70銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	~~32円53銭~~	~~31円39銭~~

離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施

の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,690円70銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	31円23銭	30円09銭

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
(ﾊ) 力率割引および割増し a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。 b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。 ホ　そ の 他 (ｲ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，(2)を適用いたします。 (ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。 (2) 高圧電力（契約電力が500キロワット以上の場合） イ　適用範囲 高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。 なお，契約電力は500キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満といたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。 ロ　契約電力 (ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。 (ﾛ) 高圧電力Ｓとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(1)ハ(ｲ)によって定めます。 (ﾊ) お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。 ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦	(ﾊ) 力率割引および割増し a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。 b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。 ホ　そ の 他 (ｲ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，(2)を適用いたします。 (ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。 (2) 高圧電力（契約電力が500キロワット以上の場合） イ　適用範囲 高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。 なお，契約電力は500キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満といたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。 ロ　契約電力 (ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。 (ﾛ) 高圧電力Ｓとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(1)ハ(ｲ)によって定めます。 (ﾊ) お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。 ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施</th><th>離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>
課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。
<table>
<tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>2,350円70銭</td></tr>
</table>
(ﾛ) 電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
<table>
<tr><td></td><td>夏季料金</td><td>その他季料金</td></tr>
<tr><td>1キロワット時につき</td><td>~~30円89銭~~</td><td>~~29円90銭~~</td></tr>
</table>
(ﾊ) 力率割引および割増し
a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。
なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。
b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。
ニ　そ の 他
発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。
</td><td>
課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。
<table>
<tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>2,350円70銭</td></tr>
</table>
(ﾛ) 電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
<table>
<tr><td></td><td>夏季料金</td><td>その他季料金</td></tr>
<tr><td>1キロワット時につき</td><td>29円59銭</td><td>28円60銭</td></tr>
</table>
(ﾊ) 力率割引および割増し
a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。
なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。
b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。
ニ　そ の 他
発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。
</td></tr>
<tr><td>
20　高圧季節別時間帯別電力
(1) 高圧季節別時間帯別電力Ｓ（契約電力が500キロワット未満の場合）
イ　適用範囲
高圧電力Ｓの適用範囲に該当するものに適用いたします。
ロ　契約負荷設備および契約受電設備
契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。
ハ　契約電力
</td><td>
20　高圧季節別時間帯別電力
(1) 高圧季節別時間帯別電力Ｓ（契約電力が500キロワット未満の場合）
イ　適用範囲
高圧電力Ｓの適用範囲に該当するものに適用いたします。
ロ　契約負荷設備および契約受電設備
契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。
ハ　契約電力
</td></tr>
</table>

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その1月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。 c　契約受電設備を減少される場合等で，1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。 (ﾛ) お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。 ニ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。 (ｲ) 基本料金	(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 a　新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その1月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。 c　契約受電設備を減少される場合等で，1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。 (ﾛ) お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。 ニ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。 (ｲ) 基本料金

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,690円70銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

1キロワット時につき	~~36円85銭~~

b　昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	~~35円30銭~~	~~33円94銭~~

c　夜間時間

1キロワット時につき	~~27円64銭~~

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

ホ　そ の 他

(ｲ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，(2)を適用いたします。

(ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(ﾊ) 契約期間満了に先だって，原則として他の需給契約に変更することはできません。

(2) 高圧季節別時間帯別電力（契約電力が500キロワット以上の場合）

イ　適用範囲

高圧電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,690円70銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

1キロワット時につき	35円47銭

b　昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	33円92銭	32円56銭

c　夜間時間

1キロワット時につき	26円45銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

ホ　そ の 他

(ｲ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，(2)を適用いたします。

(ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(ﾊ) 契約期間満了に先だって，原則として他の需給契約に変更することはできません。

(2) 高圧季節別時間帯別電力（契約電力が500キロワット以上の場合）

イ　適用範囲

高圧電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施

ロ　契約電力

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

(ﾛ) 高圧季節別時間帯別電力Ｓとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(1)ハ(ｲ)によって定めます。

(ﾊ) お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，離島約款によって受けた供給とみなします。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,350 円 70 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

1 キロワット時につき	~~34 円 18 銭~~

b　昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	~~32 円 87 銭~~	~~31 円 58 銭~~

離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施

ロ　契約電力

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

(ﾛ) 高圧季節別時間帯別電力Ｓとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(1)ハ(ｲ)によって定めます。

(ﾊ) お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，離島約款によって受けた供給とみなします。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,350 円 70 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

1 キロワット時につき	32 円 80 銭

b　昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	31 円 49 銭	30 円 20 銭

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
c　夜間時間 1キロワット時につき　~~27円64銭~~ (ﾊ) 力率割引および割増し a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。 b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。 ニ　そ の 他 (ｲ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。 (ﾛ) 契約期間満了に先だって，原則として他の需給契約に変更することはできません。	c　夜間時間 1キロワット時につき　26円45銭 (ﾊ) 力率割引および割増し a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。 b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。 ニ　そ の 他 (ｲ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。 (ﾛ) 契約期間満了に先だって，原則として他の需給契約に変更することはできません。
21　臨 時 電 力 (1) 臨時電力Ａ イ　適用範囲 高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，契約使用期間が1年未満のお客さまに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要については，適用いたしません。 なお，契約電力は50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満といたします。ただし，特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。また，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。 ロ　契約負荷設備および契約受電設備 契約電力が500キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。 ハ　契約電力 契約電力は，業務用電力の場合に準じて定めます。ただし，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表 5（契約電力の算定方法）によって算定された値と	**21　臨 時 電 力** (1) 臨時電力Ａ イ　適用範囲 高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，契約使用期間が1年未満のお客さまに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要については，適用いたしません。 なお，契約電力は50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満といたします。ただし，特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。また，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。 ロ　契約負荷設備および契約受電設備 契約電力が500キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。 ハ　契約電力 契約電力は，業務用電力の場合に準じて定めます。ただし，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表 5（契約電力の算定方法）によって算定された値と

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施

いたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次によって算定した値の20パーセントを割増ししたものといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

契約電力1キロワットにつき	2,031円70銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	~~35円61銭~~	~~34円17銭~~

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

ホ　契約超過金

(ｲ) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，38（契約超過金）にかかわらず，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増しし，その値を20パーセント割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その1月の最大需要電力から契約電力を差

離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施

いたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次によって算定した値の20パーセントを割増ししたものといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

契約電力1キロワットにつき	2,031円70銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	34円16銭	32円72銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

ホ　契約超過金

(ｲ) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，38（契約超過金）にかかわらず，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増しし，その値を20パーセント割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その1月の最大需要電力から契約電力を差

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
し引いた値といたします。	し引いた値といたします。
(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。	(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。
ヘ　そ の 他	ヘ　そ の 他
(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。	(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。
(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，継続後の新たに設定される契約使用期間が1年未満となるものについては，臨時電力Ａを適用いたします。	(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，継続後の新たに設定される契約使用期間が1年未満となるものについては，臨時電力Ａを適用いたします。
(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。	(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。
(2) 臨時電力Ｂ	(2) 臨時電力Ｂ
イ　適用範囲	イ　適用範囲
高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約使用期間が1年未満のお客さまに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要については，適用いたしません。	高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約使用期間が1年未満のお客さまに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要については，適用いたしません。
なお，契約電力は50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満といたします。ただし，特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。また，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。	なお，契約電力は50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満といたします。ただし，特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。また，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。
ロ　契約負荷設備および契約受電設備	ロ　契約負荷設備および契約受電設備
契約電力が500キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。	契約電力が500キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。
ハ　契約電力	ハ　契約電力
契約電力は，高圧電力の場合に準じて定めます。ただし，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表 5（契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。	契約電力は，高圧電力の場合に準じて定めます。ただし，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表 5（契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。
ニ　料　　金	ニ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金	(ｲ) 基本料金
基本料金は，1月につき次によって算定した値の20パーセントを割増しした	基本料金は，1月につき次によって算定した値の20パーセントを割増しした

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施

ものといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

a　契約電力が500キロワット未満の場合

契約電力1キロワットにつき	1,690円70銭

b　契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力1キロワットにつき	2,350円70銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	~~35円07銭~~	~~33円69銭~~

b　契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	~~33円11銭~~	~~31円91銭~~

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

ホ　契約超過金

(ｲ) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，38（契約超過金）にかかわらず，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増しし，その値を20パーセント割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施

ものといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

a　契約電力が500キロワット未満の場合

契約電力1キロワットにつき	1,690円70銭

b　契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力1キロワットにつき	2,350円70銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	33円62銭	32円24銭

b　契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	31円66銭	30円46銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

ホ　契約超過金

(ｲ) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，38（契約超過金）にかかわらず，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増しし，その値を20パーセント割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。 へ　そ の 他 (ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。 (ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。 (ﾊ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，継続後の新たに設定される契約使用期間が1年未満となるものについては，臨時電力Ｂを適用いたします。 (ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。	(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。 へ　そ の 他 (ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。 (ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。 (ﾊ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，継続後の新たに設定される契約使用期間が1年未満となるものについては，臨時電力Ｂを適用いたします。 (ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。
22　農事用電力 (1) 適 用 範 囲 高圧で電気の供給を受けて，農事用のかんがい排水のために動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。 なお，契約電力は，原則として，50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満といたします。 (2) 契約負荷設備および契約受電設備 契約電力が500キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。 (3) 契 約 電 力 契約電力は，高圧電力の場合に準じて定めます。ただし，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表5（契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。 (4) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。 なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。 イ　基本料金 (ｲ) 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。なお，契約使用期間が開始し，もしくは休止する場合の基本料金は32（日割計算）にもとづき算定いたします。 (ﾛ) 1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。	**22　農事用電力** (1) 適 用 範 囲 高圧で電気の供給を受けて，農事用のかんがい排水のために動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。 なお，契約電力は，原則として，50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満といたします。 (2) 契約負荷設備および契約受電設備 契約電力が500キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。 (3) 契 約 電 力 契約電力は，高圧電力の場合に準じて定めます。ただし，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表5（契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。 (4) 料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。 なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。 イ　基本料金 (ｲ) 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。なお，契約使用期間が開始し，もしくは休止する場合の基本料金は32（日割計算）にもとづき算定いたします。 (ﾛ) 1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［高圧用］　2023 年 4 月 1 日実施</th><th>離島等供給約款［高圧用］　2024 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td>
(ﾊ) 1 年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の 2 月分（契約電力を変更された場合は，その 1 年の契約電力の最大値により算定いたします。）を下回らないものといたします。なお，この場合の 1 年とは，3 月の検針日から翌年の 3 月の検針日の前日までの期間をいいます。
<table>
<tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td>986 円 70 銭</td></tr>
</table>
ロ　電力量料金
電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
<table>
<tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>その他季料金</td></tr>
<tr><td>1 キロワット時につき</td><td>~~27 円 51 銭~~</td><td>~~26 円 82 銭~~</td></tr>
</table>
ハ　力率割引および割増し
(ｲ) 力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。
なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。
(ﾛ) 力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。
(5) そ　の　他
イ　当社は，お客さまと契約使用期間をあらかじめ定めるものといたします。
ロ　契約使用期間内であっても，休止の申出があれば契約使用期間の変更として取り扱います。
ハ　契約を休止される場合は，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，引込線の切断等をさせていただくことがあります。
ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。
</td><td>
(ﾊ) 1 年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の 2 月分（契約電力を変更された場合は，その 1 年の契約電力の最大値により算定いたします。）を下回らないものといたします。なお，この場合の 1 年とは，3 月の検針日から翌年の 3 月の検針日の前日までの期間をいいます。
<table>
<tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td>986 円 70 銭</td></tr>
</table>
ロ　電力量料金
電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
<table>
<tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>その他季料金</td></tr>
<tr><td>1 キロワット時につき</td><td>26 円 21 銭</td><td>25 円 52 銭</td></tr>
</table>
ハ　力率割引および割増し
(ｲ) 力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。
なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。
(ﾛ) 力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。
(5) そ　の　他
イ　当社は，お客さまと契約使用期間をあらかじめ定めるものといたします。
ロ　契約使用期間内であっても，休止の申出があれば契約使用期間の変更として取り扱います。
ハ　契約を休止される場合は，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，引込線の切断等をさせていただくことがあります。
ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。
</td></tr>
<tr><td>
23　自家発補給電力
(1) 自家発補給電力Ａ
イ　適用範囲
(ｲ) 高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。
</td><td>
23　自家発補給電力
(1) 自家発補給電力Ａ
イ　適用範囲
(ｲ) 高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。
</td></tr>
</table>

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
なお，自家発補給電力Ａの契約電力と常時供給分の契約電力との合計は，原則として2,000キロワット未満といたします。	なお，自家発補給電力Ａの契約電力と常時供給分の契約電力との合計は，原則として2,000キロワット未満といたします。
(ﾛ) 火力発電設備を有するお客さまが，大気汚染防止法等関係諸法令によって発電設備の出力を抑制したときに不足電力の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ａの適用の対象とはいたしません。	(ﾛ) 火力発電設備を有するお客さまが，大気汚染防止法等関係諸法令によって発電設備の出力を抑制したときに不足電力の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ａの適用の対象とはいたしません。
(ﾊ) 水力発電設備を有するお客さまが，渇水時に不足電力等の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ａの適用の対象とはいたしません。	(ﾊ) 水力発電設備を有するお客さまが，渇水時に不足電力等の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ａの適用の対象とはいたしません。
ロ　契約電力	ロ　契約電力
(ｲ) 契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量を下回らないものといたします。	(ｲ) 契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量を下回らないものといたします。
(ﾛ) (ｲ)によりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。	(ﾛ) (ｲ)によりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。
a　予備発電設備が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量からお客さまの予備発電設備の容量を差し引いた値 なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。	a　予備発電設備が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量からお客さまの予備発電設備の容量を差し引いた値 なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。
b　発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的に遮断する装置が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量から瞬時に負荷を自動的に遮断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値	b　発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的に遮断する装置が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量から瞬時に負荷を自動的に遮断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値
c　ａおよびｂにより契約電力を決定する場合は，あらかじめ次の資料をお客さまに提出していただきます。 (a) 予備発電設備が設置されている場合は，その定格出力および運転方法等 (b) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的に遮断する装置が設置されている場合は，遮断される負荷設備の明細および遮断方法等	c　ａおよびｂにより契約電力を決定する場合は，あらかじめ次の資料をお客さまに提出していただきます。 (a) 予備発電設備が設置されている場合は，その定格出力および運転方法等 (b) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的に遮断する装置が設置されている場合は，遮断される負荷設備の明細および遮断方法等
ハ　料　　金	ハ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金	(ｲ) 基本料金
基本料金は，1月につき次によって算定した値の10パーセントを割増しした	基本料金は，1月につき次によって算定した値の10パーセントを割増しした

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施

ものといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，その30パーセントといたします。また，その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

契約電力1キロワットにつき	2,031円70銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　定期検査（電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。）または定期補修（一定期間に限り定期的に行なわれる補修をいいます。）による場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	~~34円27銭~~	~~32円96銭~~

b　a以外の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	~~37円84銭~~	~~36円21銭~~

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

ニ　契約超過金

(ｲ) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，38（契約超過金）にかかわらず，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増しし，その値を10パーセント割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その1月の最大需要電力から契約電力を差

離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施

ものといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，その30パーセントといたします。また，その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

契約電力1キロワットにつき	2,031円70銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　定期検査（電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。）または定期補修（一定期間に限り定期的に行なわれる補修をいいます。）による場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円97銭	31円66銭

b　a以外の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	36円54銭	34円91銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

ニ　契約超過金

(ｲ) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，38（契約超過金）にかかわらず，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増しし，その値を10パーセント割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その1月の最大需要電力から契約電力を差

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
し引いた値といたします。	し引いた値といたします。
(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。	(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。
ホ　電気の使用	ホ　電気の使用
(ｲ) お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。 なお，その実施の時期を変更される場合には，その1月前までに当社に通知していただきます。	(ｲ) お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。 なお，その実施の時期を変更される場合には，その1月前までに当社に通知していただきます。
(ﾛ) お客さまが自家発補給電力Ａにより電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえないときは，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。	(ﾛ) お客さまが自家発補給電力Ａにより電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえないときは，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。
へ　常時供給分と同一計量される場合の使用の判定	へ　常時供給分と同一計量される場合の使用の判定
(ｲ) その1月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえた場合は，発電設備の運転に関する記録その他客観的にみて自家発補給電力Ａによる電気の使用をされていないことが明らかなときを除き，自家発補給電力Ａによる電気の使用がなされたものといたします。	(ｲ) その1月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえた場合は，発電設備の運転に関する記録その他客観的にみて自家発補給電力Ａによる電気の使用をされていないことが明らかなときを除き，自家発補給電力Ａによる電気の使用がなされたものといたします。
(ﾛ) 常時供給分の契約電力が500キロワット以上のお客さまで，その1月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえなかった場合は，お客さまが自家発補給電力Ａによる電気の使用について申出されたときであっても，自家発補給電力Ａによる電気の使用はされなかったものとし，常時供給分による使用として取り扱います。	(ﾛ) 常時供給分の契約電力が500キロワット以上のお客さまで，その1月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえなかった場合は，お客さまが自家発補給電力Ａによる電気の使用について申出されたときであっても，自家発補給電力Ａによる電気の使用はされなかったものとし，常時供給分による使用として取り扱います。
ト　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力 常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａにより電気を使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。	ト　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力 常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａにより電気を使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。
(ｲ) 常時供給分の契約電力が500キロワット未満のお客さまの場合で，自家発補給電力Ａの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。	(ｲ) 常時供給分の契約電力が500キロワット未満のお客さまの場合で，自家発補給電力Ａの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。
(ﾛ) 常時供給分の契約電力が500キロワット以上のお客さまの場合で，その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Ａの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ａの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。 なお，超過の原因が明らかでないときは，常時供給分と自家発補給電力Ａとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。	(ﾛ) 常時供給分の契約電力が500キロワット以上のお客さまの場合で，その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Ａの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ａの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。 なお，超過の原因が明らかでないときは，常時供給分と自家発補給電力Ａとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。
チ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量の算定	チ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量の算定
(ｲ) 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量は，自家発補給電力Ａによる	(ｲ) 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量は，自家発補給電力Ａによる

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
電気の供給時間中に計量された使用電力量から，あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めた基準の電力に自家発補給電力Ａによる電気の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。	電気の供給時間中に計量された使用電力量から，あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めた基準の電力に自家発補給電力Ａによる電気の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。
(ﾛ) 基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。ただし，いずれを基準とするかはお客さまと当社との協議によりあらかじめ決定しておくものとし，自家発補給電力Ａによる電気の使用のつど選択することはできません。	(ﾛ) 基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。ただし，いずれを基準とするかはお客さまと当社との協議によりあらかじめ決定しておくものとし，自家発補給電力Ａによる電気の使用のつど選択することはできません。
なお，基準の電力の算定にあたり次のａ，ｂまたはｃによりがたい場合は，お客さまと当社との協議によりａ，ｂまたはｃに準じて決定いたします。また，常時供給分の使用電力量の算定を日区分別または時間帯区分別で行なう場合は，基準の電力についても，常時供給分の日区分別または時間帯区分別に算定することといたします。	なお，基準の電力の算定にあたり次のａ，ｂまたはｃによりがたい場合は，お客さまと当社との協議によりａ，ｂまたはｃに準じて決定いたします。また，常時供給分の使用電力量の算定を日区分別または時間帯区分別で行なう場合は，基準の電力についても，常時供給分の日区分別または時間帯区分別に算定することといたします。
ａ　自家発補給電力Ａによる電気の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力	ａ　自家発補給電力Ａによる電気の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力
ｂ　自家発補給電力Ａによる電気の使用の前3月間における常時供給分の平均電力	ｂ　自家発補給電力Ａによる電気の使用の前3月間における常時供給分の平均電力
ｃ　自家発補給電力Ａによる電気の使用の前3日間における常時供給分の平均電力	ｃ　自家発補給電力Ａによる電気の使用の前3日間における常時供給分の平均電力
(ﾊ) 自家発補給電力Ａによる継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ａの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ａの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ａの使用電力量といたします。	(ﾊ) 自家発補給電力Ａによる継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ａの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ａの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ａの使用電力量といたします。
(ﾆ) 使用電力量の区分	(ﾆ) 使用電力量の区分
自家発補給電力Ａの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ａの最大需要電力に自家発補給電力Ａの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。	自家発補給電力Ａの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ａの最大需要電力に自家発補給電力Ａの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。
リ　そ の 他	リ　そ の 他
(ｲ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録およびお客さまの発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。	(ｲ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録およびお客さまの発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
(ﾛ) 常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その1月の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から，トにより定めた最大需要電力を差し引いた値を，常時供給分のその1月の自家発補給電力Ａの供給時間中における最大需要電力といたします。	(ﾛ) 常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その1月の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から，トにより定めた最大需要電力を差し引いた値を，常時供給分のその1月の自家発補給電力Ａの供給時間中における最大需要電力といたします。
(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。	(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。
(2) 自家発補給電力Ｂ	(2) 自家発補給電力Ｂ
イ　適用範囲	イ　適用範囲

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
(ｲ) 高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 　なお，自家発補給電力Ｂの契約電力と常時供給分の契約電力との合計は，原則として2,000キロワット未満といたします。	(ｲ) 高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 　なお，自家発補給電力Ｂの契約電力と常時供給分の契約電力との合計は，原則として2,000キロワット未満といたします。
(ﾛ) 火力発電設備を有するお客さまが，大気汚染防止法等関係諸法令によって発電設備の出力を抑制したときに不足電力の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ｂの適用の対象とはいたしません。	(ﾛ) 火力発電設備を有するお客さまが，大気汚染防止法等関係諸法令によって発電設備の出力を抑制したときに不足電力の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ｂの適用の対象とはいたしません。
(ﾊ) 水力発電設備を有するお客さまが，渇水時に不足電力等の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ｂの適用の対象とはいたしません。	(ﾊ) 水力発電設備を有するお客さまが，渇水時に不足電力等の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ｂの適用の対象とはいたしません。
ロ　契約電力 　契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。	ロ　契約電力 　契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。
ハ　料　　金 　料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。	ハ　料　　金 　料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金 　基本料金は，1月につき次によって算定した値の10パーセントを割増ししたものといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，その20パーセントといたします。また，その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。	(ｲ) 基本料金 　基本料金は，1月につき次によって算定した値の10パーセントを割増ししたものといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，その20パーセントといたします。また，その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。
a　契約電力が500キロワット未満の場合	a　契約電力が500キロワット未満の場合
契約電力1キロワットにつき　1,690円70銭	契約電力1キロワットにつき　1,690円70銭
b　契約電力が500キロワット以上の場合	b　契約電力が500キロワット以上の場合
契約電力1キロワットにつき　2,350円70銭	契約電力1キロワットにつき　2,350円70銭
(ﾛ) 電力量料金 　電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	(ﾛ) 電力量料金 　電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
a　定期検査（電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。）または定期補修（一定期間に限り定期的に行なわれる補修をいい	a　定期検査（電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。）または定期補修（一定期間に限り定期的に行なわれる補修をいい

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施

ます。）による場合

(a) 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	~~33円78銭~~	~~32円53銭~~

(b) 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	~~31円98銭~~	~~30円89銭~~

b　a以外の場合

(a) 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	~~37円24銭~~	~~35円66銭~~

(b) 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	~~34円98銭~~	~~33円63銭~~

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

ニ　契約超過金

(ｲ) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，38（契約超過金）にかかわらず，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増しし，その値を10パーセント割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施

ます。）による場合

(a) 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円48銭	31円23銭

(b) 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	30円68銭	29円59銭

b　a以外の場合

(a) 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	35円94銭	34円36銭

(b) 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	33円68銭	32円33銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

ニ　契約超過金

(ｲ) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，38（契約超過金）にかかわらず，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増しし，その値を10パーセント割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
ホ　電気の使用 (ｲ) お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その1月前に再協議してその時期を確認いたします。 　なお，その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。 (ﾛ) お客さまが自家発補給電力Ｂにより電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえないときは，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。	ホ　電気の使用 (ｲ) お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その1月前に再協議してその時期を確認いたします。 　なお，その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。 (ﾛ) お客さまが自家発補給電力Ｂにより電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえないときは，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。
ヘ　常時供給分と同一計量される場合の使用の判定 (ｲ) その1月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえた場合は，発電設備の運転に関する記録その他客観的にみて自家発補給電力Ｂによる電気の使用をされていないことが明らかなときを除き，自家発補給電力Ｂによる電気の使用がなされたものといたします。 (ﾛ) 常時供給分の契約電力が500キロワット以上のお客さまで，その1月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえなかった場合は，お客さまが自家発補給電力Ｂによる電気の使用について申出されたときであっても，自家発補給電力Ｂによる電気の使用はされなかったものとし，常時供給分による使用として取り扱います。	ヘ　常時供給分と同一計量される場合の使用の判定 (ｲ) その1月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえた場合は，発電設備の運転に関する記録その他客観的にみて自家発補給電力Ｂによる電気の使用をされていないことが明らかなときを除き，自家発補給電力Ｂによる電気の使用がなされたものといたします。 (ﾛ) 常時供給分の契約電力が500キロワット以上のお客さまで，その1月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえなかった場合は，お客さまが自家発補給電力Ｂによる電気の使用について申出されたときであっても，自家発補給電力Ｂによる電気の使用はされなかったものとし，常時供給分による使用として取り扱います。
ト　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力 　常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂにより電気を使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。 (ｲ) 常時供給分の契約電力が500キロワット未満のお客さまの場合で，自家発補給電力Ｂの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。 (ﾛ) 常時供給分の契約電力が500キロワット以上のお客さまの場合で，その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Ｂの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ｂの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。 　なお，超過の原因が明らかでないときは，常時供給分と自家発補給電力Ｂとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。	ト　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力 　常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂにより電気を使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。 (ｲ) 常時供給分の契約電力が500キロワット未満のお客さまの場合で，自家発補給電力Ｂの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。 (ﾛ) 常時供給分の契約電力が500キロワット以上のお客さまの場合で，その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Ｂの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ｂの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。 　なお，超過の原因が明らかでないときは，常時供給分と自家発補給電力Ｂとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。
チ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量の算定 (ｲ) 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量は，自家発補給電力Ｂによる電気の供給時間中に計量された使用電力量から，あらかじめ負荷の実情に応じ	チ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量の算定 (ｲ) 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量は，自家発補給電力Ｂによる電気の供給時間中に計量された使用電力量から，あらかじめ負荷の実情に応じ

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
てお客さまと当社との協議によって定めた基準の電力に自家発補給電力Ｂによる電気の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。 (ﾛ) 基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。ただし，いずれを基準とするかはお客さまと当社との協議によりあらかじめ決定しておくものとし，自家発補給電力Ｂによる電気の使用のつど選択することはできません。 なお，基準の電力の算定にあたり次のａ，ｂまたはｃによりがたい場合は，お客さまと当社との協議によりａ，ｂまたはｃに準じて決定いたします。また，常時供給分の使用電力量の算定を日区分別または時間帯区分別で行なう場合は，基準の電力についても，常時供給分の日区分別または時間帯区分別に算定することといたします。 ａ　自家発補給電力Ｂによる電気の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力 ｂ　自家発補給電力Ｂによる電気の使用の前３月間における常時供給分の平均電力 ｃ　自家発補給電力Ｂによる電気の使用の前３日間における常時供給分の平均電力 (ﾊ) 自家発補給電力Ｂによる継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ｂの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ｂの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ｂの使用電力量といたします。 (ﾆ) 使用電力量の区分 自家発補給電力Ｂの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ｂの最大需要電力に自家発補給電力Ｂの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。 リ　そ の 他 (ｲ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録およびお客さまの発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。 (ﾛ) 常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から，トにより定めた最大需要電力を差し引いた値を，常時供給分のその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における最大需要電力といたします。 (ﾊ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。 (ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。	てお客さまと当社との協議によって定めた基準の電力に自家発補給電力Ｂによる電気の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。 (ﾛ) 基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。ただし，いずれを基準とするかはお客さまと当社との協議によりあらかじめ決定しておくものとし，自家発補給電力Ｂによる電気の使用のつど選択することはできません。 なお，基準の電力の算定にあたり次のａ，ｂまたはｃによりがたい場合は，お客さまと当社との協議によりａ，ｂまたはｃに準じて決定いたします。また，常時供給分の使用電力量の算定を日区分別または時間帯区分別で行なう場合は，基準の電力についても，常時供給分の日区分別または時間帯区分別に算定することといたします。 ａ　自家発補給電力Ｂによる電気の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力 ｂ　自家発補給電力Ｂによる電気の使用の前３月間における常時供給分の平均電力 ｃ　自家発補給電力Ｂによる電気の使用の前３日間における常時供給分の平均電力 (ﾊ) 自家発補給電力Ｂによる継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ｂの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ｂの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ｂの使用電力量といたします。 (ﾆ) 使用電力量の区分 自家発補給電力Ｂの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ｂの最大需要電力に自家発補給電力Ｂの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。 リ　そ の 他 (ｲ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録およびお客さまの発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。 (ﾛ) 常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から，トにより定めた最大需要電力を差し引いた値を，常時供給分のその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における最大需要電力といたします。 (ﾊ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。 (ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。
25　深夜電力Ｂ	**25　深夜電力Ｂ**

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
(1) 適 用 範 囲 高圧で電気の供給を受けて，毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り，動力（付帯電灯を含みます。また，小型機器は動力とみなします。）を使用する需要に適用いたします。 なお，契約電力は50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。また，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。	(1) 適 用 範 囲 高圧で電気の供給を受けて，毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り，動力（付帯電灯を含みます。また，小型機器は動力とみなします。）を使用する需要に適用いたします。 なお，契約電力は50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。また，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。
(2) 契約使用時間 イ　当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。 ロ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則として遮断いたします。 ハ　契約使用時間以外の時間に電気の供給を遮断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 ニ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給を遮断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。	(2) 契約使用時間 イ　当社は，当社または当該配電事業者の供給設備の状況により，(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。 ロ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則として遮断いたします。 ハ　契約使用時間以外の時間に電気の供給を遮断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 ニ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給を遮断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。
(3) 契約負荷設備および契約受電設備 契約電力が500キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。	(3) 契約負荷設備および契約受電設備 契約電力が500キロワット未満のお客さまについては，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。
(4) 契 約 電 力 契約電力は，次によって定めます。 イ　契約電力が500キロワット未満の場合 契約電力は，契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち，いずれか小さい値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は，次によるものといたします。 (ｲ) 契約負荷設備の総入力 電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表5(契約電力の算定方法)(1)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。 (ﾛ) 契約受電設備の総容量	(4) 契 約 電 力 契約電力は，次によって定めます。 イ　契約電力が500キロワット未満の場合 契約電力は，契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち，いずれか小さい値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は，次によるものといたします。 (ｲ) 契約負荷設備の総入力 電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表5(契約電力の算定方法)(1)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。 (ﾛ) 契約受電設備の総容量

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施</th><th>離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>a　電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表5（契約電力の算定方法）(2)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。
b　電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合の契約受電設備の総容量は，次の(a)によってえた値について別表5（契約電力の算定方法）(2)に準じて算定してえた値と次の(b)によってえた値との合計といたします。
(a) 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量とを合計してえた値
(b) 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量と(a)で差し引かれた電熱負荷設備の容量とを合計してえた値
ロ　契約電力が500キロワット以上の場合
契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。
(5) 料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。
イ　基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
<table><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>634円70銭</td></tr></table>
ロ　電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。
<table><tr><td>1キロワット時につき</td><td>~~27円34銭~~</td></tr></table>
(6) そ　の　他
イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
ロ　53（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める事項については，適用いたしません。
ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。</td><td>a　電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表5（契約電力の算定方法）(2)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。
b　電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合の契約受電設備の総容量は，次の(a)によってえた値について別表5（契約電力の算定方法）(2)に準じて算定してえた値と次の(b)によってえた値との合計といたします。
(a) 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量とを合計してえた値
(b) 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量と(a)で差し引かれた電熱負荷設備の容量とを合計してえた値
ロ　契約電力が500キロワット以上の場合
契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。
(5) 料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。
イ　基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
<table><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>634円70銭</td></tr></table>
ロ　電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。
<table><tr><td>1キロワット時につき</td><td>26円15銭</td></tr></table>
(6) そ　の　他
イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
ロ　53（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める事項については，適用いたしません。
ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。</td></tr>
<tr><td>Ⅳ　料金の算定および支払い</td><td>Ⅳ　料金の算定および支払い</td></tr>
</table>

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
27　検　針　日 検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当社または当該配電事業者は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ　その他特別の事情がある場合 (4) (3)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 ~~(5)~~ (3)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。	**27　検　針　日** 検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当社または当該配電事業者は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ　その他特別の事情がある場合 (4) (1)の場合で，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 (5) (3)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (6) (3)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
33　料金の支払義務および支払期日 (1) お客さまの料金の支払義務は，検針日に発生いたします。ただし，次の場合はこの限りではありません。 イ　30（使用電力量の算定等）(2)または(3)の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。 (2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。	**33　料金の支払義務および支払期日** (1) お客さまの料金の支払義務は，検針日に発生いたします。ただし，次の場合はこの限りではありません。 イ　30（使用電力量の算定等）(2)または(3)の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。 ハ　27（検針日）(4)の場合で，実際に検針を行なった日が，当社があらかじめお知らせした日より後の日となり，当社が必要と認めるときは，実際に検針を行なった日といたします。 (2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。	（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。
34　料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また，(1)ロにより支払われる場合は，その金融機関等に払い込まれたときといたします。 (3) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (4) 27（検針日）(4)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (5) 臨時電力については，当社は，予納金を申し受けることがあります。この場合には，予納金は使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金は，原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金について利息を付しません。	**34　料金その他の支払方法** (1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また，(1)ロにより支払われる場合は，その金融機関等に払い込まれたときといたします。 (3) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (4) 27（検針日）(5)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (5) 臨時電力については，当社は，予納金を申し受けることがあります。この場合には，予納金は使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金は，原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金について利息を付しません。
Ⅴ　使用および供給 **40　需要場所への立入りによる業務の実施** 当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査 (2) 60（保安等に対するお客さまの協力）(1)または(2)によって必要なお客さまの電	**Ⅴ　使用および供給** **40　需要場所への立入りによる業務の実施** 当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査 (2) 60（保安等に対するお客さまの協力）(1)または(2)によって必要なお客さまの電

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
気工作物の検査等の業務 (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (4) 計量器の検針または計量値の確認 (5) 42（供給の停止），52（需給契約の廃止）(1)または54（解約等）により必要な処置 (6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物に~~かかわる~~保安の確認に必要な業務	気工作物の検査等の業務 (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (4) 計量器の検針または計量値の確認 (5) 42（供給の停止），52（需給契約の廃止）(1)または54（解約等）により必要な処置 (6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務
42　供給の停止 (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の5日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ　料金以外の債務を支払われない場合 (3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社または当該配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ　契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合 ニ　動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合 ホ　40（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ヘ　41（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合 (4) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	**42　供給の停止** (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の5日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合 ニ　料金以外の債務を支払われない場合 (3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社または当該配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ　契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合 ニ　動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合 ホ　40（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ヘ　41（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合 (4) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には，当社または当該配電事業者は，当社または当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。	(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には，当社または当該配電事業者は，当社または当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
附則	附則
1　この離島約款の実施期日 この離島約款は，~~2023年4月1日~~から実施いたします。	**1　この離島約款の実施期日** この離島約款は，2024年4月1日から実施いたします。
8　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (1) 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合の使用電力量および最大需要電力は，次のとおりといたします。 イ　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびにチおよびリの場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における電力量計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。 (ｲ) 27（検針日）(2)の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。 (ﾛ) 27（検針日）(4)の場合，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 (ﾊ) 27（検針日）(~~5~~)の場合の使用電力量は，原則として前回の検針の結果の 1 月平均値によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。 ロ　料金の算定期間における最大需要電力の計量は，チおよびリの場合を除き，検針日における 30 分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における 30 分最大需要電力計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。 なお，乗率を有する30分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものといたします。	**8　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置** (1) 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合の使用電力量および最大需要電力は，次のとおりといたします。 イ　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびにチおよびリの場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における電力量計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。 (ｲ) 27（検針日）(2)の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。 (ﾛ) 27（検針日）(5)の場合，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 (ﾊ) 27（検針日）(6)の場合の使用電力量は，原則として前回の検針の結果の 1 月平均値によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。 ロ　料金の算定期間における最大需要電力の計量は，チおよびリの場合を除き，検針日における 30 分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における 30 分最大需要電力計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。 なお，乗率を有する30分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものといたします。

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
ハ　計量器の読みは，次によります。 (ｲ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。 (ﾛ) 乗率を有しない場合は，整数位までといたします。 (ﾊ) 乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，30分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。 ニ　業務用季節別時間帯別電力および高圧季節別時間帯別電力については，使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。 ホ　業務用ウィークエンド電力については，使用電力量の計量は，原則として各日別に行ないます。 ヘ　使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 ト　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 チ　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は，リの場合を除き，次によります。 (ｲ) 料金の算定期間における使用電力量は，取付けおよび取外しした電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (ﾛ) 料金の算定期間における最大需要電力は，取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 リ　計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 (2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，31（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニのときは，次により電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。 イ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(8)イにより算定いたします。 ロ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(8)ロにより算定いたします。 ハ　イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。 ニ　31（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。 　また，31（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。 ホ　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。 (3) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合において，(1)イ(ｲ)もしくは(ﾊ)によ	ハ　計量器の読みは，次によります。 (ｲ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。 (ﾛ) 乗率を有しない場合は，整数位までといたします。 (ﾊ) 乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，30分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。 ニ　業務用季節別時間帯別電力および高圧季節別時間帯別電力については，使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。 ホ　業務用ウィークエンド電力については，使用電力量の計量は，原則として各日別に行ないます。 ヘ　使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 ト　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 チ　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は，リの場合を除き，次によります。 (ｲ) 料金の算定期間における使用電力量は，取付けおよび取外しした電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (ﾛ) 料金の算定期間における最大需要電力は，取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。 リ　計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 (2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，31（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニのときは，次により電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。 イ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(8)イにより算定いたします。 ロ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(8)ロにより算定いたします。 ハ　イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。 ニ　31（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。 　また，31（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。 ホ　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。 (3) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合において，(1)イ(ｲ)もしくは(ﾊ)によ

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
り精算するときの精算額または27（検針日）(4)のときの料金におけるお客さまの支払義務は，次回の検針日に発生するものといたします。	り精算するときの精算額または27（検針日）(5)のときの料金におけるお客さまの支払義務は，次回の検針日に発生するものといたします。
(4) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，16（業務用電力）(4)ロ，19（高圧電力）(1)ニ(ﾛ)，21（臨時電力）(1)ニ(ﾛ)，21（臨時電力）(2)ニ(ﾛ)および22（農事用電力）(4)ロにおいて，その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときには，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。	(4) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，16（業務用電力）(4)ロ，19（高圧電力）(1)ニ(ﾛ)，21（臨時電力）(1)ニ(ﾛ)，21（臨時電力）(2)ニ(ﾛ)および22（農事用電力）(4)ロにおいて，その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときには，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
(5) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，附則5（蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置）(1)ハ(ｲ)aおよびcならびに(2)ハ(ｲ)aにおいて，その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときには，その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。	(5) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，附則5（蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置）(1)ハ(ｲ)aおよびcならびに(2)ハ(ｲ)aにおいて，その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときには，その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。
(6) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，附則5（蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置）(1)ニにおいて，業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受けるお客さまについては，原則としてその1月に計量された夜間使用電力量をその1月の休日扱い日および平日の使用電力量の比であん分してえた値を各日別の夜間使用電力量といたします。	(6) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，附則5（蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置）(1)ニにおいて，業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受けるお客さまについては，原則としてその1月に計量された夜間使用電力量をその1月の休日扱い日および平日の使用電力量の比であん分してえた値を各日別の夜間使用電力量といたします。
(7) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合において，平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85パーセントとみなします。 $$平均力率（パーセント）=\frac{有効電力量}{\sqrt{(有効電力量)^2+(無効電力量)^2}}\times 100$$ 有効電力量および無効電力量の計量については，(1)イ，ハ，ヘ，チ(ｲ)およびリに準ずるものといたします。ただし，有効電力量または無効電力量は，(1)ヘにかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された有効電力量または無効電力量を，供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。	(7) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合において，平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85パーセントとみなします。 $$平均力率（パーセント）=\frac{有効電力量}{\sqrt{(有効電力量)^2+(無効電力量)^2}}\times 100$$ 有効電力量および無効電力量の計量については，(1)イ，ハ，ヘ，チ(ｲ)およびリに準ずるものといたします。ただし，有効電力量または無効電力量は，(1)ヘにかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された有効電力量または無効電力量を，供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。
(8) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定するときは，次のとおりといたします。 イ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (ｲ) 31（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ) 31（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，業務用電力，高圧電力，臨時電力および農事用電力のお客さまにおいて，	(8) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定するときは，次のとおりといたします。 イ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (ｲ) 31（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ) 31（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，業務用電力，高圧電力，臨時電力および農事用電力のお客さまにおいて，

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ロ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合 (ｲ) 31（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ) 31（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。	料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ロ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合 (ｲ) 31（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ) 31（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。
別表 **2　再生可能エネルギー発電促進賦課金** (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を~~あらかじめ~~インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロおよびハの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に~~かかわる~~納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，ハの場合を除き，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。 ハ　検針日が毎月初日のお客さまについては，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう4月の検針日は，5月1日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために予備電線路により電気の供給を受ける場合，その1月の使用電力量につき，常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。	**別表** **2　再生可能エネルギー発電促進賦課金** (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロおよびハの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，ハの場合を除き，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。 ハ　検針日が毎月初日のお客さまについては，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう4月の検針日は，5月1日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために予備電線路により電気の供給を受ける場合，その1月の使用電力量につき，常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
また，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。 (ｲ)(ﾛ)および(ﾊ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に~~かかわる~~再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 (ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，(ﾊ)の場合を除き，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。 (ﾊ) 検針日が毎月初日のお客さまについては，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう4月の検針日は，5月1日といたします。	また，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。 (ｲ)(ﾛ)および(ﾊ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 (ﾛ) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，(ﾊ)の場合を除き，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。 (ﾊ) 検針日が毎月初日のお客さまについては，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう4月の検針日は，5月1日といたします。
3　燃料費等調整 (1) 燃料費等調整額の算定 燃料費等調整額は，燃料費調整額，市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。 (2) 燃料費調整 イ　燃料費調整額の算定 (ｲ) 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格	**3　燃料費等調整** (1) 燃料費等調整額の算定 燃料費等調整額は，燃料費調整額，市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。 (2) 燃料費調整 イ　燃料費調整額の算定 (ｲ) 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 α＝~~0.0247~~ β＝~~0.2573~~ γ＝~~0.8912~~ なお，各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ﾛ) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 a　1キロリットル当たりの平均燃料価格が~~85,400~~円を下回る場合 燃料費調整単価＝（~~85,400~~円－平均燃料価格）×ロの基準単価／1,000 b　1キロリットル当たりの平均燃料価格が~~85,400~~円を上回る場合 燃料費調整単価＝（平均燃料価格－~~85,400~~円）×ロの基準単価／1,000 (ﾊ) 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 なお，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(5)のとおりといたします。 (ﾆ) 燃料費調整額 燃料費調整額は，その1月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。 なお，(1)の燃料費等調整額は，燃料費調整単価が(ﾛ) aにより算定される場合は，燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が(ﾛ) bにより算定される場合は，燃料費調整額を加えるものといたします。 ロ　基準単価 基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。 1キロワット時につき　~~21銭3厘~~ (3) 市場価格調整 イ　市場価格調整額の算定 (ｲ) 平均市場価格 1キロワット時当たりの平均市場価格は，スポット市場価格にもとづき，次	C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 α＝0.0259 β＝0.2563 γ＝0.8915 なお，各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ﾛ) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 a　1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を下回る場合 燃料費調整単価＝（83,500円－平均燃料価格）×ロの基準単価／1,000 b　1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回る場合 燃料費調整単価＝（平均燃料価格－83,500円）×ロの基準単価／1,000 (ﾊ) 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 なお，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(5)のとおりといたします。 (ﾆ) 燃料費調整額 燃料費調整額は，その1月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。 なお，(1)の燃料費等調整額は，燃料費調整単価が(ﾛ) aにより算定される場合は，燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が(ﾛ) bにより算定される場合は，燃料費調整額を加えるものといたします。 ロ　基準単価 基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。 1キロワット時につき　19銭0厘 (3) 市場価格調整 イ　市場価格調整額の算定 (ｲ) 平均市場価格 1キロワット時当たりの平均市場価格は，スポット市場価格にもとづき，次

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
の算式によって算定された値といたします。 なお，平均市場価格の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 平均市場価格 ＝X×δ1＋Y×δ2 X ＝各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格 Y ＝各平均市場価格算定期間における毎日午前8 時から午後4 時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格 δ1＝0.5332 δ2＝0.4668 なお，各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ﾛ) 市場価格調整単価 市場価格調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，市場価格調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 a　1キロワット時当たりの平均市場価格が21円39 銭を下回る場合 市場価格調整単価 ＝（21円39銭－平均市場価格）× ロの市場基準単価 b　1キロワット時当たりの平均市場価格が21円39 銭を上回る場合 市場価格調整単価 ＝（平均市場価格－21円39銭）× ロの市場基準単価 (ﾊ) 市場価格調整単価の適用 各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は，その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 なお，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，(5)のとおりといたします。 (ﾆ) 市場価格調整額 市場価格調整額は，その 1 月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された市　場価格調整単価を適用して算定いたします。 なお，(1)の燃料費等調整額は，市場価格調整単価が(ﾛ) a により算定される場合は，市場価格調整額を差し引くものとし，市場価格調整単価が(ﾛ) b により算定される場合は，市場価格調整額を加えるものといたします。 ロ　市場基準単価	の算式によって算定された値といたします。 なお，平均市場価格の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 平均市場価格 ＝X×δ1＋Y×δ2 X ＝各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格 Y ＝各平均市場価格算定期間における毎日午前8 時から午後4 時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格 δ1＝0.5332 δ2＝0.4668 なお，各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ﾛ) 市場価格調整単価 市場価格調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，市場価格調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 a　1キロワット時当たりの平均市場価格が21円39 銭を下回る場合 市場価格調整単価 ＝（21円39銭－平均市場価格）× ロの市場基準単価 b　1キロワット時当たりの平均市場価格が21円39 銭を上回る場合 市場価格調整単価 ＝（平均市場価格－21円39銭）× ロの市場基準単価 (ﾊ) 市場価格調整単価の適用 各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は，その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 なお，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，(5)のとおりといたします。 (ﾆ) 市場価格調整額 市場価格調整額は，その 1 月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された市　場価格調整単価を適用して算定いたします。 なお，(1)の燃料費等調整額は，市場価格調整単価が(ﾛ) a により算定される場合は，市場価格調整額を差し引くものとし，市場価格調整単価が(ﾛ) b により算定される場合は，市場価格調整額を加えるものといたします。 ロ　市場基準単価

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施
市場基準単価は，次のとおりといたします。 1キロワット時につき　14銭6厘 (4) 離島ユニバーサルサービス調整 イ　離島ユニバーサルサービス調整額の算定 (ｲ) 離島平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。 離島平均燃料価格＝Ａ×α Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの　平均原油価格 α＝1.0000 なお，各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ﾛ) 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 a　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価＝（79,300 円－離島平均燃料価格）×ロの離島基準単価／1,000 b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価＝（離島平均燃料価格－79,300 円）×ロの離島基準単価／1,000 c　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合 離島平均燃料価格は，119,000 円といたします。 離島ユニバーサルサービス調整単価＝（119,000 円－79,300 円）×	市場基準単価は，次のとおりといたします。 1キロワット時につき　14銭6厘 (4) 離島ユニバーサルサービス調整 イ　離島ユニバーサルサービス調整額の算定 (ｲ) 離島平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。 離島平均燃料価格＝Ａ×α Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの　平均原油価格 α＝1.0000 なお，各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ﾛ) 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 a　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価＝（79,300 円－離島平均燃料価格）×ロの離島基準単価／1,000 b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価＝（離島平均燃料価格－79,300 円）×ロの離島基準単価／1,000 c　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合 離島平均燃料価格は，119,000 円といたします。 離島ユニバーサルサービス調整単価＝（119,000 円－79,300 円）×

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施

ロの離島基準単価
1,000

(ﾊ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価に使用される電気に適用いたします。

なお，適用期間は，(5)のとおりといたします。

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は，その1月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

なお，(1)の燃料費等調整額は，離島ユニバーサルサービス調整単価が(ﾛ) aにより算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし，離島ユニバーサルサービス調整単価が(ﾛ) bまたはcにより算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものといたします。

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘

(5) 適 用 期 間

イ　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，ロおよびハの場合をのぞき，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間

離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施

ロの離島基準単価
1,000

(ﾊ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価に使用される電気に適用いたします。

なお，適用期間は，(5)のとおりといたします。

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は，その1月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

なお，(1)の燃料費等調整額は，離島ユニバーサルサービス調整単価が(ﾛ) aにより算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし，離島ユニバーサルサービス調整単価が(ﾛ) bまたはcにより算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものといたします。

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘

(5) 適 用 期 間

イ　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，ロおよびハの場合をのぞき，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間

離島等供給約款［高圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［高圧用］　2023年4月1日実施</th><th>離島等供給約款［高圧用］　2024年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr>
<tr><td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr>
<tr><td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td></tr>
<tr><td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td><td>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</td></tr>
<tr><td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td><td>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</td></tr>
<tr><td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td><td>翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</td></tr>
<tr><td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）</td><td>翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間</td></tr>
</table>
ロ　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，ハの場合を除き，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。
ハ　検針日が毎月初日のお客さまについては，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。
(6) 燃料費調整単価等のお知らせ
当社は，(2)イ(ｲ)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(2)イ(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価，(3)イ(ｲ)の各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日および昼間平均価格ならびに(3)イ(ﾛ)によって算定された市場価格調整単価，(4)イ(ｲ)の各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(4)イ(ﾛ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。
</td><td>
<table>
<tr><td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr>
<tr><td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr>
<tr><td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td></tr>
<tr><td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td><td>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</td></tr>
<tr><td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td><td>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</td></tr>
<tr><td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td><td>翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</td></tr>
<tr><td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）</td><td>翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間</td></tr>
</table>
ロ　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，ハの場合を除き，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。
ハ　検針日が毎月初日のお客さまについては，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。
(6) 燃料費調整単価等のお知らせ
当社は，(2)イ(ｲ)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(2)イ(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価，(3)イ(ｲ)の各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日および昼間平均価格ならびに(3)イ(ﾛ)によって算定された市場価格調整単価，(4)イ(ｲ)の各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(4)イ(ﾛ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。
</td></tr>
</table>

離島等供給約款［特別高圧用］　2023 年 4 月 1 日実施	離島等供給約款［特別高圧用］　2024 年 4 月 1 日実施
離　島　等　供　給　約　款 ［特別高圧用］ ~~2023 年 4 月 1 日~~ 実 施 東北電力ネットワーク株式会社	離　島　等　供　給　約　款 ［特別高圧用］ 2024 年 4 月 1 日 実 施 東北電力ネットワーク株式会社

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施
離島等供給約款［特別高圧用］ 目　次 Ⅰ　総　　則 1　適　　用 …… 1 2　離島等供給約款の届出および変更 …… 1 3　定　　義 …… 1 4　単位および端数処理 …… ~~3~~ 5　実施細目 …… 3 Ⅱ　契約の申込み 6　需給契約の申込み …… 4 7　需給契約の成立および契約期間 …… 4 8　供給電気方式，供給電圧および周波数 …… 5 9　需要場所 …… 5 10　需給契約の単位 …… 5 11　供給の開始 …… 5 12　供給の単位 …… 5 13　承諾の限界 …… ~~5~~ 14　需給契約書の作成 …… 6 Ⅲ　契約種別および料金 15　契約種別 …… 7 16　特別高圧電力Ａ …… 7 17　特別高圧季節別時間帯別電力Ａ …… 8 18　特別高圧電力Ｂ …… 9 19　特別高圧季節別時間帯別電力Ｂ …… 10 20　臨時電力 …… 12 21　自家発補給電力 …… 15 22　予備電力 …… 21 Ⅳ　料金の算定および支払い 23　料金の適用開始の時期 …… ~~25~~ 24　検針日 …… ~~25~~ 25　料金の算定期間 …… ~~25~~ 26　計　　量 …… ~~25~~ 27　使用電力量の算定等 …… ~~25~~ 28　料金の算定 …… ~~26~~ 29　日割計算 …… ~~26~~	離島等供給約款［特別高圧用］ 目　次 Ⅰ　総　　則 1　適　　用 …… 1 2　離島等供給約款の届出および変更 …… 1 3　定　　義 …… 1 4　単位および端数処理 …… 2 5　実施細目 …… 3 Ⅱ　契約の申込み 6　需給契約の申込み …… 4 7　需給契約の成立および契約期間 …… 4 8　供給電気方式，供給電圧および周波数 …… 5 9　需要場所 …… 5 10　需給契約の単位 …… 5 11　供給の開始 …… 5 12　供給の単位 …… 5 13　承諾の限界 …… 6 14　需給契約書の作成 …… 6 Ⅲ　契約種別および料金 15　契約種別 …… 7 16　特別高圧電力Ａ …… 7 17　特別高圧季節別時間帯別電力Ａ …… 8 18　特別高圧電力Ｂ …… 9 19　特別高圧季節別時間帯別電力Ｂ …… 10 20　臨時電力 …… 12 21　自家発補給電力 …… 15 22　予備電力 …… 21 Ⅳ　料金の算定および支払い 23　料金の適用開始の時期 …… 24 24　検針日 …… 24 25　料金の算定期間 …… 24 26　計　　量 …… 24 27　使用電力量の算定等 …… 24 28　料金の算定 …… 25 29　日割計算 …… 25

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施
30　料金の支払義務および支払期日 ~~26~~	30　料金の支払義務および支払期日 25
31　料金その他の支払方法 ~~26~~	31　料金その他の支払方法 25
32　延滞利息 ~~27~~	32　延滞利息 26
33　保証金 ~~27~~	33　保証金 26
Ⅴ　使用および供給	**Ⅴ　使用および供給**
34　適正契約の保持 ~~29~~	34　適正契約の保持 28
35　契約超過金 ~~29~~	35　契約超過金 28
36　力率の保持 ~~29~~	36　力率の保持 28
37　需要場所への立入りによる業務の実施 ~~29~~	37　需要場所への立入りによる業務の実施 28
38　電気の使用にともなうお客さまの協力 ~~30~~	38　電気の使用にともなうお客さまの協力 29
39　供給の停止 ~~30~~	39　供給の停止 29
40　供給停止の解除 ~~31~~	40　供給停止の解除 30
41　供給停止期間中の料金 ~~31~~	41　供給停止期間中の料金 30
42　違約金 ~~31~~	42　違約金 30
43　供給の中止または使用の制限もしくは中止 ~~31~~	43　供給の中止または使用の制限もしくは中止 30
44　制限または中止の料金割引 ~~31~~	44　制限または中止の料金割引 30
45　損害賠償の免責 ~~32~~	45　損害賠償の免責 31
46　設備の賠償 ~~33~~	46　設備の賠償 32
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
47　需給契約の変更 ~~34~~	47　需給契約の変更 33
48　名義の変更 ~~34~~	48　名義の変更 33
49　需給契約の廃止 ~~34~~	49　需給契約の廃止 33
50　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 ~~34~~	50　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 33
51　解約等 ~~36~~	51　解約等 35
52　需給契約消滅後の債権債務関係 ~~37~~	52　需給契約消滅後の債権債務関係 35
Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担	**Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担**
53　供給方法，工事および施設 ~~38~~	53　供給方法，工事および施設 36
54　工事費等に関する契約書の作成 ~~38~~	54　工事費等に関する契約書の作成 36
55　工事費負担金等の申受けおよび精算 ~~38~~	55　工事費負担金等の申受けおよび精算 36
Ⅷ　保　安	**Ⅷ　保　安**
56　保安の責任 ~~39~~	56　保安の責任 37
57　保安等に対するお客さまの協力 ~~39~~	57　保安等に対するお客さまの協力 37
附　則 ~~41~~	**附　則** 39
別　表 ~~45~~	**別　表** 43
Ⅰ　総則	**Ⅰ　総則**

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施
3　定　　義 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 特 別 高 圧 標準電圧30,000ボルト，60,000ボルトまたは140,000ボルトをいいます。 (2) 電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがあるため，電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 付 帯 電 灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯 ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯 (6) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (7) 契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。 (8) 最大需要電力 30分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器等により計量される値をいいます。 (9) 夏　　季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。 (10) そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。 (11) ピーク時間 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし，別表1（休日	**3　定　　義** 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 特 別 高 圧 標準電圧30,000ボルト，60,000ボルトまたは140,000ボルトをいいます。 (2) 電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがあるため，電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 付 帯 電 灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯 ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯 (6) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (7) 契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。 (8) 最大需要電力 30分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器等により計量される値をいいます。 (9) 夏　　季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。 (10) そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。 (11) ピーク時間 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし，別表1（休日

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施
等）に定める日の該当する時間を除きます。 (12) 昼 間 時 間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。 (13) 夜 間 時 間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。 (14) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (15) スポット市場価格 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に~~かかわる~~電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）をいいます。 (16) 平均燃料価格算定期間，離島平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合ならびにスポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。 (17) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。	等）に定める日の該当する時間を除きます。 (12) 昼 間 時 間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。 (13) 夜 間 時 間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。 (14) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (15) スポット市場価格 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）をいいます。 (16) 平均燃料価格算定期間，離島平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合ならびにスポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。 (17) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。
Ⅱ　契約の申込み	**Ⅱ　契約の申込み**
6　需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款，ならびに当社の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の申込書により申込みをしていただきます。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みま	**6　需給契約の申込み** (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款，ならびに当社の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の申込書により申込みをしていただきます。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みま

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施
す。），供給電圧，負荷設備，受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法	す。），供給電圧，負荷設備，受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法 (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，当社が，発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社と再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供することを，あらかじめ承諾するものといたします。
~~(2)~~ 契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。	(3) 契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
~~(3)~~ 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。	(4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。
~~(4)~~ お客さまが電気設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，法令で定める技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，託送約款等に定める系統連系技術要件および別に定める発電設備系統連系サービス実施要綱を遵守し，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。	(5) お客さまが電気設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，法令で定める技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，託送約款等に定める系統連系技術要件および別に定める発電設備系統連系サービス実施要綱を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。
~~(5)~~ 電圧または周波数の変動等によって重大な損害を受けるおそれがあるお客さまは，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その必要容量を明確にしていただき，当社がお客さまに常時供給する電気に加え，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために予備電線路により電気の供給を受けるための申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。	(6) 電圧または周波数の変動等によって重大な損害を受けるおそれがあるお客さまは，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その必要容量を明確にしていただき，当社がお客さまに常時供給する電気に加え，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために予備電線路により電気の供給を受けるための申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
~~(6)~~ お客さまが発電設備を設置される場合には，発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，不足電力の補給にあてるための申込みをしていただきます。	(7) お客さまが発電設備を設置される場合には，発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，不足電力の補給にあてるための申込みをしていただきます。
13　承諾の限界 当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，料金~~および~~この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）~~の支払状況~~（既に消滅しているもの~~を含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合~~を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあ	**13　承諾の限界** 当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすること

<table>
<tr><th>離島等供給約款［特別高圧用］　2023 年 4 月 1 日実施</th><th>離島等供給約款［特別高圧用］　2024 年 4 月 1 日実施</th></tr>
<tr><td>ります。この場合は，その理由をお知らせいたします。</td><td>があります。この場合は，その理由をお知らせいたします。</td></tr>
<tr><td>

Ⅲ　契約種別および料金

16　特別高圧電力Ａ

(1) 適 用 範 囲

特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要に適用いたします。

なお，契約電力は 2,000 キロワット以上といたします。

(2) 契 約 電 力

イ　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から 1 年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ロ　お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

<table>
<tr><td rowspan="2">契約電力 1 キロワットにつき</td><td>標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>1,991 円 00 銭</td></tr>
<tr><td>標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>1,969 円 00 銭</td></tr>
</table>

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

</td><td>

Ⅲ　契約種別および料金

16　特別高圧電力Ａ

(1) 適 用 範 囲

特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要に適用いたします。

なお，契約電力は 2,000 キロワット以上といたします。

(2) 契 約 電 力

イ　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から 1 年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ロ　お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

<table>
<tr><td rowspan="2">契約電力 1 キロワットにつき</td><td>標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>1,991 円 00 銭</td></tr>
<tr><td>標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合</td><td>1,969 円 00 銭</td></tr>
</table>

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

</td></tr>
</table>

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施

契約電力1キロワットにつき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	1,991円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,969円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) ピーク時間

1キロワット時につき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	~~33円57銭~~
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~33円13銭~~

(ﾛ) 昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	~~32円26銭~~	~~31円29銭~~
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~31円86銭~~	~~30円90銭~~

(ﾊ) 夜間時間

1キロワット時につき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	~~26円58銭~~
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~26円32銭~~

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

(4) そ　の　他

契約期間満了に先だって，原則として他の需給契約に変更することはできません。

18　特別高圧電力Ｂ

離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施

契約電力1キロワットにつき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	1,991円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,969円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) ピーク時間

1キロワット時につき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	32円32銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	31円88銭

(ﾛ) 昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	31円01銭	30円04銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	30円61銭	29円65銭

(ﾊ) 夜間時間

1キロワット時につき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	25円44銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	25円18銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

(4) そ　の　他

契約期間満了に先だって，原則として他の需給契約に変更することはできません。

18　特別高圧電力Ｂ

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施

(1) 適 用 範 囲

特別高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。

なお，契約電力は2,000キロワット以上といたします。

(2) 契 約 電 力

イ　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ロ　お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	2,167円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,101円00銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	2,035円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	~~29円51銭~~	~~28円57銭~~

離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施

(1) 適 用 範 囲

特別高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。

なお，契約電力は2,000キロワット以上といたします。

(2) 契 約 電 力

イ　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

ロ　お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	2,167円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,101円00銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	2,035円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	28円31銭	27円37銭

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合　~~29円15銭~~　~~28円24銭~~ 標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合　~~28円78銭~~　~~27円91銭~~	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合　27円95銭　27円04銭 標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合　27円58銭　26円71銭
ハ　力率割引および割増し (ｲ) 力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。 (ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。 (4) そ　の　他 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。	ハ　力率割引および割増し (ｲ) 力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。 なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。 (ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。 (4) そ　の　他 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。
19　特別高圧季節別時間帯別電力Ｂ (1) 適 用 範 囲 特別高圧電力Ｂの適用範囲に該当するものに適用いたします。 (2) 契 約 電 力 イ　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。 ロ　お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。 (3)　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。 イ　基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金	**19　特別高圧季節別時間帯別電力Ｂ** (1) 適 用 範 囲 特別高圧電力Ｂの適用範囲に該当するものに適用いたします。 (2) 契 約 電 力 イ　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。 ロ　お客さまが同一の需要場所で，新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。 (3)　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。 イ　基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施

は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	2,167円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,101円00銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	2,035円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) ピーク時間

1キロワット時につき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	~~32円55銭~~
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~32円08銭~~
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	~~31円60銭~~

(ﾛ) 昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	~~31円33銭~~	~~30円11銭~~
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	~~30円90銭~~	~~29円72銭~~
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	~~30円47銭~~	~~29円34銭~~

(ﾊ) 夜間時間

1キロワット時につき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	~~26円58銭~~
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~26円32銭~~
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	~~26円07銭~~

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施

は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	2,167円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,101円00銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	2,035円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) ピーク時間

1キロワット時につき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	31円30銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	30円83銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	30円35銭

(ﾛ) 昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	30円08銭	28円86銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	29円65銭	28円47銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	29円22銭	28円09銭

(ﾊ) 夜間時間

1キロワット時につき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	25円44銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	25円18銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	24円93銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

<table>
<tr><th>離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施</th><th>離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。
(4) そ　の　他
イ　発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。
ロ　契約期間満了に先だって，原則として他の需給契約に変更することはできません。</td><td>(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。
(4) そ　の　他
イ　発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。
ロ　契約期間満了に先だって，原則として他の需給契約に変更することはできません。</td></tr>
<tr><td>**20　臨 時 電 力**
(1) 臨時電力Ａ
イ　適用範囲
特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，契約使用期間が1年未満のお客さまに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要については，適用いたしません。
なお，契約電力は原則として2,000キロワット以上といたします。
ロ　契約電力
契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。
ハ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金
基本料金は，1月につき次によって算定した値の20パーセントを割増ししたものといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。
<table><tr><td rowspan="2">契約電力1キロワットにつき</td><td>標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1,991円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1,969円00銭</td></tr></table>
(ﾛ) 電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料</td><td>**20　臨 時 電 力**
(1) 臨時電力Ａ
イ　適用範囲
特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，契約使用期間が1年未満のお客さまに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要については，適用いたしません。
なお，契約電力は原則として2,000キロワット以上といたします。
ロ　契約電力
契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。
ハ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。
(ｲ) 基本料金
基本料金は，1月につき次によって算定した値の20パーセントを割増ししたものといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。
<table><tr><td rowspan="2">契約電力1キロワットにつき</td><td>標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1,991円00銭</td></tr><tr><td>標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合</td><td>1,969円00銭</td></tr></table>
(ﾛ) 電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料</td></tr>
</table>

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施

金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	~~32円69銭~~	~~31円45銭~~
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	~~32円25銭~~	~~31円06銭~~

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

ニ　契約超過金

(ｲ) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，35（契約超過金）にかかわらず，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増しし，その値を20パーセント割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

ホ　そ の 他

(ｲ) 当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，継続後の新たに設定される契約使用期間が1年未満となるものについては，臨時電力Ａを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ａに準ずるものといたします。

(2) 臨時電力Ｂ

イ　適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約使用期間が1年未満のお客さまに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要については，適用いたしません。

離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施

金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	31円38銭	30円14銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	30円94銭	29円75銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

ニ　契約超過金

(ｲ) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，35（契約超過金）にかかわらず，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増しし，その値を20パーセント割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

ホ　そ の 他

(ｲ) 当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，継続後の新たに設定される契約使用期間が1年未満となるものについては，臨時電力Ａを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ａに準ずるものといたします。

(2) 臨時電力Ｂ

イ　適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約使用期間が1年未満のお客さまに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要については，適用いたしません。

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施

なお，契約電力は原則として2,000キロワット以上といたします。

ロ　契約電力

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次によって算定した値の20パーセントを割増ししたものといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	2,167円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,101円00銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	2,035円00銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	~~31円58銭~~	~~30円46銭~~
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	~~31円16銭~~	~~30円07銭~~
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	~~30円72銭~~	~~29円67銭~~

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみな

離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施

なお，契約電力は原則として2,000キロワット以上といたします。

ロ　契約電力

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次によって算定した値の20パーセントを割増ししたものといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	2,167円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,101円00銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	2,035円00銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	30円27銭	29円15銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	29円85銭	28円76銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	29円41銭	28円36銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみな

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施
します。 b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。 ニ　契約超過金 (ｲ) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，35（契約超過金）にかかわらず，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増しし，その値を20パーセント割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。 (ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。 ホ　そ の 他 (ｲ) 当社は，原則として供給設備を常置いたしません。 (ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。 (ﾊ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，継続後の新たに設定される契約使用期間が1年未満となるものについては，臨時電力Ｂを適用いたします。 (ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ｂに準ずるものといたします。	します。 b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。 ニ　契約超過金 (ｲ) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，35（契約超過金）にかかわらず，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増しし，その値を20パーセント割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。 (ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。 ホ　そ の 他 (ｲ) 当社は，原則として供給設備を常置いたしません。 (ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。 (ﾊ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，継続後の新たに設定される契約使用期間が1年未満となるものについては，臨時電力Ｂを適用いたします。 (ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ｂに準ずるものといたします。
21　自家発補給電力 (1) 自家発補給電力Ａ イ　適用範囲 (ｲ) 特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 (ﾛ) 火力発電設備を有するお客さまが，大気汚染防止法等関係諸法令によって発電設備の出力を抑制したときに不足電力の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ａの適用の対象とはいたしません。 (ﾊ) 水力発電設備を有するお客さまが，渇水時に不足電力等の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ａの適用の対象とはいたしません。 ロ　契約電力 (ｲ) 契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，1 台当たりの容量が最大となる発電設備の容量を下回らないもの	**21　自家発補給電力** (1) 自家発補給電力Ａ イ　適用範囲 (ｲ) 特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 (ﾛ) 火力発電設備を有するお客さまが，大気汚染防止法等関係諸法令によって発電設備の出力を抑制したときに不足電力の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ａの適用の対象とはいたしません。 (ﾊ) 水力発電設備を有するお客さまが，渇水時に不足電力等の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ａの適用の対象とはいたしません。 ロ　契約電力 (ｲ) 契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，1 台当たりの容量が最大となる発電設備の容量を下回らないもの

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施

といたします。

(ﾛ) (ｲ)によりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

a　予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量からお客さまの予備発電設備の容量を差し引いた値

なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b　発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的に遮断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量から瞬時に負荷を自動的に遮断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

c　aおよびbにより契約電力を決定する場合は，あらかじめ次の資料をお客さまに提出していただきます。

(a) 予備発電設備が設置されている場合は，その定格出力および運転方法等

(b) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的に遮断する装置が設置されている場合は，遮断される負荷設備の明細および遮断方法等

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次によって算定した値の10パーセントを割増ししたものといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，その30パーセントといたします。また，その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	1,991円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,969円00銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使

離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施

といたします。

(ﾛ) (ｲ)によりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

a　予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量からお客さまの予備発電設備の容量を差し引いた値

なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b　発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的に遮断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量から瞬時に負荷を自動的に遮断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

c　aおよびbにより契約電力を決定する場合は，あらかじめ次の資料をお客さまに提出していただきます。

(a) 予備発電設備が設置されている場合は，その定格出力および運転方法等

(b) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的に遮断する装置が設置されている場合は，遮断される負荷設備の明細および遮断方法等

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次によって算定した値の10パーセントを割増ししたものといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，その30パーセントといたします。また，その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	1,991円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,969円00銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023 年 4 月 1 日実施

用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　定期検査（電気事業法第 54 条および第 55 条第 1 項に定められた検査をいいます。）または定期補修（一定期間に限り定期的に行なわれる補修をいいます。）による場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	~~31 円 54 銭~~	~~30 円 41 銭~~
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	~~31 円 14 銭~~	~~30 円 05 銭~~

b　a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	~~34 円 62 銭~~	~~33 円 22 銭~~
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	~~34 円 13 銭~~	~~32 円 77 銭~~

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

ニ　契約超過金

(ｲ) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，35（契約超過金）にかかわらず，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増しし，その値を 10 パーセント割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

ホ　電気の使用

離島等供給約款［特別高圧用］　2024 年 4 月 1 日実施

用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　定期検査（電気事業法第 54 条および第 55 条第 1 項に定められた検査をいいます。）または定期補修（一定期間に限り定期的に行なわれる補修をいいます。）による場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	30 円 34 銭	29 円 21 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	29 円 94 銭	28 円 85 銭

b　a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	33 円 42 銭	32 円 02 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	32 円 93 銭	31 円 57 銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

ニ　契約超過金

(ｲ) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，35（契約超過金）にかかわらず，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増しし，その値を 10 パーセント割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

ホ　電気の使用

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施
(ｲ) お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。この場合，できる限り夏期をさけて実施していただきます。 なお，その実施の時期を変更される場合には，その1月前までに当社に通知していただきます。	(ｲ) お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。この場合，できる限り夏期をさけて実施していただきます。 なお，その実施の時期を変更される場合には，その1月前までに当社に通知していただきます。
(ﾛ) お客さまが自家発補給電力Ａにより電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえないときは，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。	(ﾛ) お客さまが自家発補給電力Ａにより電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえないときは，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。
へ　常時供給分と同一計量される場合の使用の判定	へ　常時供給分と同一計量される場合の使用の判定
(ｲ) その1月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえた場合は，発電設備の運転に関する記録その他客観的にみて自家発補給電力Ａによる電気の使用をされていないことが明らかなときを除き，自家発補給電力Ａによる電気の使用がなされたものといたします。	(ｲ) その1月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえた場合は，発電設備の運転に関する記録その他客観的にみて自家発補給電力Ａによる電気の使用をされていないことが明らかなときを除き，自家発補給電力Ａによる電気の使用がなされたものといたします。
(ﾛ) その1月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえなかった場合は，お客さまが自家発補給電力Ａによる電気の使用について申出されたときであっても，自家発補給電力Ａによる電気の使用はされなかったものとし，常時供給分による使用として取り扱います。	(ﾛ) その1月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえなかった場合は，お客さまが自家発補給電力Ａによる電気の使用について申出されたときであっても，自家発補給電力Ａによる電気の使用はされなかったものとし，常時供給分による使用として取り扱います。
ト　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力	ト　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力
常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａにより電気を使用されたときは，原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。ただし，その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Ａの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ａの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。 なお，超過の原因が明らかでないときは，常時供給分と自家発補給電力Ａとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。	常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａにより電気を使用されたときは，原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。ただし，その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Ａの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ａの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。 なお，超過の原因が明らかでないときは，常時供給分と自家発補給電力Ａとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。
チ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量の算定	チ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量の算定
(ｲ) 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量は，自家発補給電力Ａによる電気の供給時間中に計量された使用電力量から，あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めた基準の電力に自家発補給電力Ａによる電気の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。	(ｲ) 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量は，自家発補給電力Ａによる電気の供給時間中に計量された使用電力量から，あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めた基準の電力に自家発補給電力Ａによる電気の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。
(ﾛ) 基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。ただし，いずれを基準とするかはお客さまと当社との協議によりあらかじめ決定しておくものとし，自家発補給電力Ａによる電気の使用のつど選択することはできません。 なお，基準の電力の算定にあたり次のａ，ｂまたはｃによりがたい場合は，お客さまと当社との協議によりａ，ｂまたはｃに準じて決定いたします。また，	(ﾛ) 基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。ただし，いずれを基準とするかはお客さまと当社との協議によりあらかじめ決定しておくものとし，自家発補給電力Ａによる電気の使用のつど選択することはできません。 なお，基準の電力の算定にあたり次のａ，ｂまたはｃによりがたい場合は，お客さまと当社との協議によりａ，ｂまたはｃに準じて決定いたします。また，

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施
常時供給分の使用電力量の算定を日区分別または時間帯区分別で行なう場合は，基準の電力についても，常時供給分の日区分別または時間帯区分別に算定することといたします。 a　自家発補給電力Ａによる電気の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力 b　自家発補給電力Ａによる電気の使用の前3月間における常時供給分の平均電力 c　自家発補給電力Ａによる電気の使用の前3日間における常時供給分の平均電力 (ﾊ) 自家発補給電力Ａによる継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ａの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ａの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ａの使用電力量といたします。 (ﾆ) 使用電力量の区分 自家発補給電力Ａの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ａの最大需要電力に自家発補給電力Ａの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。 リ　そ の 他 (ｲ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録およびお客さまの発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。 (ﾛ) 常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その1月の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から，トにより定めた最大需要電力を差し引いた値を，常時供給分のその1月の自家発補給電力Ａの供給時間中における最大需要電力といたします。 (ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ａに準ずるものといたします。 (2) 自家発補給電力Ｂ イ　適用範囲 (ｲ) 特別高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 (ﾛ) 火力発電設備を有するお客さまが，大気汚染防止法等関係諸法令によって発電設備の出力を抑制したときに不足電力の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ｂの適用の対象とはいたしません。 (ﾊ) 水力発電設備を有するお客さまが，渇水時に不足電力等の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ｂの適用の対象とはいたしません。 ロ　契約電力	常時供給分の使用電力量の算定を日区分別または時間帯区分別で行なう場合は，基準の電力についても，常時供給分の日区分別または時間帯区分別に算定することといたします。 a　自家発補給電力Ａによる電気の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力 b　自家発補給電力Ａによる電気の使用の前3月間における常時供給分の平均電力 c　自家発補給電力Ａによる電気の使用の前3日間における常時供給分の平均電力 (ﾊ) 自家発補給電力Ａによる継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ａの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ａの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ａの使用電力量といたします。 (ﾆ) 使用電力量の区分 自家発補給電力Ａの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ａの最大需要電力に自家発補給電力Ａの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。 リ　そ の 他 (ｲ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録およびお客さまの発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。 (ﾛ) 常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その1月の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から，トにより定めた最大需要電力を差し引いた値を，常時供給分のその1月の自家発補給電力Ａの供給時間中における最大需要電力といたします。 (ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ａに準ずるものといたします。 (2) 自家発補給電力Ｂ イ　適用範囲 (ｲ) 特別高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 (ﾛ) 火力発電設備を有するお客さまが，大気汚染防止法等関係諸法令によって発電設備の出力を抑制したときに不足電力の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ｂの適用の対象とはいたしません。 (ﾊ) 水力発電設備を有するお客さまが，渇水時に不足電力等の補給にあてるためのものは，自家発補給電力Ｂの適用の対象とはいたしません。 ロ　契約電力

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は，1月につき次によって算定した値の10パーセントを割増ししたものといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，その20パーセントといたします。また，その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	2,167円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,101円00銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	2,035円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　定期検査（電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。）または定期補修（一定期間に限り定期的に行なわれる補修をいいます。）による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	~~30円53銭~~	~~29円51銭~~
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	~~30円15銭~~	~~29円15銭~~
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	~~29円74銭~~	~~28円78銭~~

b　a以外の場合

離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は，1月につき次によって算定した値の10パーセントを割増ししたものといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，その20パーセントといたします。また，その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	2,167円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,101円00銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	2,035円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a　定期検査（電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。）または定期補修（一定期間に限り定期的に行なわれる補修をいいます。）による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	29円33銭	28円31銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	28円95銭	27円95銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	28円54銭	27円58銭

b　a以外の場合

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023 年 4 月 1 日実施

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	~~33 円 36 銭~~	~~32 円 08 銭~~
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	~~32 円 88 銭~~	~~31 円 63 銭~~
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	~~32 円 37 銭~~	~~31 円 17 銭~~

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

ニ　契約超過金

(ｲ) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，35（契約超過金）にかかわらず，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増しし，その値を 10 パーセント割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

ホ　電気の使用

(ｲ) お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その 1 月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお，その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。

(ﾛ) お客さまが自家発補給電力Ｂにより電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえないときは，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ヘ　常時供給分と同一計量される場合の使用の判定

離島等供給約款［特別高圧用］　2024 年 4 月 1 日実施

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	32 円 16 銭	30 円 88 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	31 円 68 銭	30 円 43 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	31 円 17 銭	29 円 97 銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

b　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

ニ　契約超過金

(ｲ) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，35（契約超過金）にかかわらず，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増しし，その値を 10 パーセント割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(ﾛ) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

ホ　電気の使用

(ｲ) お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その 1 月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお，その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。

(ﾛ) お客さまが自家発補給電力Ｂにより電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえないときは，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ヘ　常時供給分と同一計量される場合の使用の判定

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施
(ｲ) その1月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえた場合は，発電設備の運転に関する記録その他客観的にみて自家発補給電力Ｂによる電気の使用をされていないことが明らかなときを除き，自家発補給電力Ｂによる電気の使用がなされたものといたします。	(ｲ) その1月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえた場合は，発電設備の運転に関する記録その他客観的にみて自家発補給電力Ｂによる電気の使用をされていないことが明らかなときを除き，自家発補給電力Ｂによる電気の使用がなされたものといたします。
(ﾛ) その1月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえなかった場合は，お客さまが自家発補給電力Ｂによる電気の使用について申出されたときであっても，自家発補給電力Ｂによる電気の使用はされなかったものとし，常時供給分による使用として取り扱います。	(ﾛ) その1月における最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえなかった場合は，お客さまが自家発補給電力Ｂによる電気の使用について申出されたときであっても，自家発補給電力Ｂによる電気の使用はされなかったものとし，常時供給分による使用として取り扱います。
ト　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力	ト　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力
常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂにより電気を使用されたときは，原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。ただし，その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Ｂの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ｂの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。	常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂにより電気を使用されたときは，原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。ただし，その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Ｂの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ｂの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。
なお，超過の原因が明らかでないときは，常時供給分と自家発補給電力Ｂとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。	なお，超過の原因が明らかでないときは，常時供給分と自家発補給電力Ｂとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。
チ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量の算定	チ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量の算定
(ｲ) 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量は，自家発補給電力Ｂによる電気の供給時間中に計量された使用電力量から，あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めた基準の電力に自家発補給電力Ｂによる電気の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。	(ｲ) 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量は，自家発補給電力Ｂによる電気の供給時間中に計量された使用電力量から，あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めた基準の電力に自家発補給電力Ｂによる電気の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。
(ﾛ) 基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。ただし，いずれを基準とするかはお客さまと当社との協議によりあらかじめ決定しておくものとし，自家発補給電力Ｂによる電気の使用のつど選択することはできません。	(ﾛ) 基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。ただし，いずれを基準とするかはお客さまと当社との協議によりあらかじめ決定しておくものとし，自家発補給電力Ｂによる電気の使用のつど選択することはできません。
なお，基準の電力の算定にあたり次のａ，ｂまたはｃによりがたい場合は，お客さまと当社との協議によりａ，ｂまたはｃに準じて決定いたします。また，常時供給分の使用電力量の算定を日区分別または時間帯区分別で行なう場合は，基準の電力についても，常時供給分の日区分別または時間帯区分別に算定することといたします。	なお，基準の電力の算定にあたり次のａ，ｂまたはｃによりがたい場合は，お客さまと当社との協議によりａ，ｂまたはｃに準じて決定いたします。また，常時供給分の使用電力量の算定を日区分別または時間帯区分別で行なう場合は，基準の電力についても，常時供給分の日区分別または時間帯区分別に算定することといたします。
ａ　自家発補給電力Ｂによる電気の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力	ａ　自家発補給電力Ｂによる電気の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力
ｂ　自家発補給電力Ｂによる電気の使用の前3月間における常時供給分の平均電力	ｂ　自家発補給電力Ｂによる電気の使用の前3月間における常時供給分の平均電力
ｃ　自家発補給電力Ｂによる電気の使用の前3日間における常時供給分の平均電力	ｃ　自家発補給電力Ｂによる電気の使用の前3日間における常時供給分の平均電力
(ﾊ) 自家発補給電力Ｂによる継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ｂの	(ﾊ) 自家発補給電力Ｂによる継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ｂの

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施
使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ｂの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ｂの使用電力量といたします。 (ﾆ) 使用電力量の区分 自家発補給電力Ｂの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ｂの最大需要電力に自家発補給電力Ｂの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。 リ　そ の 他 (ｲ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録およびお客さまの発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。 (ﾛ) 常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その1月の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から，トにより定めた最大需要電力を差し引いた値を，常時供給分のその1月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における最大需要電力といたします。 (ﾊ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。 (ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ｂに準ずるものといたします。	使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ｂの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ｂの使用電力量といたします。 (ﾆ) 使用電力量の区分 自家発補給電力Ｂの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ｂの最大需要電力に自家発補給電力Ｂの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。 リ　そ の 他 (ｲ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録およびお客さまの発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。 (ﾛ) 常時供給分と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その1月の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から，トにより定めた最大需要電力を差し引いた値を，常時供給分のその1月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における最大需要電力といたします。 (ﾊ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。 (ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，特別高圧電力Ｂに準ずるものといたします。
Ⅳ　料金の算定および支払い **23　料金の適用開始の時期** 料金は，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。	**Ⅳ　料金の算定および支払い** **23　料金の適用開始の時期** 料金は，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。
Ⅳ　料金の算定および支払い **24　検　針　日** 検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日に，各月ごとに行ないます。ただし，非常変災の場合等やむをえない事情のあるときは，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。	**Ⅳ　料金の算定および支払い** **24　検　針　日** 検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日に，各月ごとに行ないます。ただし，非常変災の場合等やむをえない事情のあるときは，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) (1)の場合で，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
30　料金の支払義務および支払期日 (1) お客さまの料金の支払義務は，検針日に発生いたします。ただし，次の場合はこ	**30　料金の支払義務および支払期日** (1) お客さまの料金の支払義務は，検針日に発生いたします。ただし，次の場合はこ

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施
の限りではありません。 イ　27（使用電力量の算定等）(3)の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。 (2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。	の限りではありません。 イ　27（使用電力量の算定等）(3)の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。 ハ　24（検針日）(3)の場合で，実際に検針を行なった日が，当社があらかじめお知らせした日より後の日となり，当社が必要と認めるときは，実際に検針を行なった日といたします。 (2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。
Ⅴ　使用および供給	**Ⅴ　使用および供給**
37 需要場所への立入りによる業務の実施 当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査 (2) 57（保安等に対するお客さまの協力）(1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，負荷設備，受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (4) 計量器の検針または計量値の確認 (5) 39（供給の停止），49（需給契約の廃止）(1)または51（解約等）により必要な処置 (6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物に~~かかわる~~保安の確認に必要な業務	**37 需要場所への立入りによる業務の実施** 当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査 (2) 57（保安等に対するお客さまの協力）(1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，負荷設備，受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (4) 計量器の検針または計量値の確認 (5) 39（供給の停止），49（需給契約の廃止）(1)または51（解約等）により必要な処置 (6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務
39 供給の停止 (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電	**39 供給の停止** (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施
気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の5日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ~~ハ~~ 料金以外の債務を支払われない場合	気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の5日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合 ニ 料金以外の債務を支払われない場合
(3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ　動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合 ニ　37（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ホ　38（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合	(3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ　動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合 ニ　37（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ホ　38（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
(4) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	(4) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。	(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
附則	**附則**
1 この離島約款の実施期日 この離島約款は，~~2023年4月1日~~から実施いたします。	**1 この離島約款の実施期日** この離島約款は，2024年4月1日から実施いたします。
別表	**別表**
2　再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギ	**2　再生可能エネルギー発電促進賦課金** (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギ

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施
一発電促進賦課金単価に~~かかわる~~納付金単価を定める告示がなされた年の5月1日から翌年の4月30日までの期間に使用される電気に適用いたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために予備電線路により電気の供給を受ける場合，その1月の使用電力量につき，常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには，使用電力量は，再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。 また，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは，お客さまからの申出の直後の5月1日から翌年の4月30日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に~~かかわる~~再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。	一発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月1日から翌年の4月30日までの期間に使用される電気に適用いたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために予備電線路により電気の供給を受ける場合，その1月の使用電力量につき，常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには，使用電力量は，再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。 また，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは，お客さまからの申出の直後の5月1日から翌年の4月30日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。
3　燃料費等調整 (1) 燃料費等調整額の算定 燃料費等調整額は，燃料費調整額，市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。 (2) 燃料費調整 イ　燃料費調整額の算定 (ｲ) 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ	**3　燃料費等調整** (1) 燃料費等調整額の算定 燃料費等調整額は，燃料費調整額，市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。 (2) 燃料費調整 イ　燃料費調整額の算定 (ｲ) 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施	離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施
Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 α＝~~0.0247~~ β＝~~0.2573~~ γ＝~~0.8912~~ なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ﾛ) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ａ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が ~~85,400~~ 円を下回る場合 燃料費調整単価 ＝（~~85,400~~ 円－平均燃料価格）×$\frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$ ｂ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が ~~85,400~~ 円を上回る場合 燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－~~85,400~~ 円）×$\frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$ (ﾊ) 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 なお，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(5)のとおりといたします。 (ﾆ) 燃料費調整額 燃料費調整額は，その１月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。 なお，(1)の燃料費等調整額は，燃料費調整単価が(ﾛ)ａにより算定される場合は，燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が(ﾛ)ｂにより算定される場合は，燃料費調整額を加えるものといたします。 ロ　基準単価 基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。 １キロワット時につき　~~20銭6厘~~	Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 α＝0.0259 β＝0.2563 γ＝0.8915 なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ﾛ) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ａ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合 燃料費調整単価 ＝（83,500 円－平均燃料価格）×$\frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$ ｂ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合 燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－83,500 円）×$\frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$ (ﾊ) 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 なお，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(5)のとおりといたします。 (ﾆ) 燃料費調整額 燃料費調整額は，その１月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。 なお，(1)の燃料費等調整額は，燃料費調整単価が(ﾛ)ａにより算定される場合は，燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が(ﾛ)ｂにより算定される場合は，燃料費調整額を加えるものといたします。 ロ　基準単価 基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。 １キロワット時につき　18銭4厘

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023 年 4 月 1 日実施	離島等供給約款［特別高圧用］　2024 年 4 月 1 日実施
(3) 市場価格調整 イ　市場価格調整額の算定 (ｲ) 平均市場価格 1 キロワット時当たりの平均市場価格は，スポット市場価格にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均市場価格の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 平均市場価格 ＝Ｘ×δ1＋Ｙ×δ2 Ｘ ＝各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格 Ｙ ＝各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格 δ1＝0.5332 δ2＝0.4668 なお，各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (ﾛ) 市場価格調整単価 市場価格調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，市場価格調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 a　1 キロワット時当たりの平均市場価格が 21 円 39 銭を下回る場合 市場価格調整単価 ＝（21 円 39 銭－平均市場価格）× ロの市場基準単価 b　1 キロワット時当たりの平均市場価格が 21 円 39 銭を上回る場合 市場価格調整単価 ＝（平均市場価格－21 円 39 銭）× ロの市場基準単価 (ﾊ) 市場価格調整単価の適用 各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は，その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 なお，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，(5) のとおりといたします。 (ﾆ) 市場価格調整額 市場価格調整額は，その 1 月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された市　場価格調整単価を適用して算定いたします。	(3) 市場価格調整 イ　市場価格調整額の算定 (ｲ) 平均市場価格 1 キロワット時当たりの平均市場価格は，スポット市場価格にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均市場価格の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 平均市場価格 ＝Ｘ×δ1＋Ｙ×δ2 Ｘ ＝各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格 Ｙ ＝各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格 δ1＝0.5332 δ2＝0.4668 なお，各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (ﾛ) 市場価格調整単価 市場価格調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，市場価格調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 a　1 キロワット時当たりの平均市場価格が 21 円 39 銭を下回る場合 市場価格調整単価 ＝（21 円 39 銭－平均市場価格）× ロの市場基準単価 b　1 キロワット時当たりの平均市場価格が 21 円 39 銭を上回る場合 市場価格調整単価 ＝（平均市場価格－21 円 39 銭）× ロの市場基準単価 (ﾊ) 市場価格調整単価の適用 各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は，その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 なお，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，(5) のとおりといたします。 (ﾆ) 市場価格調整額 市場価格調整額は，その 1 月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された市　場価格調整単価を適用して算定いたします。

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施

なお，(1)の燃料費等調整額は，市場価格調整単価が(ﾛ) aにより算定される場合は，市場価格調整額を差し引くものとし，市場価格調整単価が(ﾛ) bにより算定される場合は，市場価格調整額を加えるものといたします。

ロ　市場基準単価

市場基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	14銭2厘

(4) 離島ユニバーサルサービス調整

イ　離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α

A＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの　平均原油価格

α＝1.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (79{,}300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79{,}300\text{円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施

なお，(1)の燃料費等調整額は，市場価格調整単価が(ﾛ) aにより算定される場合は，市場価格調整額を差し引くものとし，市場価格調整単価が(ﾛ) bにより算定される場合は，市場価格調整額を加えるものといたします。

ロ　市場基準単価

市場基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	14銭2厘

(4) 離島ユニバーサルサービス調整

イ　離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α

A＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの　平均原油価格

α＝1.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (79{,}300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

b　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79{,}300\text{円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

離島等供給約款［特別高圧用］　新旧比較表

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施

c　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合
離島平均燃料価格は，119,000円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119{,}000\text{円} - 79{,}300\text{円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾊ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価に使用される電気に適用いたします。

なお，適用期間は，(5)のとおりといたします。

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は，その1月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

なお，(1)の燃料費等調整額は，離島ユニバーサルサービス調整単価が(ﾛ)aにより算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし，離島ユニバーサルサービス調整単価が(ﾛ)bまたはcにより算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものといたします。

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘

(5) 適 用 期 間

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間

離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施

c　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合
離島平均燃料価格は，119,000円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119{,}000\text{円} - 79{,}300\text{円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾊ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価に使用される電気に適用いたします。

なお，適用期間は，(5)のとおりといたします。

(ﾆ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は，その1月の使用電力量に(ﾛ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

なお，(1)の燃料費等調整額は，離島ユニバーサルサービス調整単価が(ﾛ)aにより算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし，離島ユニバーサルサービス調整単価が(ﾛ)bまたはcにより算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものといたします。

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘

(5) 適 用 期 間

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間

離島等供給約款［特別高圧用］　2023年4月1日実施		離島等供給約款［特別高圧用］　2024年4月1日実施	
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から5月31日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から5月31日までの期間

(6) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(2)イ(ｲ)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(2)イ(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価，(3)イ(ｲ)の各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日および昼間平均価格ならびに(3)イ(ﾛ)によって算定された市場価格調整単価，(4)イ(ｲ)の各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(4)イ(ﾛ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(6) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(2)イ(ｲ)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(2)イ(ﾛ)によって算定された燃料費調整単価，(3)イ(ｲ)の各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日および昼間平均価格ならびに(3)イ(ﾛ)によって算定された市場価格調整単価，(4)イ(ｲ)の各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(4)イ(ﾛ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

３　料金の算出の根拠

料金の算出の根拠

料金率は，当社の供給区域（離島を除く。）において小売電気事業者により行われると見込まれる小売供給に係る料金の水準と同程度となるよう，低圧で電気の供給を受ける需要に対する供給条件として設定された当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者（東北電力株式会社）の特定小売供給約款等および高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要に対する供給条件として設定されたみなし小売電気事業者（東北電力株式会社）の電気供給実施要綱の料金率と同様といたしました。